

令和 8 年

第 1 回 定例会 会議録

自 令和 8 年 3 月 3 日

2 4 日間

至 令和 8 年 3 月 2 6 日



豊 丘 村 議 会

第 1 回 定 例 会

令和8年 第1回 豊丘村議会定例会

招 集

招集年月日 令和 8年 2月19日

招集場所 豊丘村役場 議場

会 期

令和 8年 3月 3日

25日間

令和 8年 3月27日

日 程 表

月日	曜日	日 程	頁
3.3	火	開 会 令和8年3月3日（火曜日） 午前9時00分 日 程 日程 1 会期の決定 日程 2 会議録署名議員の指名 日程 3 村長あいさつ 日程 4 議案審議（18件） 議案第3号～第20号 日程22 派遣の件 日程23 諸報告 散 会 （議会全員協議会）	13 15 18 46 47
4	水		
5	木	総務産建委員会・社会文教委員会	
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		

月日	曜日	日 程	頁
10	火		
11	水	予算決算委員会	
12	木	予算決算委員会	
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木	再 開 令和8年3月19日（木曜日） 午前9時00分 日 程 日程 1 議員の一般質問（8名） 日程 2 諸報告 散 会	53 125
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木	再 開 令和8年3月26日（木曜日） 午前9時00分 日程 1 議案審議（17件） 議案第3号～第5号 第8号 第10号～第19号 第21号～第23号 日程18 報告（1件） 報告第1号 日程19 閉会中継続審査及び調査申出書について 日程20 諸報告 （村長あいさつ） 閉 会 （議会全員協議会）	132 162 165 166

月日	曜日	日	程	頁
27	金	予備日		

付議議案及び議決結果一覧表

《議 案》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 3 号	豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	132
議案第 4 号	豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	136
議案第 5 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	138
議案第 6 号	豊丘村介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 3 日	3 月 3 日	可 決	25
議案第 7 号	豊丘村勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 3 日	3 月 3 日	可 決	26
議案第 8 号	豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	140
議案第 9 号	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 3 日	3 月 3 日	可 決	29
議案第 10 号	令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	142
議案第 11 号	令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	
議案第 12 号	令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	
議案第 13 号	令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	
議案第 14 号	令和 8 年度豊丘村一般会計予算	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	146
議案第 15 号	令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	
議案第 16 号	令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 1 7 号	令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	146
議案第 1 8 号	令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	
議案第 1 9 号	令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算	3 月 3 日	3 月 26 日	可 決	
議案第 2 0 号	令和 7 年度（補正） 水道管更新工事（伴野地区 3－1 工区）工事請負契約の締結について	3 月 3 日	3 月 3 日	可 決	45
議案第 2 1 号	令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 10 号	3 月 26 日	3 月 26 日	可 決	156
議案第 2 2 号	辺地に係る総合整備計画の策定について	3 月 26 日	3 月 26 日	可 決	160
議案第 2 3 号	辺地に係る総合整備計画の変更について	3 月 26 日	3 月 26 日	可 決	

《報 告》

議案番号	議 案 名	報告月日	報告頁
報告第 1 号	監査結果の報告について	3 月 26 日	162

一般質問の質問事項

令和8年3月19日

順 番	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	唐 澤 克 己	1. 村内における森林経営管理制度の進展状況について 2. 農業後継者がいない農地への対処について	53
2	武 田 篤 子	1. 「もったいない市」について 2. マイナンバーカードの更新について	64
3	前 沢 光 昭	1. 子どもの権利条例について 2. 太陽熱温水器普及について	74
4	唐 澤 健	1. 情報保障について 2. 地域活動支援センターについて	82
5	壬 生 眞由美	1. 地産地消の取り組みについて	86
6	堀 本 丈 文	1. 村誌の続編編集について 2. 村内に植林された用材林への伐採流通支援について	99
7	吉 川 明 博	1. J R 東海によるリニア中央新幹線の開業延期の「第3期 総合戦略」の影響は	110
8	武 田 徹	1. 令和8年度からの消防体制について	117

令和 8 年 豊丘村議会第 1 回定例会
(第 1 号)

令和 8 年 第 1 回豊丘村議会定例会会議録 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 3 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分開議

日 程
開 会
日 程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名 (7 番 唐澤 健 8 番 吉川明博)
- 第 3 村長あいさつ
- 第 4 議案第 3 号 豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 第 5 議案第 4 号 豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について
- 第 6 議案第 5 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 6 号 豊丘村介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第 8 議案第 7 号 豊丘村勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 9 議案第 8 号 豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第 10 議案第 9 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 第 11 議案第 10 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号
- 第 12 議案第 11 号 令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 13 議案第 12 号 令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号
- 第 14 議案第 13 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号
- 第 15 議案第 14 号 令和 8 年度豊丘村一般会計予算

第16 議案第15号 令和8年度豊丘村国民健康保険特別会計予算

第17 議案第16号 令和8年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算

第18 議案第17号 令和8年度豊丘村介護保険特別会計予算

第19 議案第18号 令和8年度豊丘村水道事業会計予算

第20 議案第19号 令和8年度豊丘村下水道事業会計予算

第21 議案第20号 令和7年度（補正）水道管更新工事（伴野地区3－1工区）工事
請負契約の締結について

第22 派遣について

第23 諸報告

散 会

出席議員 12名
 (別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
 (別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
 (別表のとおり)

傍 聴 者 1名

開 会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから令和8年豊丘村議会第1回定例会を開会致します。

本日の出席議員は、12名全員で会議は成立しております。これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、議案説明者並びに答弁者として、下平村長はじめ、関係各位の出席を要請しております。

それでは、お手元の議事日程に従い、議事を進めることと致します。

=== 日程1 会期の決定 ===

○議長（平澤恒雄） 日程1、会期の決定を議題と致します。本定例会の会期及び日程につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、審査をいただいておりますので、委員長より報告を願うことと致します。

武田 徹議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（武田 徹） おはようございます。

それでは、議会運営委員会から報告をさせていただきます。

2月26日に議会運営委員会を開催し、定例会の日程等につきまして審議をしておりますので御報告を致します。

まず、会期でございます。本日3月3日より3月27日までの25日間と致します。

続きまして、会期中の委員会等の日程でございます。別紙の定例会の日程を御覧いただきたいと思います。本日3日、定例会の開会日でございます。続きまして、3月5日午前9時より常任委員会、総務産建委員会・社会文教委員会、同日開催としたいと思います。続きまして、3月11日午前9時より予算決算委員会、翌日12日午前9時より予算決算委員会。続きまして、3月19日午前9時より一般質問の1日目、23日午前9時半より一般質問の2日目を予定しておりますが、19日、今回の一般質問につきましては8名の予定でございますので、19日になるべく詰めていただいて、19日に終了できれば23日については行わないことになろうかとは思いますが、よろしくお願い致します。

26日午前9時より定例会再開日となります。27日を予備日と致します。

続きまして、本日の議事日程でございます。

日程4、議案第3号、豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について、社会文教委員会に付託致します。

日程 5、議案第 4 号、豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について、総務産建委員会に付託致します。

日程 6、議案第 5 号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務産建委員会に付託致します。

日程 7、議案第 6 号、豊丘村介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、一部訂正をお願い致します。本日、即決をお願い致します。

日程 8、議案第 7 号、豊丘村勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決をお願い致します。

次のページを御覧ください。

日程 9、議案第 8 号、豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務産建委員会に付託致します。

日程 10、議案第 9 号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決をお願い致します。

続いて、補正予算関係 4 件でございます。

日程 11、議案第 10 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号、日程 12、議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号、日程 13、議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号、日程 14、議案第 13 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号、以上 4 件につきましては、予算決算委員会に付託致します。

続きまして、予算関係 6 件でございます。

日程 15、議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算、日程 16、議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算、日程 17、議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算、日程 18、議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算、日程 19、議案第 18 号、令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算、日程 20、議案第 19 号、令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算、以上 6 件の予算案件については、予算決算委員会に付託致します。

日程 21、議案第 20 号、令和 7 年度（補正）水道管更新工事（伴野地区 3－1 工区）工事請負契約の締結について、本日即決と致します。

続いて、日程 31 になっていますが、22 に御訂正をお願い致します。派遣について御審議いただき、裏面になりますが、日程 23、30 になっていますが 23 に訂正をお願い致

します。諸報告と致します。

以上、議会運営委員会での審査結果でございます。よろしく御決定いただきますようお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいま議会運営委員長報告のとおり、本定例会は、本日３月３日より３月２７日までの２５日間と致したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日３月３日より３月２７日までの２５日間と決定致しました。

又、会期中の日程につきましても、議会運営委員長報告がございました。お手元の日程表のとおりと致します。

=== 日程２ 会議録署名議員の指名 ===

○議長（平澤恒雄） 日程２、会議録署名議員の指名です。議長より指名致します。議席番号７番、唐澤 健議員、同８番、吉川明博議員を指名致します。

=== 日程３ 村長あいさつ ===

○議長（平澤恒雄） 日程３、村長あいさつです。

下平喜隆村長。

○村長（下平喜隆） おはようございます。

令和８年議会第１回定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かと御多用のところ、全員の御出席をいただき、条例改正並びに令和８年度当初予算案等の重要案件について御審議いただきますことに対し、深く感謝を申し上げます。

竜神大橋の工事の進捗状況について申し上げます。

いよいよ最後の国道１５３号への取付工事も始まり、令和８年度末、すなわち令和９年３月の供用開始に向けて、順調に進んでいます。竜神大橋の完成で、喬木村・豊丘村の先人の英知によって昭和６３年から始まった竜東一貫道路の計画も、足掛け４０年をもって完結致します。ともに架橋実現のため、要望活動を重ねていただいた喬木村・高森町の行政、議会、住民の方々には、心からの感謝を申し上げたいと思います。

橋の完成により、北部地区全体、特に竜東地区には、新しいフェーズの変化が起こりそうな予感を感じています。

さて、2月8日の衆議院選挙では、与党自由民主党が結党以来の316議席という大勝利を収め、比例区にあっては候補者が足りず、14議席も他党に譲る結果となりました。

初の女性宰相、高市早苗首相への人気もさることながら、新しい保守系の政党が乱立し、かつての革新系と言われた野党がことごとく凋落していく姿は、まさに亡くなった安倍首相が言われた戦後レジームからの脱却が始まり、政界の再編成につながっていくのだろうと推測されます。

さらに、ウクライナ戦争のみならず、アメリカによるイラン・ベネズエラの斬首行為は、凄まじい速度でグローバリズムという世界の価値観が、軍事力を誇示する大国によって書き換えられている現実を見れば、当然の選挙結果なのかもしれません。第2次高市内閣には、国際ルールと国益に基づいた毅然たる姿勢で我が国を導いていただきたいものです。

まずは国民会議による議論の中で、インフレに追いつかない給与水準の国民に対しての消費税減税、給付付き税額控除、社会保険料の引下げ等、有効で、さらには経済を刺激できる政策を打ち出してほしいものです。

さて、少し視点を変えた話に移ります。

リニア駅周辺整備基本構想の飯田市によるシンポジウムが開かれたそうです。リニア駅を7haほどの広さの公園で取り囲むように整備し、木造の大屋根をいくつも配置して、市民やリニアによって訪れる人々の憩いの場を創出するという計画です。伊那谷にふさわしい雄大な計画だとは思いますが、しかし、この計画には一つの大きな大切な視点が欠落しています。リニア駅を普通に使う利用客の使い勝手です。リニア中央新幹線が開業すれば、東京から45分、名古屋から25分とされるこの伊那谷は、普通に東京や名古屋に住むように暮らすことが可能となります。当然、通勤や通学にも利用する駅となり、さらには東京・名古屋間の運行が始まれば、名古屋より西へ向かう人やセントレアを利用する人は、松本、諏訪、上下伊那から飯田のリニア駅に向かうと予測されます。東京方面しかり、さらには逆の流れもあります。

そうなれば、大規模な駐車場やレンタカー、バスやタクシーも必要です。スムーズな乗換えが、乗降客のどちらにも求められます。

残念ながら、JR飯田線との結節もされていません。駅前の公園は、開業後、最も必要とされている2次交通への乗換えの障害になるかもしれません。

地域公共交通の専門家の名古屋大学の加藤博和教授からも「懸念が示された」と聞いています。

長野県の音頭取りで始まった飯田市・北部5か町村の国内大手開発業者等も交えてのサウンディング型市場調査による伊那谷開発のグランドデザインを待ってからでも遅くはないと考えています。

「事業の在り方は顧客のニーズが決める」、「事業の在り方は顧客のニーズが決める」有名な経営学者ピーター・ドラッカーの言葉です。

さて、令和8年度の村の重点事業について申し上げます。

令和5年度からスタートした「第6次総合振興計画」の「施策の大綱」の10の基本目標で分類して、簡潔に報告させていただきますと、1つ目として、「豊丘らしさを生かした産業振興」においては、ライフライン等保全森林整備事業、勝負平クラインガルテン運営事業と周辺環境の整備、営農支援センターだいち施設活用事業。

2つ目として、「若者の移住・定住促進」では、八王子住宅造成整備事業、ゲストハウス井桁屋事業再構築。

3つ目としまして、「交流人口・関係人口の拡大」には、観光地域づくり事業の推進。

4つ目として、「未来を担う子ども・若者の育成」においては、こども家庭センター事業・子育て支援拠点事業の充実、保育施設・設備等保育環境の充実、小中学校タブレット更新、中学校部活動地域移行推進、南北小学校校旗更新、保育園プール日除け対策事業、保育園非常通報装置設置、神稲児童クラブ指導員拡充、学校給食費無償化事業。

5つ目としましては、「生涯を通じた学びと文化の創造・継承」については、公民館・社会教育事業の充実、SDGs観点からの取組、地域学校協働活動の推進。

6つ目と致しまして、「誰もがいきいきと安心して暮らせる地域づくりに向けて」は、第10期介護保険事業計画策定、地域包括ケアシステムの深化・推進、特定健診未受診者対策・生活習慣病重症化予防、第8期障害福祉計画・第4期障害児計画策定。

7つ目としまして、「安全・安心を守る基盤整備と体制強化」は、防災行政無線システム更新事業、慈恵園体育館耐震改修補助、てっぺん公園地下式貯水槽設置事業。

8つ目として、「快適かつ自然と共生した生活環境の整備」では、太陽光発電・蓄電システムの設置補助金、ごみ減量事業、水道施設更新事業、豊丘浄化センター長寿命化工事詳細設計業務、新伴野配水池更新に伴う配水管耐震化事業測量・詳細設計。

9つ目としまして、「コミュニティの強化と共同連携の推進」では、地域づくり・コミュニティ活動の推進、林里会所耐震改修補助。

10番目としまして、「戦略的な村づくりの推進に向けて」は、自治体DXの推進、ふるさと納税額の確保と返礼品の充実、リニア中央新幹線建設対策、税システムの標準化、

戸籍への振り仮名記載、財務会計システム電子決裁導入、L G W A N系無線化事業、W e b口座振替受付サービス等に取り組んでいきたいと思います。

さて、本日私から提案致します案件は、条例案件7件、予算案件10件、一般案件1件であります。

条例案件では、保育園のこども誰でも通園制度と勝負平クラインガルテン整備に関係した新規条例の制定、又、通常は6月議会に上程してきました国民健康保険税の税率改定を中心とした一部改正条例等を上程させていただきます。

令和7年度一般会計補正予算では、現時点での歳出過不足見込み額の減額や追加、又、ふるさと納税の歳入見込み額の増額、ふるさと納税の増額計上により、当初予算の財源不足を補うために取崩しを予定していた公共施設等維持整備基金からの取崩しをやめるよう、今回の補正予算で調整致しました。

令和8年度当初予算における重点事業の内容は、先ほど触れたとおりであります。第6次豊丘村総合振興計画をベースとした着実な村政の推進のための事業費、又、防災行政無線システムの更新や、学校給食費の完全無償化対応に要する経費、道路・水路等のインフラ維持補修費等を計上、一般会計の総額は、前年度比マイナス1億1,000万円、率にしてマイナス1.9%の55億8,000万円とする当初予算を編成したところでございます。諸物価の高騰をはじめとした物件費の増額等により、前年度に次ぐ過去2番目の予算規模となりました。

上程案件につきましては、以上概要を申し上げましたが、詳細につきましては、副村長・担当課長より御説明申し上げますので、御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤恒雄） これより議事に入ります。

=== 日程4 議案審議 ===

◇ 議案第3号 豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 日程4、議案第3号、豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

木村子ども課長。

○子ども課長（木村由紀） おはようございます。よろしくお願い致します。

議案第3号、豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明させていただきます。

11 ページの説明資料を御覧ください。

条例制定の趣旨としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法において乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」になりますが、この事業が市町村の認可事業として位置付けられ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、条例で定める事項とされているため、この条例の整備をするものです。

条例の概要としましては、保育園や認定こども園等に通っていない3歳未満の乳幼児に対して、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、子供やその保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、保護者との面談を設けたり、子育てについての情報の提供や助言等を行ったりする事業となります。

令和6年・7年度は、各自治体の実情に応じて行われてきましたが、令和8年度からは原則義務化され、全国の自治体で実施されるものです。

なお、この条例の施行日は、令和8年4月1日となります。

国の「こども未来戦略」において、「全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する」とされており、この事業はその一つとなります。

この乳児等通園支援事業の実施方法としまして、保育園児とは別に、こども誰でも通園制度の定員を設けて実施する一般型、保育園の空き定員の範囲内で受入れを行う余裕活用型があります。

現在、保育園では一時預かりで、保育園に通っていない子供さんで、様々な御家庭の理由でうちで保育ができないとき、必要な時間で子供さんをお預かりしています。この一時預かり事業の定員の中で、一般型として一時預かりの職員が担当して行っていきたいと考えております。

行う場所につきましては、中央保育園とします。長時間保育で使用している保育室が日中空いており、広さも基準以上にありますので、その部屋を利用していきます。

この事業の内容としましては、対象となる子供の年齢は生後6か月から満3歳未満、利用可能時間は月10時間まで、利用料金は1時間300円となりまして、これらは国のほうから示されてきている基準のものとなります。

現在、保育園に通園していない子供さんは、保護者の方と一緒に子育て支援センター「げんきっこ」の利用をさせていただいております。子育て支援センターは、親子で来て、

それぞれに好きな遊びを楽しんだり、いろいろな経験ができるよう支援員が設定した遊びを楽しんだりしています。日々の子育ての中で「多くの子供のいる中で遊ばせたい」、「家族以外の大人に関わってほしい」、又、子供との関わり方に迷ったとき等にこの乳児等通園支援事業を利用していただき、お話をお聞きしたり、子供さんの様子を見させていただいたりする中で、子供さんの成長を保護者の方と一緒に見守っていきたいと思っております。

説明は以上となります。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第3号についての説明が終わりました。

ここで、議案第3号に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） なしとの声がありました。なしと認めます。

総括的な質疑を終結致します。

議案第3号、豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、議会運営委員長報告のとおり、社会文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号の審査については、社会文教委員会に付託することに決定致します。

◇ 議案第4号 豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程5、議案第4号、豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） おはようございます。

それでは、よろしくお願いします。

議案第4号、豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

制定の要旨です。

本条例は、農地及び地域資源の利活用により、都市住民等との交流の場を創出し、地域の活性化を図ることを目的として、令和8年8月に使用開始を予定しております南信州豊丘村クライנגアルテン勝負平の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続いて、制定条例の概要について御説明致します。

まず、第3条において、本施設の名称を「南信州豊丘村クライングアルテン勝負平」とし、南エリア及び北エリアの2区域に分けて設置することとしております。

次に、第4条では、施設の管理について、指定管理者制度を導入できる規定を設けております。施設開設から当面の間は村の直営で運営してまいりますが、将来、地域主体による運営を想定しての規定になります。

第6条では、本施設が簡易宿泊施設であるラウベ付き、簡易宿泊施設を「ラウベ」と呼びますが、ラウベ付きの農園、附帯施設、この附帯施設は上下水道施設等であります。及び交流施設から構成されることを規定しております。

第8条では、ラウベ付き農園の使用期間を4月1日から翌年3月31日までの1か年と定めております。又、使用期間の中途からの使用する場合は残存期間とし、4回を限度として更新できることとしております。これにより、最長5年間にわたって御利用いただけるものとなりますが、これは特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律において、貸付期間の上限が5年と定められているためでございます。

続きまして、第9条では、使用に当たり村長の許可を必要とすることを定めております。

続いて、第12条では、使用者は使用料を納付しなければならない旨を規定しております。

使用料の額につきましては、5ページの別表を御覧いただきたいと思います。

別表1、これはラウベ付き農園の使用料が規定されておりますが、県内のほかのクライングアルテンを参考にして、南エリアが年額70万円、北エリアが年額50万円としております。使用開始時には、敷金として各10万円を徴収するものとし、ペット同伴の場合は敷金を倍額とするようにしております。

別表2、これは交流施設の使用料になります。1日当たり2,000円とし、村外の団体・個人が使用する場合は倍額としております。なお、ラウベ付き農園の使用許可を受けた方は、交流施設を無償で御利用いただけます。

戻っていただきまして、第 13 条では、公益上必要と認める場合における使用料の減免規定を設けております。

第 15 条では、ラウベ等の修繕費用のうち軽微なものや、使用者の責任による修繕費用、光熱費等は使用者の負担とすることを定めております。

さらに、第 18 条では、使用終了時の原状回復義務を規定し、適正な施設管理を担保する内容としております。

第 21 条では、先ほど第 12 条の説明の際にも触れておりますが、ラウベ付き農園の使用者から敷金を徴収する規定を設けております。敷金は退去時に無利子で還付することを基本とし、原状回復費用等が生じた場合は控除できることとしております。

続いて、附則について御説明致します。

5 ページを御覧いただければと思います。附則の欄を見ていただければと思います。

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行することとしております。ただし、使用許可、これは第 9 条、使用料、これは第 12 条、減免、第 13 条、敷金、第 21 条に関する条項については、募集手続に必要なこととありますので、そのことを考慮し、令和 8 年 5 月 1 日から先行施行するものでございます。

又、附則第 2 項の経過措置と致しまして、初年度となる令和 8 年度に限り、使用期間が 8 月からの開始、翌年 3 月までだと 8 か月間となりますので、ラウベ付き農園の使用料の減額設定をしております。具体的には、年額の半額、南エリアは 35 万円、北エリアは 25 万円と定めております。

最後に、スケジュールを御説明致します。

8 ページを御覧ください。

本条例の制定後、4 月に募集要項を公開し、5 月より応募受付及び内覧会を実施致します。その後、6 月に選考を行い、使用者を決定してまいります。7 月には施設全体が竣工し、8 月から供用開始を予定しております。又、10 月からは地域おこし協力隊 1 名が着任予定でございまして、施設の管理運営を行う予定としております。

以上、条例制定の要旨及び概要について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤恒雄） 議案第 4 号に対する提案の説明が終わりました。

ここで、議案第 4 号に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

総括的な質疑を終結致します。

議案第4号、豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定については、議会運営委員長報告のとおり、総務産建委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号の審査については、総務産建委員会に付託することに決定致します。

◇ 議案第5号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程6、議案第5号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） おはようございます。

議案第5号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきますが、その前に、先にお配り致しました議案書に訂正がございましたので、本日お配りをさせていただきました議案書のほうに差し替えをお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。よろしくお願い致します。

それでは、説明をさせていただきます。

議案書の7ページを御覧ください。

今回の改正は、令和8年度税制改正の大綱に基づく、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する省令、及び、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する政令の公布に伴う改定を行います。

又、新年度の国民健康保険税の税率等については、例年5月の国民健康保険運営協議会で協議をいただき、6月議会において御決定いただいていたまいりましたが、令和8年度の税率からは、国が示すスケジュールに沿って、2月に開催した国民健康保険運営協議会で負担割合について御協議をいただき、答申をいただいております。

つきましては、制度改正と税率等の改定を併せて、条例改正をお願いをするものでございます。

具体的な内容の1点目は、子ども・子育て支援納付金制度の創設による支援金の徴収

に伴う規定整備でございます。子ども・子育て支援金は、少子化対策の、先ほどの議案第3号で子ども課長のほうから説明がございました「こども誰でも通園制度」等、加速化プランの財源を確保するため、医療保険料に上乗せする形で、社会全体から拠出金を徴収する新しい制度でございます。

当村においても、令和8年度以降、国民健康保険税の算定において、これまでの医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分に、新たに子ども・子育て支援金納付金分を追加し、賦課方式も医療分等と同様に、所得割、均等割、平等割の3方式とするものでございます。

2点目は、国民健康保険税の賦課限度額の改正です。

基礎賦課分に係る賦課限度額が、66万円から67万円に引上げとなります。

3点目は、国民健康保険税の軽減判定所得の改正でございます。

5割軽減世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘じる金額を30万5,000円から31万円へ、2割軽減世帯の算定においては、56万円から57万円に引き上げるものでございます。

4点目は、令和8年度の負担割合の改定です。

医療分の所得割税率は据置き、被保険者の人数に応じて算定する均等割額は、1万8,000円から1万8,500円に、国保加入者一世帯ごとに御負担いただく平等割額についても、1万7,500円から1万8,000円に引き上げます。

このことにつきましては、令和9年度までに県内の二次医療圏単位での医療費指数の統一と応益割合の標準化に向け、計画的に実施しているものでございますので御理解をいただきたいと存じます。

後期高齢者支援金分につきましては、所得割、税率、税額ともに据え置きます。介護分については、所得割税率と平等割を据え置き、被保険者の人数に応じて算定する均等割額は、1万2,400円から1万1,400円に引き下げます。

新設となります子ども・子育て支援納付金分につきましては、県から示された標準保険料率を採用しております。

令和8年度の負担割合の改定につきましては、国民健康保険運営協議会の答申を尊重し、関連する条例改正案を提出するものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日です。

御審議をいただき、御決定いただけますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第5号に対する提案の説明が終わりました。

ここで、議案第5号に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 特にないようです。

総括的な質疑を終結します。

議案第5号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、議会運営委員長報告のとおり、総務産建委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号の審査については、総務産建委員会に付託することに決定致します。

◇ 議案第6号 豊丘村介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(平澤恒雄) 続いて、日程7、議案第6号、豊丘村介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長(松村幸紀) それでは、議案第6号、豊丘村介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

まず、改正の理由です。

介護予防拠点施設「はつらつ」の部屋の使用料につきまして、豊丘村交流学习センターや、12月に改正をお認めいただきました「豊丘村憩の家」との使用料の整合を図るために、今回見直すものでございます。

改正の概要ですが、改正後の部屋の使用料を、1日ですと2,000円に、半日と夜間につきましては1,000円に改定するものです。

又、冷暖房の使用時につきましては、1日ですと600円が、半日と夜間ですと300円を加算される内容となります。

又、村外の方が使用される場合は、ただいまの金額の部屋の使用料についてのみにで

すが、倍となるという内容となっております。

この条例の施行日は、令和8年4月1日を予定しております。

御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第6号に対する提案の説明が終わりました。

議案第6号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第6号の採決を行います。

お諮りします。

議案第6号、豊丘村介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第7号 豊丘村勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程8、議案第7号、豊丘村勤労者福祉センター条例の一部を
改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、議案第7号、豊丘村勤労者福祉センター条例の一部
を改正する条例の制定につきまして、御説明致します。

議案書の2ページをお開きください。

まず、改正の理由ですが、先ほどの「はつらつ」の条例の改正の内容と全く同じ内容
となりますけれども、こちら勤労者福祉センター施設につきましても、交流学習センタ
ーや憩の家との使用料の整合性を図るために、このたび改正を提案させていただくもの
となります。

改正の概要ですが、こちらも先ほどの「はつらつ」の内容と全く同じものになります
が、1日の部屋の使用料が2,000円、半日と夜間が1,000円、それぞれ冷暖房が加算さ
れまして、1日の場合は600円、半日、あるいは夜間の場合は300円が加算されるとい
うものとなります。

村外の方につきましては、やはり2倍の料金をお願いするという内容でございます。

条例の施行日は、令和8年4月1日を予定しております。

御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第7号に対する提案の説明が終わりました。

議案第7号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第7号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第7号、豊丘村勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを、
原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第8号 豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程9、議案第8号、豊丘村消防団の定員、任免等に関する条
例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、よろしくお願いします。

議案第8号、豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部改正の関係につきまし
て、御説明致します。

議案書の２ページお開きいただきまして、議案の説明資料を基にお願いします。

最初に、改正の趣旨でございますが、令和８年の４月から、地区自主消防の皆様や消防団員ＯＢを機能別消防団員として処遇して、活動をいただくよう予定としております。現在、その関係の調整や準備を進めております。

このことに関係する例規整備については、喬木村をはじめとした近隣町村の例規を参考にして整備をしております。

その中で、機能別消防団員の導入の関係で影響を受けるわけではございませんが、消防団員の定員、任免等に関する条例についても内容を精査したところ、消防庁の条例参考例等の見直し等が過去にあったようでありまして、近隣町村の条例において規定されていない箇所が確認されましたので、所要の改正を行うものとなります。

改正条例の要旨ですが、任用、欠格条項、服務規律の規定における、近隣町村の条例に規定のない条や号を削除して、そのほかの規定の内容における不適切な部分もありましたので、その箇所についても併せて改正を予定させていただきます。

現行条例の第５条第３号の欠格条項の規定につきましては、近隣町村の条例には規定として残っておりますが、現在の団員の任用実態に合わせてこの規定については削除することと致します。

改正条例の施行日につきましては、令和８年４月１日からを予定しております。

又、本件の条例改正には直接関係しませんが、議案書の５ページから８ページにかけて、機能別消防団員導入に関係する一部改正規則の新旧対照表と、機能別消防団員に関する新規制定予定の規程の案を載せてございます。参考として御確認いただければと思います。

説明は以上となりますが、御審議につきましてよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第８号に対する提案の説明が終わりました。

ここで、議案第８号に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

総括的な質疑を終結致します。

議案第８号、豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会運営委員長報告のとおり、総務産建委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号の審査については、総務産建委員会に付託することに決定を致します。

◇ 議案第9号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(平澤恒雄) 続いて、日程10、議案第9号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長(福澤信広) それでは、議案第9号、消防団員等公務災害補償条例の一部改正の関係につきまして、御説明致します。

こちらは3ページを御覧いただきまして、説明資料を基にお願いします。

最初に、改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る公務災害補償につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、この基準政令の定める基準に従って、各市町村が条例で定める額に基づいて行うこととなっております。

今般、総務省消防庁において、最近の社会経済情勢等を考慮して、消防団員の処遇の改善を図るための補償基礎額の増額改定が検討され、基準政令の一部改正が行われたところでございます。この改正に伴いまして、当村の公務災害補償条例の一部改正を行うものとなります。

改正条例の要旨ですが、2点ありまして、1点目が、補償基礎額の改定となります。改正基準政令に基づいて、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を現行の9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げまして、別表で定める補償基礎額をこの表に記載のとおり改正することと致します。表の中の括弧書きの数値につきましては、改正前の単価となります。

次に、2点目ですが、扶養親族に係る補償基礎額の加算額の改定も改正基準政令に基づいて行いますが、加算額につきまして、配偶者については廃止となります。又、22歳までの子については増額改正されてまいります。表のとおりですので、御確認をお願い致します。

なお、改正条例の施行日は、この関係も令和8年4月1日からを予定しております。

説明は以上となります。御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 9 号に対する提案の説明が終わりました。

議案第 9 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 9 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 9 号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 10 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号

◇ 議案第 11 号 令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号

◇ 議案第 12 号 令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

◇ 議案第 13 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 11、議案第 10 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号、日程 12、議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号、日程 13、議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号、日程 14、議案第 13 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号、以上 4 件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略し、順次、提案の説明を求めます。

最初に、議案第 10 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号の説明を求めます。

菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣） それでは、議案第 10 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号につきまして、御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 5,389 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 68 億 378 万 1 千円とするものでございます。

積算資料の1・2ページをお開きください。

今回の補正でございますが、例年同様に、その多くは金額が固まってまいりましたことによる現時点での歳入・歳出の過不足見込み額の減額や追加でございます。

不用額のほか、減額する項目の大部分につきましては、後ほどの確認をお願いさせていただきまして、ここでは追加補正を中心とした主要なものを御説明させていただきたいと存じます。どうかよろしくお願い致します。

それでは、2ページの歳出からお願い致します。御説明します。

行番号で1番、2款総務費の一般管理経費は、老朽化し故障が目立ちます軽バンを買い替えるための公用車購入費200万円の追加をお願いします。

次に、8番からのふるさと納税経費ですが、今年度の個人からの寄附金について、現段階では14億円と見込みまして、歳入のほうの20番に4億5,000万円の追加をお願いしておりますところでございますが、そのとおりで、今年度も好調でございます。つきましては、歳出につきましてお礼品不足額500万円、寄附証明書等送付料不足額300万円、及びふるさと納税サイト決済手数料不足額4,000万円ほかの追加をお願い致します。

次に、13番からの戸籍事務経費は、戸籍法の一部改正に伴うシステム改修業務委託料239万8千円ですが、こちらは、住民基本台帳システムの振り仮名職権記載連携と、そして戸籍附票システムの「旧氏及び振り仮名連携」を行うための委託料を追加するものでございます。なお、この2つの財源ですが、全額が国庫補助金となります。

次に、17番・18番、3款民生費の社会福祉総務費関係経費は、県の住民税非課税世帯エアコン設置促進事業に係る生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯へのエアコン設置補助金の見込み額、合計で132万5千円を追加するものでございます。

次に、28番、6款1項農業費の農業振興経費の機構集積協力金1,234万8千円の追加ですが、その全額が県を經由して補助されます一般社団法人「かわの新田」の地域集積に係る農地中間管理機構集積協力金でございます。

31番のクラインガルテン事業の工事請負費は、南エリア4棟の地盤が盛土のため、地盤の補強としましてコンクリート柱状改良を実施する工事費800万円の追加をお願い致します。

33番からの補助林道整備事業の委託料710万円は、国の補正予算に係る森林環境保全整備事業、林道間沢川線蟹沢橋の橋梁補修設計業務委託料、及び、国庫補助関連業務委託料の追加をお願いするものでございます。

次に、38番、8款土木費の村単道路改良舗装事業は、豊丘郵便局ほかの西側を通過

おります竹の下線が、県道伊那生田飯田線と斜めに接続しておりまして、交差点の見通しが悪いと、直角に交差する丁字路に改良するための用地購入費 100 万円の追加をお願いいたします。

続いて、水路改修工事経費ですが、ページをおめくりいただきまして、3 ページを御覧ください。

40 番ですが、竜東井につきまして、松川町生田境付近の天竜川左岸内にあります川の一部を堰き止めて用水を効率的に取り入れるための頭首工という施設の堰の一部が洗われてしまいまして、水位が下がり、取水口まで水が来ない状態になったため、天竜川の河床整理改修工事費 100 万円の追加をお願い致します。

次に、40 番から 50 番までの南北小学校のデジタル教科書システム使用料ですが、こちら、これまでは毎年当初予算において計上してまいりましたが、新学期当初からの使用に間に合うようにするため、今回から前年度に次年度分の使用料をお願いしたいというものでございますのでどうかよろしくお願い致します。

51 番の中学校学校管理経費の工事請負費は、防犯カメラシステム一式の修繕工事費 221 万 1 千円の追加をお願い致します。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

1 ページにお戻りください。主要なものを御説明させていただきます。

行番号で 1 番・2 番の 10 款地方交付税は、現段階では積算基礎文に記載の積算によりまして、差引きで 9,415 万円を追加するものでございます。

11 番・12 番の 14 款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、こちら現段階では積算基礎文に記載のとおり 1,030 万円減額するものでございます。

21 番の 18 款繰入金は、本定例会冒頭の村長のあいさつにありまして、当初予算に計上しました公共施設等維持整備基金の 3 億 3,000 万円の取崩しを取りやめるものでございます。

25 番からの 21 款村債は、積算基礎文に記載のとおり、対象事業費の確定等によりまして、それぞれの限度額の減額変更を行うものでございます。

以上、議案第 10 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号の説明を申し上げます。

御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 続いて、議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号、議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号、議案

第 13 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号について、説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、御説明致します。

議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号につきまして、御説明致します。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 619 万円を追加し、総額をそれぞれ 6 億 6,620 万 7 千円とするものです。

それでは、積算基礎の 4 ページの上段を御覧ください。

歳出から御説明致します。

ナンバー 1 は、子ども・子育て支援金制度創設に係る国保収納システムのシステム改修費用を追加するものになります。

ナンバー 2 は、高額療養費の不足見込み額を追加するものです。

ナンバー 3 からナンバー 5 は、それぞれ過大に交付されておりました過年度分に係る補助金・交付金の償還金となります。

ナンバー 6 予備費は、記載の額を減額補正しまして、歳入歳出の調整をするものでございます。

続きまして、歳入です。

ナンバー 1 からナンバー 3 の県補助金は、ただいま申し上げました歳出の増加に伴い、それぞれ対応する補助金を増額するものでございます。

説明は以上となります。

続きまして、議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号につきまして、御説明致します。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 990 万 8 千円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 850 万 6 千円とするものです。

それでは、積算基礎の 4 ページの下段のほうを御覧ください。

歳出から御説明致します。

ナンバー 1 は、子ども・子育て支援金制度創設に係る後期高齢者医療システムのシステム改修費用を追加するものとなります。

ナンバー 2 は、後期高齢者医療の保険料収入の増加に伴い、長野県後期高齢者医療広域連合への納付金についても、保険料の増加分を納付することになるため追加するもの

でございます。

続きまして、歳入です。

ナンバー 1 とナンバー 2 は、後期高齢者医療保険料の増加見込み額を追加するものです。

ナンバー 3 は、先ほど申し上げましたシステム改修に対応する国庫補助金を一旦一般会計で受けまして、その額を一般会計から繰り入れるものとなります。

後期高齢者医療特会の説明は以上となります。

続きまして、議案第 13 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号につきまして、御説明致します。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330 万 8 千円を追加し、総額をそれぞれ 9 億 7,098 万 4 千円とするものです。

それでは、積算基礎の 5 ページを御覧ください。

歳出から御説明致します。

ナンバー 1 は、令和 7 年度の税制改正に係るシステム改修費を追加するものとなります。

ナンバー 2 からナンバー 5 は、介護予防サービス費、高額介護給付費、高額医療介護合算サービス費の不足見込み額をそれぞれ追加するものです。

ナンバー 6 の予備費は、記載の金額を減額補正して、歳入歳出の調整をするものです。

続きまして、歳入です。

ナンバー 1 とナンバー 3、ナンバー 4 及びナンバー 5 は、ただいま申し上げました各介護給付費の増加に対応して、それぞれ増加するものとなります。

ナンバー 2 及びナンバー 6 は、税制改正に伴うシステム改修費に係る国庫補助金及び一般会計で負担する分の繰入金となります。

説明は以上となります。御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいま議案第 10 号・11 号・12 号・13 号の提案の説明が終わりました。

ここで、4 件に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

議長より確認致します。

補正予算積算基礎の 4 ページ、後期高齢者医療特別会計の 4 段目の枠であります、予算額単位千円と致しますと、数値として 9 億になりますが、確認をいただきたいと思

います。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） 大変申し訳ございません。

こちらの金額につきまして、900 万円ということでありまして、予算額の欄のところは千円単位になっておりますので、ここを 900 万円への御訂正をお願い致します。

そして、大変申し訳ございません。ナンバー 1 のところにつきましても、90 万 8 千円となるべきところが 9 億 800 万となっておりますので申し訳ございません。ここも 90 万 8 千円に御訂正をお願い致します。

申し訳ございませんでした。

○議長（平澤恒雄） 確認します。

そうすると、単位は千円ということで、下 3 桁の 0 を消すという操作でよろしいですか。

○健康福祉課長（松村幸紀） はい。

○議長（平澤恒雄） それじゃあ、そのようにお願い致します。

そのほか、特にございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 総括的な質疑はほかはないようでございます。

議案第 10 号・11 号・12 号・13 号の 4 件につきましては、議会運営委員長報告のとおり、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号、議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号、議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号、議案第 13 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号の以上の 4 件の審査については、予算決算委員会に付託することに決定を致します。

ここで休憩を、小休止をとります。

再開は 10 時 35 分、15 分後 10 時 35 分とし、それまで暫時休憩と致します。

休 憩 午前 10 時 20 分

再 開 午前 10 時 35 分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き会議を続けることと致します。

発言の要望がありましたので許可致します。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） 申し訳ございません。

先ほどの議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号の説明の中で、補正後の総額についての読み上げの誤りがありました。

補正後の総額につきましては、「1 億 840 万 6 千円」となります。私、「1 億 850 万」と読み上げてしまいました。正しくは「1 億 840 万 6 千円」となりますので、発言を訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） それでは、議案第 12 号のかがみにありますところの第 1 条 2 行目について、数値の読み上げの訂正がございました。

◇ 議案第 14 号 令和 8 年度豊丘村一般会計予算

◇ 議案第 15 号 令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算

◇ 議案第 16 号 令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算

◇ 議案第 17 号 令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算

◇ 議案第 19 号 令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算

◇ 議案第 20 号 令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 15、議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算、日程 16、議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算、日程 17、議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算、日程 18、議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算、日程 19、議案第 18 号、令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算、日程 20、議案第 19 号、令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算、以上 6 件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略し、順次、提案の説明を求めます。

最初に、議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算の説明を求めます。

菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣） それでは、議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

予算書のほうの本冊の 3 ページをお開きください。

本案は、「歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 55 億 8,000 万円と定める。

地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は『第 2 表、地方債』による。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2 億円と定める。」というものでございます。

それでは、歳入歳出予算の事項別の説明を致しますが、項目が非常に多岐にわたりますので、当初予算案の要点につきまして、別にお配りをさせていただきました「令和 8 年度当初予算説明資料、分かりやすい今年の予算」の冊子に沿って御説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、こちらの冊子のほうの 4 ページをお願い致します。

ここからの歳出及び歳入について朗読致しますが、その前に、本冊子の 9 ページから 11 ページの内訳表を御覧ください。各表には、款項等の区分ごとの令和 8 年度のと、それから前年度の予算額を 2 期併記しまして、加えまして、その間に対前年比増減額・増減率、及び右側のほうへ「主な事業等とその予算額」を記載してありますので、後ほど確認をお願いさせていただきたいと存じます。

それでは、又もう一度すみません、4 ページのほうへお戻りください。

4 ページのほうのここでの読み上げは、主だった項目とし、7 年度と同様な項目、又、対前年比増減につきましては読み上げを省略させていただきますのでよろしくお願い致します。

まず、歳出からお願いします。

(1) 目的別内訳の 2 行目ですが、総務費は一般管理費に役場庁舎のトイレへのハンドドライヤー設置等の改修工事費や公用車軽トラの購入、又、新たに大量の文書印刷・発送に対応する印刷機の導入、事務用パソコンの無線化事業等の経費としまして、3 億 6,122 万 4 千円を計上しました。

諸費に、交通安全対策経費、村営バス運行等公共交通に関する経費として 5,328 万 7 千円を計上しました。このうち、新たにマイクロバスを整備する経費としまして 1,200 万円を計上しております。

自治振興費に、集会施設建設事業等補助金、自らつくる地域づくり事業交付金、中山間地域活性化交付金等 4,834 万 4 千円を計上しました。

林里会所の耐震改修補助としまして 2,630 万円、区民会館の照明 LED 化工事への補助として 500 万円を計上しております。

一つ飛んでいただきまして、移住定住事業費については、これまでの空き家改修補助、空き家解体補助、取引仲介手数料補助に加えて、新たに新築を伴う既存家屋の解体にも助成を行うこととし、空き家の取引や建て替えを促進致します。そして、移住定住推進のため6,159万5千円を計上致しました。

有線事業費には、村民からの要望が大きかったお天気チャンネルのデータ送信を再開するための経費845万9千円を含みます4,740万9千円を計上しました。

2つ飛びまして、徴税費には、新たに始める口座振替の申込みをインターネットで行える受付サービスの経費662万8千円をはじめ、税の賦課徴収に係る経費としまして、3,529万7千円を計上致しました。

次は、5ページをお開き願います。

民生費です。社会福祉総務費の2行目ですが、国民健康保険特別会計繰出金2,787万円を計上しました。

老人福祉費に、宅老所運営補助金を拡充し、前年度比12万円増の72万円を計上しましたほか、後期高齢者医療の医療費等に係る公費負担及び特別会計繰出金1億883万1千円、介護保険特別会計繰出金1億2,448万7千円等を計上しました。又、デイサービス「ほほえみ」の施設改修事業として640万円を計上しました。

福祉医療費に、高校生以下の子供、母子家庭、障がい者等に係る医療費の自己負担分に対する給付金等を含む経費としまして5,721万9千円を計上しました。

又、障害者福祉費には、障がい者が利用する各種サービスに対する給付費等を含む経費としまして2億8,121万7千円を計上しました。

次の児童福祉総務費は3行目でございますけれども、新たな事業としまして、3歳児を対象とした子供用の非常持出袋を購入して、健診の際に対象者に交付を致します。

次は、衛生費ですが、保健衛生総務費に妊婦・乳児・産婦健診等委託料795万1千円を計上しました。又、豊丘村・高森町で合わせて1億3,000万円を補助する下伊那厚生病院運営費補助金について、当村負担分の4,342万6千円を計上しました。

予防費に、予防接種に係る経費2,955万8千円を計上しました。令和8年度からは、妊婦を対象としましたRSウイルスワクチンと、75歳以上の高齢者を対象とした高用量インフルエンザワクチンが定期接種に追加されます。

3つ飛びますが、水道事業会計繰出金は、簡易水道事業債と水道事業債の元利償還金の一部と消火栓設置費等の計3,210万円を、下水道事業会計繰出金は、下水道事業債元利償還金の全額の5,670万円を計上しました。水道事業では、現在、設備の老朽化に伴

う更新工事を行っていますが、人件費や物価の高騰により事業費が増加しております。安定した水道水供給のため、令和8年度から水道事業債の元利償還金に対し、国基準を超える80%の繰出率で補助を実施し、財政基盤を強化致します。

一行飛んでいただきまして、次に、農林水産業費ですが、農業振興費に、農業総合振興事業補助金等3,140万1千円、新規就農者育成総合対策事業補助金1,740万円、鳥獣被害対策事業1,759万6千円を計上しました。これまでは小中学校のみだった米飯給食推進補助金を保育園まで拡充し、398万4千円増の818万4千円を計上しました。

勝負平クラインガルテン整備事業費については、令和7年度で主たる部分の建築工事が発注済みとなり、2億9,366万円減の2,791万6千円となりました。

3つ飛びますが、次に商工費ですが、1つ飛んで観光費に、観光拠点施設「とよおか旅時間」、野田平キャンプ場、ゲストハウスの維持管理費等4,654万3千円を計上しました。

土木費は、水道・水路の維持補修・改良については、道路維持補修費3億764万2千円、村単道路改良舗装事業8,756万円、社会資本整備総合交付金事業3,625万円、辺地道路改良事業5,448万円、水路改修事業1,002万円等を計上しました。資材支給を「生活環境整備枠」と名称をまとめまして3,800万円を計上し、各区、地区が実施する道路整備等に原材料等を供給致します。

道の駅管理経費として、指定管理者への管理委託料1,430万円、竜神大橋開通に伴う道の駅案内標識設置工事1,500万円、正面広場改修工事500万円等を計上致しました。

住宅費に住宅耐震改修補助1,145万円、村営住宅50戸の維持管理費316万1千円を計上しました。又、八王子宅地造成事業費に1,330万円を計上しました。

1つ飛んで消防費は、非常備消防費に消防団維持交付金2,921万4千円、消防団員協力助成商品券300万円、地下式貯水槽設置工事1,850万円等を計上しました。

1つ飛んでいただきまして、防災費に、防災行政無線システム更新事業1億179万4千円を計上しました。令和8年度は、役場に設置している親局の更新を行い、翌年度から4年間で村内各地区に設置してあるスピーカー等の更新を実施致します。

教育費は、7ページをお開きください。

教育振興費に、小中学校の村費の学習指導員・講師・司書、及び、部活動の地域移行に係る外部指導者等の報酬3,772万9千円を計上しました。又、昨年度に引き続き、小中学校の学習用タブレット150台の更新を行います。

小学校費・中学校費に、施設管理費、需用費や役務費等の経常経費、教材購入費等の

ほか、老朽化が進む校舎の補修費等、計 1 億 7,501 万 7 千円を計上しました。又、南北小学校において校旗を更新するため、それぞれ 247 万 5 千円を計上しました。

次は、3 行目の後半でございますけれども、給食センター費には、給食費無償化に伴う賄材料費としまして 3,950 万円を計上しました。

1 つ飛んでいただき、公債費は、起債償還に係る元金 4 億 4,598 万 1 千円、利子 2,332 万 7 千円を計上しました。なお、令和 8 年度末の地方債残高は 35 億 5,992 万 1 千円となる見込みでございます。

次は歳入を御覧ください。

全体の構成割合を見ると、自主財源が 42.0%、依存財源が 58.0%となっており、税収やふるさと納税の伸びを見込んだ自主財源の割合が前年度より 0.5 ポイント高くなっております。

村税ですが、村民税は、個人・法人を合わせ 3 億 8,084 万 8 千円を計上しました。村税は、好調な企業業績と人手不足を背景とした高い賃上げ率を追い風とし、所得環境の改善による増収を見込みまして、個人村民税に 2 億 6,765 万 7 千円、法人村民税に 1 億 1,319 万 1 千円を計上致しました。

8 ページにまいります。

上から 4 行目の地方消費税交付金は、前年同額の 1 億 5,500 万円を計上し、そのうち 8,988 万円は社会保障財源化分として関係経費に充当します。又、国の税制改正により廃止される自動車税環境性能割交付金は、大幅減となる 20 万 1 千円を計上。地方特例交付金は、税制改正に係る減収分を補填するため、地方揮発油譲与税、並びに、自動車及び軽自動車の環境性能割分が新たに見込まれるため 1,600 万円を計上しました。

地方交付税は、普通交付税 19 億 1,000 万円を計上しました。

6 行飛んでいただきまして、国庫支出金は 3 億 3,154 万 1 千円を計上しました。

2 行飛んでいただきまして、県支出金は 2 億 8,982 万 4 千円を計上しました。

次は、6 行を飛びまして、寄附金は 7 億 5,249 万 2 千円を計上。このうち、個人版ふるさと納税は 7 億 5,000 万円を計上しました。

繰入金は、公共施設等維持整備基金から 7,500 万円、減災基金から 6,700 万円を繰入れます。

2 行飛びまして、村債は 4 億 4,480 万円を計上しました。交付税措置率の高い有利な起債を中心に、交付税措置 80%の辺地対策事業債 7,550 万円、交付税措置 70%の緊急防災・減災事業債 1 億 2,930 万円、及び、緊急自然災害防止対策事業債 1 億 9,600 万円、

交付税措置 50%の公共施設等適正管理推進事業債 2,430 万円、脱炭素化推進事業債 930 万円、及び、こども・子育て支援事業債 1,040 万円の借入れを行わせていただきます。

以上、特徴的な事項について申し上げましたが、これをもちまして、議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

御審議、御決定賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤恒雄） 続いて、議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算、議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算、以上 3 件について、説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、御説明致します。

議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明致します。

特別会計予算書は 1 ページから、別冊の「分かりやすい今年の予算」は 14 ページからになります。

「分かりやすい今年の予算」の 14 ページをお開きください。

こちらの概要説明の箇所を読み上げまして、提案に代えさせていただきます。

令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計は、総額 5 億 9,900 万円を計上し、対前年度比で 1,000 万円、1.7%の増となりました。

国民健康保険への加入世帯数及び被保険者数は、社会保険の適用範囲の拡大や団塊世代の後期高齢者医療への移行等により、引き続き減少を続けています。

国保税率については、県から示される国保事業費納付金と保健事業費等を賄えるように算定しています。算定する際には、一定程度の繰越金を納付金の納付へ充当することで、急激な税率の引上げとならないよう、負担の軽減に配慮しています。しかしながら、次年度以降の納付金が大幅に増額となることもあるため、それ相当の額の繰越金を確保しておく必要があります。令和 8 年度豊丘村当初予算での納付金は、令和 8 年度から始まる子ども・子育て支援金分も加わり、総額 1 億 5,283 万 4 千円を計上し、対前年度比で 221 万 3 千円、1.5%の増額となりました。

そのほか、保健事業では、糖尿病・高血圧等の生活習慣病予防の取組を強化し、被保険者の健康増進と医療費抑制を図るための特定健診、特定保健指導の費用、健診結果に基づいて実施する二次検診費用等を計上しました。

歳入歳出の款別の予算額は、以下に記載のとおりとなります。

以上、国民健康保険特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明致します。

「分かりやすい今年の予算」の 16 ページを御覧ください。

こちらと同じく、概要説明の箇所を読み上げまして、提案とさせていただきます。

令和 8 年度後期高齢者医療特別会計は、総額 1 億 1,420 万 4 千円を計上し、対前年度比で 1,570 万 6 千円、15.9%の増となりました。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の後期高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療制度で、平成 20 年 4 月に施行されました。窓口負担割合は、現在、所得に応じて 1 割、2 割、3 割の 3 区分となっています。

後期高齢者医療保険料は、各都道府県の広域連合で医療給付費等を推計し、2 年ごとに見直されます。令和 8 年度、令和 9 年度の保険料率は、均等割額 4 万 8,827 円、対前期比 4,462 円増、所得割率 8.80%、対前期 0.65 ポイント増となりました。

令和 8 年度からは、子ども・子育て支援金制度の均等割額 1,339 円、所得割率 0.25% が加わります。

後期高齢者医療制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合の予算に基づき、令和 8 年度の本特別会計の予算を次のとおり計上しました。

ということで、以下、歳入歳出の款別の予算額は記載のとおりとなります。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算につきまして、御説明致します。

「分かりやすい今年の予算」の 18 ページをお開きください。

こちらと同じく、概要説明の箇所を読み上げまして、提案に代えさせていただきます。

令和 8 年度介護保険特別会計は、総額 8 億 4,000 万円を計上し、対前年度比で 3,000 万円、3.4%の減となりました。

第 9 期介護保険事業計画期間の最終年度となる介護保険特別会計において、歳出の主である介護給付費は、第 9 期介護保険事業計画、及び、令和 7 年度の給付実績や介護サービス利用状況等を勘案し、7 億 3,710 万 9 千円、対前年度比 5.2%減を計上しました。

又、介護給付費以外では、介護予防・日常生活支援総合事業に関する費用や、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、及び、認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するための事業費等、7,266 万円、対前年度比

6.2%増を地域支援事業費に計上しています。

これらの歳出を補うための財源は、国・県支出金、村一般会計繰入金、第1号被保険者、65歳以上の方になりますが、第1号被保険者の保険料、及び、第2号被保険者、40歳から64歳の方の保険料を財源とする支払基金交付金等となっています。第1号被保険者保険料については、令和6年度から第9期計画に沿って、基準額を年額7万1,400円、月額5,950円としています。

歳入歳出の款別の予算額は、以下に記載のとおりとなります。

以上、介護保険特別会計の説明とさせていただきます。

説明は以上となります。御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 続いて、議案第18号、令和8年度豊丘村水道事業会計予算、議案第19号、令和8年度豊丘村下水道事業会計予算、以上2件についての説明を求めます。

唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、議案第18号、令和8年度豊丘村水道事業会計予算につきまして、説明致します。

「分かりやすい今年の予算」の21ページをお開きいただきたいと思います。

本年度の予算規模は、支出総額3億55万8千円を計上し、内訳は水道事業費用2億1,465万5千円、資本的支出8,590万3千円となっています。

日々の営業活動に必要な経費である水道事業費用については、安全で安定した水道水の供給に向けて、日常的な施設管理と定期的な機器の点検整備及び老朽化した施設や機器の修繕等の費用を計上しています。

施設の改良等に必要な経費である資本的支出については、水道施設更新工事に必要な測量設計業務委託費等として委託料3,206万5千円、配水に必要な計装機器の更新工事費として工事請負費2,200万円を計上しています。

計装機器の更新工事につきましては、堀越・長沢地区、北部地区で実施します。又、令和7年度の繰越予算事業となる水道施設更新事業につきましては、耐用年数の40年を経過した導水管、送水管及び配水管の更新工事を行うもので、本年度は伴野地区で実施します。

なお、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1,759万3千円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額329万6千円、及び、過年度損益勘定留保資金1,429万7千円で補填します。

又、水道事業の安定経営のため、一般会計からの補助金3,980万円を計上しています

が、このうち水道事業債の元利償還金分につきましては、近年の更新工事費の高騰等から事業債借入額も増加しているため、元利償還金額の増加を考慮し、繰入れ比率を従来の5割から8割へと変更をしております。

以上が水道事業の説明となります。

続きまして、議案第19号、令和8年度豊丘村下水道事業会計予算につきまして、説明致します。

同じく、「分かりやすい今年の予算」の23ページをお開きいただきたいと思います。

本年度の予算規模は、支出総額3億7,191万3千円を計上し、内訳は、下水道事業費用2億9,762万8千円、資本的支出7,428万5千円となっています。

日々の営業活動に必要な経費である下水道事業費用につきましては、公共水域の環境保全を図り、安定した汚水処理の実施と適切な施設の維持管理を行うため、管渠費では計画的に村内の下水道管を簡易カメラで調査し、調査結果を基に異常箇所の修繕・清掃を実施し、老朽化対策を行っています。処理場費では、各処理場の維持管理業務を長期委託とし、日々の水質分析、汚泥分析を基に適切な汚水処理を実施しています。各機器の分解整備については、計画的に実施しています。

資本的支出では、豊丘浄化センターストックマネジメント計画で長期的な改築計画を策定し、計画的に更新工事を実施しています。令和6年・7年度の2か年で自家発電設備の更新を実施し、令和9年と10年度で汚泥脱水機の更新工事を実施するため、令和8年度は更新工事の詳細設計業務委託1,000万円を計上しています。

又、下水道事業の安定経営のため、一般会計からの補助金5,670万円を計上しています。

以上、下水道事業会計予算となります。

2つの事業会計予算につきまして、御審議を賜り、御決定いただけますようお願いいたします。

○議長（平澤恒雄） ただいまは、議案第14号から第19号までの6件の提案の説明が終わりました。

ここで、この6件に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

議案第14号から19号の6件につきましては、議会運営委員長報告のとおり、予算決算委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算、議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算、議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算、議案第 18 号、令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算、議案第 19 号、令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算、以上 6 件の審査については、予算決算委員会に付託することに決定致します。

◇ 議案第 20 号 令和 7 年度（補正）水道管更新工事（伴野地区 3－1 工区）工事請負契約の締結について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 21、議案第 20 号、令和 7 年度（補正）水道管更新工事（伴野地区 3－1 工区）工事請負契約の締結についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 20 号、令和 7 年度水道管更新工事（伴野地区 3－1 工区）の工事請負契約の締結について、御説明致します。

令和 8 年の 2 月 20 日ですが、豊丘村財務規則の規定に基づいて指名競争入札に付しました令和 7 年度の補正予算で対応します水道管更新工事につきまして、次に申し上げるとおり、請負契約を締結するため、地方自治法等の規定に基づいて議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額につきましては、7,865 万円。

仮契約の相手方が株式会社尾畑組さんとなります。

議案書の裏面については、入札会におけます入札経過書を参考に添付させていただきましたので、御確認をお願い致します。

工事の実施場所等の工事の概要につきましては、議案書に添付しました平面図等を基に、建設環境課長より、この後、補足の説明がありますのでお願い致します。

私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（平澤恒雄） 続いて、唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、説明を致します。

水道管の大規模な更新工事につきましては、令和 3 年度から 25 年間、総事業費 52 億円の計画で実施をしております。

令和7年度には、河野区の北小学校の周辺と伴野区の南保育園の北側の古畑・古瀬と下市場の一部の合計2つの工区で更新工事を実施しました。

令和8年度には、伴野地区で2つの工区で更新工事を実施します。

今回上程致します伴野3－1工区につきましては、南保育園から南へ、小園研修センターまでの間、約1,500mの水道管の更新工事を実施するものです。

先ほど総務課長が説明したとおり、契約額が5,000万円を上回るため、議会の議決を求めるものです。

なお、この工事の竣工の工期は令和9年1月29日です。

この工事を実施する区域の住民の皆さんには、通行止め、断水等で御迷惑をおかけ致しますが、御理解、御協力をお願いします。

御審議を賜り、御決定いただけますようお願いします。

○議長（平澤恒雄） 議案第20号に対する提案の説明が終わりました。

議案第20号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第20号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第20号、令和7年度（補正）水道管更新工事（伴野地区3－1工区）工事請負契約の締結についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

=== 日程22 派遣について ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程22、派遣についてを議題と致します。

豊丘村議会会議規則第119条の規定により、別紙資料のとおり議員を派遣することと致したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、そのように決定致しました。

なお、派遣の趣旨が損なわれない範囲の変更は、議長に一任をお願い致します。

=== 日程 23 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 23、諸報告ではありますが、最終日に報告致しますので、本日は特にございません。

散 会

○議長（平澤恒雄） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

本日は、これをもちまして散会と致します。

大変お疲れ様でした。

この後、続いて全員協議会を開催します。

執行部も含めまして、全員協議会室に参集をお願い致します。

11 時 30 分、全協を開始致します。

午前 11 時 18 分 散 会

令和 8 年 豊丘村議会第 1 回定例会
(第 2 号)

令和8年 第1回豊丘村議会定例会会議録 (第 2 号)

令和8年3月19日（木曜日） 午前9時00分開議

日 程
開 会
日 程

第1 一般質問

- 1 唐澤 克己 ・村内における森林経営管理制度の進展状況について
・農業後継者がいない農地への対処について
- 2 武田 篤子 ・「もったいない市」について
・マイナンバーカードの更新について
- 3 前沢 光昭 ・子どもの権利条例について
・太陽熱温水器普及について
- 4 唐澤 健 ・情報保障について
・地域活動支援センターについて
- 5 壬生眞由美 ・地産地消の取り組みについて
- 6 堀本 丈文 ・村誌の続編編集について
・村内に植林された用材林への伐採流通支援について
- 7 吉川 明博 ・J R東海によるリニア中央新幹線の開業延期の「第3期総合戦略」
の影響は
- 8 武田 徹 ・令和8年度からの消防体制について

第2 諸報告

散 会

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

傍聴者 2名

開 会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから、令和8年豊丘村議会第1回定例会を再開します。

本日の出席議員は12名全員で、会議は成立をしております。

地方自治法第121条の規定により、説明者並びに答弁者として、下平村長をはじめ関係各位の出席を要請しております。

それでは、お手元の日程に基づき、会議を進めることと致します。

=== 日程1 一般質問 ===

○議長（平澤恒雄） 日程1、一般質問であります。

一般質問の発言通告は、2月20日午後4時をもって締切ったところ、8名の議員より通告がございました。

一般質問については、発言時間は一人30分以内とし、発言回数は制限致しません。発言の残り時間は、発言者左側のタイマーに表示されますので、参考にしていただきたいと思います。なお、発言時間終了5分前に鐘を1回、終了3分前に鐘を2回鳴らしますので、質問を時間内にまとめていただきたいと思います。又、発言の順番は、一般質問通告書の届け出順と致します。

それでは、届け出順に従い、一般質問を行うことと致します。

◇ 唐 澤 克 己 ◇

○議長（平澤恒雄） 最初に、議席番号11番、唐澤克己議員の「村内における森林経営管理制度の進展状況について」、「農業後継者がいない農地への対処について」の発言を許可します。

なお、資料配付についても許可をしております。

11番、唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） おはようございます。

一般質問、本日よりよろしくお願い致します。

議席番号11番、唐澤克己です。

質問は、2つのテーマ、関連する資料もそれぞれ用意させていただいております。

それでは、最初のテーマから入りたいと思います。

森林経営管理制度の進展の状況でございます。

資料を用意してございます。資料1というところでありますね。長野県及び国の森林経営管理制度の概要、それから進展の状況が記されております。

森林経営管理制度というのは、2010年前後、これは温暖化防止、気候変動対策のこれは主要な先進国の会議であります。そのときに、なんとかして温室効果ガス、特にその中でも二酸化炭素を削減したいというそういう会議が開かれて、それでどうしたらいいかと、そういうことでこの制度の発足の契機になったところでもありますね。

そこにちょっと、資料1のこれは左下のところに、国の進展の状況がありますね。これは令和5年度末でありますかね。まあ一応、これは対象の森林を選定、これは大体100万ha以上、その中で、意向調査をしたら、「ぜひこれは市町村に委託をしたい」、「管理をお願いしたい」というのが出たのがこれは20万ha余でございます。

それで実際に、その市町村で管理しましょう、委託を受けたのがその10分の1、2万ha余でございました。さらに、それをこれは業者のほう、林業業者のほう、これのほうへ再委託をする。それが3,000ha余、ちょっと考えてみますと、これは委託をされたのは20万ha余の中で、その中で実際に委託を受けたのが、それが10分の1になっています。10%。それでさらに、これは商売として、その森林の整備に実際に業者が乗り出していく、それになったのが、これが3,000ha余です。これはなんと、これは委託をされた中の0.15%。だから、そのところで総括をされている国の分で。これは、非常にその効果が限定的、当初の目的の温暖化防止、二酸化炭素を削減していく、これがあまり進んでおらんということでございましたね。

これは、そういう状況であっても、「はあ、それでそれじゃやめましょう」と、これそういうわけにはいきませんね。これどんどんどんどん温室効果ガスが増えています。それで今、紛争、これは、ミサイルを撃ち込んだり、ドローンを撃ち込んだりして火災が起きています。そうするとますます温室効果ガス増えております。

だから、このままいったらどうしようもない状態になる。だから、どういう状況にあっても、この制度、森林経営管理制度を進めないと駄目。

どうして進めなきゃ駄目かっていうのは資料2でございますね。難しい説明は、これは時間の関係で省きますけど、そこに非常に分かりやすく、これは植物が、例えば二酸化炭素を吸収していく、樹木が吸収していく、山が、森林が吸収していく。そうすると、これは温暖化の防止になっていくというふうな状況が、非常に分かりやすく書かれております。これは林野庁がまとめてくれた資料でありますね。

だから、これ、嫌でもなんでもやらにゃいけないということでございますね。

そういうことで、ぜひこの村においては、ちょっとすると、「地球の温暖化、そんなものは国連に任せばいいじゃないか」と言う人もおります。そんなの何の役にも立ちません。地域でできることをしていかないと駄目なんですね、これは。

だから村で、こういう制度、しかもこれは納税している人は1,000円という、国民全体に負担をしてもらって、この制度を生かして行って、そして、地球環境、生き物が生存していくようなそういう状態を維持していかんやまずいっていうそういう制度でございます。

それで実際に、京都議定書でやって、それじゃあ日本では6%温室効果ガス、二酸化炭素を少なくしましょうって行ってそれで測って見たら、その森林、山林、樹木のその効果というのは、なんと3分の2、6%の3分の2の二酸化炭素を吸い込んだという実績あります。そこのところでこの制度は発足しているんです。だから、ぜひとも、これは続けていかんやまずいということでございますね。そうした観点に立って質問させていただきます。

村でも、もう既にこの制度が始まって、令和元年からもう数年経過しております。それでまず、対象森林は育成林であります。天然林・育成林とあって、人が材木を採る。植林をする。樹木を育てる。そして、樹齢が達したらそれを切って手入れをしていく。そういう育成林が対象になっておりますね。

それで、そういう育成林を持っている方々に、これは自分でできるのか、村に任せるとか、そういう意向調査を既に実施をしております。その意向調査がどの程度進んでいるか、ちょっと確認をさせていただきたいのと、これが一応終わっている地域について、知らせていただきたいと思います。

産業振興課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） おはようございます。

それではよろしく申し上げます。

豊丘村では、令和2年度から森林所有者への意向調査のほうを開始しておりまして、これまでに河野区、堀越区、田村区の一部の地域において、調査を実施しております。

年度ごとの実施状況でございますが、令和2年度が河野区と堀越区の一部、面積にすると約265ha、対象所有者は315名となっております。

令和3年度では、河野区、堀越区の一部、面積は142ha、所有者は207名になって

います。

一年おきまして、令和5年度におきまして、河野区、堀越区、田村区の一部、これが面積約97ha、で、所有者は258名となっております。

令和6年度においては、堀越区、田村区の一部で約103ha、所有者199名となっております。

これまでの調査対象森林面積の合計は約607ha、所有者は延べ979名となっております。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございます。

大変、詳細なデータをお聞かせ願いました。順調に進んでいるということが確認できましたね。

次の質問に行きます。

それでは、その意向調査を終えた中で、村のほうに自分で管理ができないということ、村のほうにぜひ管理を委託するお願いをしたいというふうなところが、どのぐらいあったのか、それをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） 議員おっしゃるとおり、森林経営管理制度では、意向調査により森林所有者の管理意向を確認し、所有者から管理を任せたいとの意向が示された森林については、村が経営管理を担う仕組みとなっております。

本村の意向調査において、「管理を村に依頼したい」と回答された割合は、まず世帯ベースでいきますと、令和2年度では67.8%の方、令和3年度では81.0%の方、令和5年度では67.8%の方、令和6年度では58.7%となっております。

対象森林面積が約607haでありますので、これに対して、これらの回答割合を基に推計致しますと、おおむね約420ha程度の森林について、村へ管理依頼の意向が示されたといった状況となっております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございます。

村に委託をしてほしいというそういう感じになっても、実際には、これは財源として、森林環境譲与税がきますね。この村へも、毎年900万に近いということでもありますね。

これは全国では 600 億円と、毎年そんな感じになっています。

それで、その金を使ってというふうな感じになるわけですが、実際には、これは民間の業者のほうに委託をして、そして適当にもうけを上げてもらって、未来永劫にわたって、これは産業として自立をしていく、持続していくということが大事でございますね。

そのためには、まず村で受けたらこれは業者のほうへ渡して、これは自活をしてもらう、そういう形になります。これが、いわゆる制度の中では再委託というふうな感じで言われておりますね。

再委託されたのはどのくらいかというふうな感じでありますね。これは昔は林業は非常に栄えておりました。ところが今やどんどん金にならんというふうな感じで、その業界から離れていく人、業界自体が非常にしぼんできています。先ほどもこの林業というのは非常に、地球環境の維持ではなくてはならんということでもありますね。そういう視点で、実際に持続可能というふうなそういう体制になっておる、つまり再委託されているのは、村委託されたのはどのくらいあるのか、面積的にということですね。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） 議員おっしゃるとおり、この制度では村に委託された森林のうち、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営体へ再委託するといった仕組みになっております。

しかしながら、現時点において、村から林業経営者へ再委託したという実績はございません。ただし、令和 4 年度において、村が森林経営管理事業として、村内の三次原といった地区において修景林間伐、これは 3.6 h a になりますけど、実施をしております。これは林業経営への再委託には至っていないものの、村が主体となって森林整備を進めた取組の一つとしております。

林業経営者への再委託については、対象森林の収益性や形態の受入れ体制等を総合的に勘案しながら、引き続き検討・調整を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11 番（唐澤克己） ありがとうございます。

実際には、私、先ほど申し上げましたとおり、これは民間の業者が林業という業界で

自活をしていく、それによって持続可能になっていくというふうな感じがするわけですね。今のところは、ちょっとそういう体制になっておらんというふうな感じですね。それだけけれども、これは未来永劫にわたって地球環境の保全はしていかなきゃならんということで、ぜひ民間の業者を育てていただいて、そちらのほうへ移していけるような体制を考えていただきたいというふうに思いますね。

これは非常に難しいことであります。全て人の生活をしていくにはもうけにならないと、これはそこに携わることができないですね。そういうことを十分に、国のほうでもある程度理解をした上で、そして広い国民全体から、これは毎年1,000円というお金を徴収して、そしてその金を使って、どういう形になってもやっていってほしいと。

結果としては、市町村のほうでやらせてもらっても民間の業者にやらせてもいいわけですが、ただ、市町村でやるということになると、これは当然、費用は公費、つまり税金のほうから補填していかなきゃならんという、こういうジレンマがあるわけですね。それだけけれども、この制度、林業のほうもこれは地球環境維持産業というふうな視点に立って、再生・復活をしてもらいたいというふうに思いますね。

それにつけても、これは温暖化防止でありますね。二酸化炭素吸収という点では、これはなくてはならんということでもあります。

それでそのあれは、結局どういうことから生まれるかというと、つまり山ですね。山の木をある程度活用できるところで切って、そして、利用して、そこに植林をし、間伐をし、手入れをして、そして育っていく、その過程の中で、二酸化炭素は、これは育成林の中心はこれは主に、針葉樹・広葉樹とある中で針葉樹です。これは杉・ヒノキ・松といった、これは成長が非常に早くて、その成長が幹の中で太さで、これだんだんだんだん大きくなって炭素が固められたという証拠なんです。

だからそういう時点で、これは育成林が対象というふうな感じにして、育成林は非常に二酸化炭素の吸収が多くて、酸素を吐き出す量も多いということでもありますね。だから、そのところで植林をして、それでそれを育てて、そして時期が来たらそれを伐採をして活用していく。そういう循環が結局この制度の一番重要であります。

そういう観点に立って、その見通しはどうなっているのか。

産業振興課長、将来的な見通しも分かりましたらお願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） 議員御指摘のとおり、森林の持続的な活用については、切って、使って、植えて、育てるという、森林資源のこれは循環利用と言っておりますが、の確

立が不可欠であります。しかしながら、村内においてこの循環が十分に機能しているということは、現在言えない状況と認識しております。

その主な要因としましては、やはり不採算性の問題ということで、村内の山林は急峻な地形が多く、伐採・搬出にかかるコストが木材の販売収益を上回るケースが少なくないということで、造林初期費用も高く、採算が見込めないことから、所有者や林業経営体が積極的な整備・収穫に踏み出しにくいといった状況と考えております。

又、これまで海外材への依存としてきておりまして、国内の木材需要は長年にわたり輸入材に依存していた経緯があり、近年は国産材への期待が高まりつつあるものの、価格・品質・安定供給の面で、村内の山材が市場に十分受け入れられる環境が整っているとは、まだ難しい状況と考えております。

又、森林経営管理制度にも又関係してきますけど、村内の山林は小規模な所有者が多数に分散しているといった状況ですので、林業経営体による効率的な集積・集約化が難しいといった状況でありますので、経営管理制度によって集約を進めておるといった状況であります。

これらの課題は、豊丘村のみならず、全国の中山間地域に共通する構造的な問題であります。村と致しましても、森林経営管理制度の着実な推進と森林環境譲与税の活用、森林組合等との関係機関との連携を深めながら、森林の循環利用の実現に向けて、粘り強く取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） いろいろ困難な状況の中で悪戦苦闘をされておられると。それだけでも、将来的な展望の中では、なんとか切り開く努力をされているという感じがよく分かりました。

世界全体で森林というものは、およそ地球の表面積の10%です。その中で大体27億t前後の二酸化炭素を吸収しているということでございます。それに対して、世界全体で二酸化炭素排出量は毎年343億t余であります。だから、非常に見通しが大変だということでもありますね。いずれにしても、なんとかして解決していかなとまずいと思いますね。

それでは2つ目の質問でありますね。

これは担い手がいなくなった農地への対処という感じでありますね。これをどうしたらよろしいかということでもありますね。

ほとんど以前は、大半の村民の方々、多くの村民の方が農業、あるいは林業に従事されておられました。だけれども、いろいろな状況の中でだんだんだんだん農地を耕す方がこれは少なくなってくる。しかも高齢化してくるというような状況がありますね。参考資料3を見ていただくと、これは全国的な傾向でありますね。

そういう視点に立って、これはそういう状況であっても、これはテーマ1と同じように、なんとか農業を維持しないとまずいというふうな感じがしまして、取り上げさせてもらいました。

まず、村内の農家の数でありますね。兼業農家・専業農家、いろいろあると思いますが、そこらのところでどのくらいあるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長、よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） よろしくお願いします。

農家数等におきましては、農林業センサスといった統計調査を基にして推計しておりますが、現在、農林業センサスでは、従来用いられておった「専業農家」とか、「兼業農家」という区分は、今、使われておりませんで、令和2年度からの調査は、「販売農家」と「自給的農家」に分類されて、さらにその「販売農家」については、「主業農家」、「準主業農家」、「副業的農家」に区分されております。

豊丘村における農家の状況は、少しちょっと前の数字になりますが、2020年の農林業センサスによりますと、農家総数は672世帯、その内訳は、農産物の販売を目的として一定規模以上の耕作を行う「販売農家」が394世帯、自家消費を中心とする「自給的農家」が278世帯となっております。この販売農家の394世帯の内訳は、農業所得が主な収入となっている主業農家、これがちょっと前と言うと専業農家的な区分になろうかと思いますが、これが80世帯。農業外所得を主としながらも農業にも一定程度従事している準主業農家、これは兼業農家に近いんじゃないかなと思いますが、これが56世帯。年間60日以上農業に従事する65歳未満の方がいない副業的農家が258世帯となっております。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございました。

以前に比べて少しずつ少なくなっている状況でありますね。全国的な傾向だというふ

うに思います。

それにつけても、これは食べ物を生産する第一次産業というふうな言い方をしますけどね。こういう視点に立てば、これは非常に少なくなってもしっかり持続可能であることが大事だというふうに思います。

そうした中で、少子高齢化で農家の人口が少なくなる中で、それじゃあ、高齢者だけ、昔は、三ちゃん農業というのがありました。じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃんと、そして父ちゃんは、近くに働きに出るというふうな感じがあったりとか、それが母ちゃんも外に出たり、あるいはいなくなってしまって、農家にはじいちゃん、ばあちゃんと高齢者だけというふうな世帯、これは非常にこれからうちもその類いに入るわけですけども、深刻であります。農地をどうしたらいいか。そういう高齢者のみの世帯、農家世帯というのはどのくらいか、そこらのところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、これも農林業センサスの数字からになりますが、先ほど申しました販売農家 394 世帯のうち、65 歳未満の農業専従者がいない世帯は 298 世帯となっております。販売農家全体の約 75.6%を占めておるということです。

又、自給的農家という説明致しましたが、278 世帯についても、定義上 65 歳未満の農業専従者がいない世帯が大多数を占めていると考えられます。

議員御指摘のとおり、農業従事者の高齢化は、村内においても深刻な状況にあります。農地が荒廃することなく、次の世代へ引き継がれていくことは、村の農業振興にとって最重要課題の一つと認識しておるところでございます。

お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございます。

なかなか深刻な状況がありますね。そうした中で確実に起こってくるのは、もう携わっていても動けない、あるいは状況によってはなくなってしまうということですね。その農地が、これがいわゆる継続して引き継いでいく人がなくなってしまう。これは、私自身もそうだし、私の近所、どんどんそういう状況が間近に迫っているというか、そういう事情にあります。

そうした中で、できればその農業に携わった方が自分でどうしたらいいか解決を図り、管理をしてくれる人たちを見つけてくる。それも非常に重要だと思いますけど、それだけでは間に合わない。そうした場合に、これは行政のほうで積極的にそういう担い手が

いなくなった農地をどうするか、相談に乗ったり、あるいは考えていっていただくということがこれは不可欠であるというふうに考えます。

そういうことで、もしそういう状況があって、これは自分だけでは解決できないときには、これは例えば行政のほうで、それを管轄する農業委員会もございます。そうした事務局が、これは役場のほうにございます。そうした場合に、積極的に相談に関わっていただけるのか、あるいはそういう問題に関わっていただけるのか、そういうところに関しては、産業振興課長、役場としてはどういうお考えか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願いします。

農業が継続できなくなった場合の農地についての相談は、もちろん対応しております。相談の窓口は、今日説明するのは2つとっておりますが、お気軽に御相談いただければと思います。

1つ目としましては、先ほど御発言ありましたように、農業委員会事務局が役場産業振興課内にございます。農地に関するあらゆる相談をお受けしております。農地の貸出し、売却、農地中間管理機構の活用等、状況に応じた対応策を御案内しておるところでございます。

2つ目としましては、地区の農業委員、農地最適化推進委員の皆さんです。農業委員及び農地最適化推進委員は、各地区を担当しており、農地の貸借り、売買、有効活用に関する相談に対応しております。地域の実情に精通した委員が、農地の引継ぎや耕作者のあっせん等、具体的な対応策をともに考えます。まずはお近くの農業委員、農地最適化推進委員にお声掛けいただくことが、最もスムーズな方法と考えております。

村と致しましては、農地が荒廃することなく次の世代へ引き継がれることを最重要課題と捉えております。農業委員・農地最適化推進委員・産業振興課、又その他関係機関が連携して、農地の保全と有効活用に向けた取組を進めてまいります。

農業の継続にお悩みの方は、ぜひお気軽に御相談いただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございます。

いろいろな形でこういう問題、農地を管理する方がいなくなった。それじゃどうする

かという体制を、役場のほうでも、担当課のほうでも考えていただいているというふうなことであります。

非常に今後、これからもそういう問題が非常に深刻化してくることが予想されます。どうか相談に乗っていただいて、スムーズな解決のほうへ解決していけるように。そして、農地が維持されていくような感じでやってもらいたいというふうに思います。

今日は、2つの問題、特に産業としては第一次産業と言われます、英語ではプライマリーインダストリーというふうに言われます。プライマリーというのは、主要なということでありますね。その問題、その林業、それから農業をテーマにさせていただきました。どちらも非常にこれは人が生きていく上で直結をしていると。人が生きていく上には、よく昔から言われる衣・食・住ということが言われておりますね。それに、いずれも第一次産業が関わっております。

そういうことで、この2つの林業も農業もこれは末永く、できれば繁栄をしていく、振興をしていくこういう状況をこれは維持していくことが、これは地域、あるいは村にとっても非常に大事だというふうに思います。そういう視点で、今後ともぜひお願いしたい。

それで特に、第1のテーマでやりましたね。これは私も先ほどちょっと触れましたけど、今、世界各地で紛争が起こっています。これはテレビで見れば分かると思いますね。ミサイルを打ち込んだり、ドローンを打ち込んだりして、即火災であります。それで緑の状況の一举にこれがなくなってきますね。

だから、これはもう本当、温室効果ガスがたちまちのうちに増えている。そういう意味では、何とすることもできること、例えばこういう森林経営管理制度もこれは非常にそれが効果を発揮して、どういう状況になってもその問題の解決につながっていくというふうな形になっていってほしいというふうに、私は心から切望をしております。

そんなところで、今日は2つの問題、いろいろな形で取り上げさせてもらいましたけど、これはしっかり答えていただきました。大変ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終了致します。

ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で11番、唐澤克己議員の質問を終結致します。

◇ 武 田 篤 子 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号3番、武田篤子議員の「『もったいない市』について」、「マイナンバーカードの更新について」の発言を許可致します。

3番、武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 改めまして、おはようございます。

議席番号3番、武田篤子です。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。よろしくお願い致します。

今回は2つ質問を用意してあります。

まず、最初に、「もったいない市」についてということで質問を行ってまいります。

去年の「とよおかまつり」で、建設環境課が企画し、陶磁器の食器類を集めて無料配布をするという、「もったいない市」を開催しております。行政としてごみを集めて、ごみとして処理するだけでなく、リユースする機会をつくり、それによってごみの量を減らす取組を行った、ということで、新しい取組としてとても評価をしております。そこで、この件で質問をしていきます。

まず、最初に、1年間に処分される陶磁器類を含む埋立ごみはどのくらいあるのかについて伺いたいと思います。

建設環境課長、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） おはようございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

1年間に村内で排出され、北の沢最終処分場に埋立て処分される陶磁器を含む埋立ごみの量は、5年ほど前までは15tを超えておりました。しかし、ここ数年、12t前後で推移しており、令和7年度、今年度につきましては11.8tを埋立て処分として対応をしております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 年間で12t前後ということで、かなりの量の埋立ごみが排出されているということを理解致しました。

それでは、「もったいない市」のために集まった食器類の量や、又リユースされた量について、どのくらいあったのかについて、詳細を伺いたいと思います。

建設環境課長、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えをさせていただきます。

「もったいない市」に集まった陶磁器の量は、埋立ごみ収集の際に使用している瓶の回収コンテナに約 15 コンテナほどで、「もったいない市」でリユースされた、個人にお配りさせていただいた量につきましては、10 コンテナという状況でした。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3 番（武田篤子） 瓶の回収コンテナに約 15 コンテナほど集まって、約 3 分の 2 の 10 コンテナほどがリユースされたということ、たくさんの食器類が新しい持ち主の方へ渡され、活用されている実情が分かりました。

それでは、この「もったいない市」の開催に当たり、大変であったこと、よかった点、反省点等あれば伺いたいと思います。

建設環境課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えをさせていただきます。

「もったいない市」を開催するに当たり、不要となった陶磁器の募集期間を、当初 10 日間を見込んで受入れを開始しました。初日から陶磁器につきましては大量に集まり、倉庫で保管可能な量を超えてしまったため、募集期間は 3 日で打ち切りとなってしまいました。

このことにより、「もったいない市」に陶磁器を準備していただいた皆様には、御迷惑をおかけしたことが大変申し訳なく、反省点となります。

又、家庭で不要とされながら処分できずにいた陶磁器が、ごみにならずリユースされたことと、もらっていただいた村内外の皆様に喜んでいただいたことにつきましては、よかったことというふうに感じております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3 番（武田篤子） 受入れの募集期間が 3 日で打ち切りになったとのこと、私自身も会合の折に持っていけばいいやと思って準備してあったんですけども、3 日での打ち切りであったために、ちょっと出せなかったという現状がありました。とても残念であります。

よかった点としては、処分できずにいた陶磁器がごみとされずにリユースされ、村内

外の皆さんに喜んでもらえたということ、現状分かりました。

以前、堀越のサロンで行われた、ごみの分別についての学習会の中で、和服は燃やすごみとして処分するということを聞いたあるお年寄りが、「親が一生懸命作って持たせてくれたものを、燃やすごみとして処分するのは悲しい」と言っておられたことがありました。

このお年寄りの方が言っていたように、親が着物を作ってくれた当時のことを考えたり、自分の人生の中での和服への思い、和服ってというのは、どちらかというと現在は晴れやかな場面で着ることが多いかと思います。そんなようなものを考えたときに、ごみとして出すのはなんとも虚しく、もったいないという思いが湧いてまいります。新しい持ち主の方にもらっていただき、活用されるならば、親が作ってくれた着物を手放すその方も報われる気が致します。

和服や帯等は、「古着買取等に持って行っても、シミや虫食いがある等とクレームが付きやすい」と聞きます。無償での譲り受けということになれば、多少の汚れや痛みは何の問題もないかと思います。その方にとってはごみでも、必要とされる方にとってはお宝かもしれません。手先の器用な方なら、それをリメイクして洋服や小物等の作製に利用することも可能です。裁縫が得意な方に、着物の生地を使った作品を道の駅で販売してもらおう等していったら、高齢者の生きがいの一つになるかもしれません。

ごみとして環境負荷の軽減と経済的、文化的価値の両方を高めながら、思い入れのある着物が新たな持ち主の手に渡り、使っていただけるよう、和服や帯等も、ごみとなるのではなく、「もったいない市」で新しい持ち主の方にもらってもらい、利用されていけるようにできないでしょうか。

12月の村の広報誌に、次の「もったいない市を検討中」とありましたが、「とよおかまつり」のイベントの一つとして定着し、これからも継続できるように考えていただけないでしょうか。

令和8年度で、何かを行うように考えているのかどうかについて、伺いたいと思います。又、行政が率先してリユースを実践することについての考えを伺いたいと思います。

建設環境課長と村長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えをさせていただきます。

和服や帯についてですが、湿気等で着物がカビない良い状態で保管する環境が役場には現在ないため、「もったいない市」としての対応は難しいと考えております。しかし

ながら、思い入れのあるそういった和服・帯を次の方へお渡しするという考えにつきましては、非常にいいことかと思えます。又、何らかの支援ができるかどうか、又検討をしてみたいと思います。

次年度以降の「もったいない市」の継続につきまして、今回の開催で、御家庭で不要とされながらも保管されている陶磁器が相当数あるということが分かりました。来年度につきましても、募集方法を見直す等して、ぜひ継続したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） おはようございます。

一日よろしく申し上げます。

いい提案ありがとうございました。

御存じのとおり、今、特にリユースといいますか、あれはテレビでもすごい宣伝をしています。「何でも家に要らないものを持ちに行きますから、電話してください」、もうステレオから始まって、いっぱいありますよね。服から始まって、ほら要らない切手だ、なんだかんだとか。それである意味、一つそういう商圈がかなり今、確立されてきています。

「セカンドストリート」なんかへ持っていっても、ありったけ服を持っていくと、1枚10円だとか5円だとか、それで取ってくれるそうです。

それから、日本の中古品ってすごくグレードが高いので、海外にもかなり今、流れていっているということも聞いておりますし、大事なことは、本当に家にあっても要らない思い出のものだとか、捨てるにも困るようなもので、でも捨てるにはちょっともったいないものって、これが山のようにどこの家にもあるということ存じております。

実は、来年の4月からちょっと家を少し直そうと思って、今、片付け始めたんですけども、もうすさまじいいろいろな物があまして、焼くものはトラックに載せてあそこへ持っていったりだとか、もらってもらえるものはもらってもらったりとか、今、盛んにやっております。

それから、又若い人たちは、ネットのあれで中古品をどんどん売りに出すと。送るのは手間らしいんですけども、いろいろな物がドンドン片付いていきます。こういうこともできるんだなということを思っております。

でも、そういうことができない人たちが、高齢者は多いわけですね。そういう意味で

は、村が例えばお祭りのときだとか、それから売れさえすれば、別に道の駅に出店することは可能だと思うんですけれども、要するに、自分で先ほどおっしゃったような、ちょっと手直しをしてポーチを作ったりとか、そういう物を売る場所もあることはあるんですね。御存じだと思いますけれども。

ですから、そういう形でも対応してもらえればありがたいなということ。お祭りとしてやるということは、そのときの一つの出し物として、又非常に面白いんじゃないかということを考えています。

どっちにしても、使えるものはできるだけ使って、最後、それが本当に使えなくなるまで使っていただくということは、それこそとても非常に大事なことだと思います。村としまして、一つ先ほど課長が申したとおり、トライしていきたいと思うんですけれども、もらいたいものと出したいものって微妙なズレもあったりして、あまり村でやりすぎると廃品回収になっても困りますので、そういうマッチングっていうこともやはり非常に難しいところもあるので、考えながら、大事なリユースについて、これは世界的な流れだと思いますけれども、やっていく必要があるだろうなということを考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　ここで、議会内の規律について申し上げます。

議会に臨む姿勢としては、下を向いてうなだれるということは、非常にこちらから見てもお見苦しいし、村民から見ても寂しいふうに見えるのではないかと思います。できるだけ、演壇者のほうを注視しながら議会に臨んでいただくことを希望致します。

又、近隣の方については、お互いに又励まし合って議会に臨んでいただくようお願いを致します。

以上です。

武田篤子議員。

○3番（武田篤子）　ありがとうございました。

フリマアプリや地域の情報サイトと連携して、不要となったまだ使えそうな粗大ごみの販売を行い、ごみの減量活動の最大化を図っている自治体があります。県内では、安曇野・岡谷・塩尻・茅野市等です。

又、松本市では、育児子供用品を市民の方から提供してもらい、希望される方にリユース品として無料で配布しているそうです。これもごみの減量ということになります。そして、それだけにとどまらず、子育て世代への支援となっているようです。

下諏訪町では、フリマアプリのサービスを活用し、町の総合センター改修に伴って不要になった照明器具等の町の備品や、町内の放置自転車等を出品し、売上額から手数料を差し引いた金額を町の財産にするようです。

ごみのリユースという手腕の中でも、ごみの減量化を考え、持続可能なまちづくりにつなげていってほしいと思います。

では、次の質問に入ります。

マイナンバーカード更新についてということでお願い致します。

2016年1月1日から始まったマイナンバー制度ですが、昨年12月、私のところにマイナンバーカード10年の更新の通知が来ました。申請用紙を郵送するよりは、スマートフォンでの申請のほうが早いということでありましたので、QRコードを読み込んで申請を行いました。

そこで、現在は保険証としても利用され、コンビニの証明書発行等ができるマイナンバーカードの更新について伺いたいと思います。

まず、現在の村民のマイナンバーカードの保有数とその保有率について伺います。あわせて、75歳以上の高齢者の保有率はどのくらいなのか、伺いたいと思います。

税務会計課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） おはようございます。

よろしくお願い致します。

令和8年2月28日時点の村の人口6,437人に対するマイナンバーカードの保有枚数は5,219枚で、保有率は81.1%です。

後期高齢者医療保険の対象となる75歳以上の保有枚数率でございますが、少し下がりをまして78.2%です。

全国平均と比較してみますと、全体ではほぼ同率でございますが、高齢者の保有率は全国平均より4.4%低い状況となっております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） カード保有枚数が5,219枚で、保有率は81%ほど、75歳以上の保有率は78%ということ、理解致しました。

それでは、令和8年度中に5年、10年の更新を迎える人はどのくらいいるのか。役場としてその数が把握できるのでしたら伺いたいと思います。

税務会計課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） お答えします。

マイナンバーカードの有効期限は、カード発行時に 18 歳未満ですと 5 回目の誕生日、18 歳以上ならば 10 回目の誕生日までとなっております。

又、電子証明書の有効期限が年齢に関わらず、発行から 5 回目の誕生日までとなっているため、カード発行時に保険証として利用する等の電子証明書の付与を受けた方は、5 年目の更新手続きが必要になってまいります。

令和 8 年度中に更新の対象となる人数ですが、システムから簡単に抽出することができませんので、過去に交付した各年度の実績からお答えすることになりますが、10 年更新は約 200 名、5 年更新は約 1,060 名が見込まれております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3 番（武田篤子） 10 年更新が 200 名、5 年更新は約 1,000 名が見込まれるということ、理解致しました。

マイナンバーカードについては、5 年更新時に役場から通知をいただき、手続きを行った記憶があります。

5 年のマイナンバーカードの更新手続きについて伺いたと思います。

税務会計課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、5 年目の更新手続きは、カード発行時に未成年者の場合のカードの更新と、電子証明書の更新となりますが、電子証明書の更新について説明をさせていただきます。

マイナンバーカードに書き込まれている電子証明書の有効期限が過ぎた場合、確定申告等国税の電子申告や、住民票や印鑑証明のコンビニ交付、又、日常的にお使いいただいておりますマイナ保険証として使えなくなるため、役場の窓口で手続きをお願いするものでございます。

なお、オンラインや郵送では更新ができず、御本人に窓口にお越しいただく対面確認が必須となるお手続きとなります。

電子証明書の有効期限を迎える方へは、期限の 3 か月前をめどに水色の封筒でお知ら

せが国から送付され、有効期限の3か月前の翌日からお手続きいただけます。持ち物はマイナンバーカードと、お知らせの封筒に同封されております有効期限通知書です。又、カード交付時に設定した暗証番号が必要となります。暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズですが、暗証番号をお忘れの場合でも窓口で再設定ができますので、御安心をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 5年目の更新は電子証明書の更新であるので、役場窓口で暗証番号の登録のみで手続きができること、了解致しました。

それでは、10年の更新時の流れについて伺いたいと思います。

スマートフォン申請をされない場合の手続きはどこで行うのでしょうか。又、その手数料について伺いたいと思います。

税務会計課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） お答え致します。

10年目の更新手続きはカードの更新となります。電子証明書の更新と同様に、マイナンバーカードの有効期限を迎える方へは、期限の3か月前をめぐり、やはり水色の封筒でお知らせが国から送付されますので、通知が届きましたら申請が可能となります。

マイナンバーカードは、武田議員が利用されましたオンライン申請のほか、郵送、役場窓口でのお手続き、あるいは対応機種のみですが、証明用写真機等、様々な方法で申請することができます。

マイナンバーカードの更新には、直近6か月以内に撮影した写真が必要となりますが、役場窓口では顔写真撮影を含めた申請のお手伝いを行っております。

更新の申請は、オンラインや郵送、非対面でも可能ですが、マイナンバーカードの受け取りは御本人に御来庁いただくことになります。

申請されてから交付までに1か月程度のお時間がかかりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

申請いただいたマイナンバーカードの交付準備が整い次第、役場からマイナンバーカードの交付の案内はがきを御本人宛てにお送りしますので、はがきに記載された期間内に、案内はがきと、これまでのマイナンバーカードを御持参いただきますと、引換えに新しいカードをお渡し致します。

その際に、暗証番号を御登録いただくこととなりますが、今まで使用していた番号を設定いただいても結構ですし、新しい暗証番号での設定も可能となります。

料金は、5年目の電子証明書の更新も、10年目のカード更新も無料ですが、カードの更新時に古いカードの回収ができませんと、1,000円の手数料がかかります。

又、申請に使用された写真が、アプリ等で過度な写真加工をされている等、当日の顔と写真があまりに相違していたり、旧カードと同じ写真を使用している場合等で交付できないケースもございますので、申請の際にお使いになる写真についても御注意いただきたい点でございます。

電子証明書更新及びカードの更新は、原則として本人の来庁が必要ですが、御本人が御病気やお体の障害、その他のやむを得ない事情により役場にお越しいただくことが難しい場合に限り、代理人に委任することができます。ただし、代理人に委任する場合には、通常と異なり、申請者本人と、窓口に来られる代理人の本人確認ができる書類等が必要となります。又、手続きには暗証番号の設定が必要なため、事前に代理人へ伝えておく必要がありますので、交付手続きに不安がおありの場合は、事前に窓口係のほうへ御連絡をいただきますようお願い致します。

なお、電子証明書の有効期限が切れても、すぐにマイナ保険証の利用ができなくなるわけではありませんが、利用ができなくなる前にお手続きをお願い致します。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 10年目の更新の流れについて理解致しましたけれども、更新についてはカードの更新ということで、少し手続きが面倒なようにちょっと思いました。

オンライン申請や郵送、役場窓口での手続き等で申請ができるということ。それに伴って、写真と暗証番号も必要になってくるということで分かりました。

又、料金についてはどちらもかからないけれども、10年の更新のときに古いカードが回収ができないと1,000円手数料がかかるということも理解致しました。

10年の更新のときには、写真のほかに4桁の暗証番号と、数字プラスアルファベット6文字以上16文字以内の2つの暗証番号が必要となります。又、申請用紙も記入しなくてはなりません。

マイナンバーカードを作ったとき同様のサポートが必要な高齢者がいるのではないかと思います。更新時の流れや役場でのサポート等について、村民に知らせていく必要があるのではないかと思います。広報誌等を使い、知らせていってほしいと思います。こ

のことについての考えを伺いたいと思います。

税務会計課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） 議員に御指摘をいただきましたように、やはりサポートが必要だということは認識をしております。

マイナンバーカードの更新方法や役場でのサポート内容について、広報誌やホームページを通じて周知してまいりたいと考えています。

令和8年度中に更新手続きの必要な方は、1,300人弱ほどを予定しているため、窓口の混雑具合にもよりますが、せっかく御来庁をいただいても、お待たせしてしまう場合もございますことを、あらかじめ御了承をいただきたいと存じます。

なお、窓口係では、毎月第1、第3月曜日に夜7時まで夜間窓口を開いておりますので、更新のお手続き等、お気軽に御利用いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 今朝の新聞にも出ておりましたけれども、飯田市では、マイナンバーに関わる業務が恒常的に見込まれるとして、4月より市民課にマイナンバー係を新設するようです。

商品券を付与してカードの作成を促したときから、5年目に入る年になるかと思えます。マイナンバーカードの新規作成者よりも、これからは5年、10年の更新の時期が来る方のほうが多くなってくると思います。村民の方が戸惑うことなく更新ができるように、御配慮をいただきたいと思います。

宮島税務会計課長におかれましては、この3月をもって役場を御退職されるということをお聞き致しました。

2020年4月から健康福祉課長としてその任に就かれたわけですが、その年、規模と社会への影響の大きさから100年に一度のパンデミックと言われたコロナ感染症が流行しました。コロナ感染症の対応については、前例に倣うというものがなく、又、一般質問ではほとんどの議員がコロナ関連の質問を行う等、大変であったことと思います。

コロナ支援として、妊産婦支援福祉タクシー事業や、感染したときの買い物支援等、女性課長ならではのきめ細かな一面を見させていただきました。

又、コロナワクチン接種に関しては、下伊那北部5町村でのワクチン共同接種体制の中で、各町村の人数枠は設けず先着順とされていました。その電話予約に関して、一人

でも多くの村民の方が接種予約できるように、大胆かつ前向きな策を講じたという話も聞いております。

女性が社会進出することで、男性が気づかなかった課題が解決することがあります。そういった意味でも、女性課長の先駆者の一人として、村政に御尽力されたことに感謝致します。

私自身も、答弁席に責任を立つ課長の姿に、同じ女性として励まされました。これからは村の関係人口の一人として、豊丘村を盛り立てていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） ここで休憩とします。

10 時 30 分まで 15 分間休憩致します。暫時休憩。

休 憩 午前 10 時 14 分

再 開 午前 10 時 30 分

○議長（平澤恒雄） それでは休憩を閉じ、会議を続けます。

◇ 前 沢 光 昭 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて議席番号 10 番、前沢光昭議員の「子どもの権利条例について」、「太陽熱温水器普及について」の発言を許可します。

10 番、前沢光昭議員。

○10 番（前沢光昭） 発言通告に基づき一般質問を行います。

最初に、子どもの権利条約に関してお聞きします。

「子どもの権利条約」が 1989 年、国連で採択され、日本の政府が 1994 年に批准してから 32 年、こども家庭庁の設置根拠となった「こども基本法」が 2023 年に成立し、子どもの権利条約は、子供を大人と同じ人格とみなして権利を位置づけているのが特徴です。権利条約は、4 つの原則が定められて、意見表明権から救済まで掲げられております。

条例については、この条約実現のために具現化されるべきもので、2026 年 1 月現在で、69 自治体で制定されています。子どもの権利条約総合研究所の条約実現のための NGO というのがありますが、この調査なので、正しい数字だと思います。

何点かこの点について伺います。

豊丘村の「こども計画」についてですが、こども計画は条例と一体のもので、条例の理念に基づき具現化されるものですが、豊丘村では従来からの「子ども・子育て支援行動計画」が制定されております。これをこども計画と並べて制定しているところが多いんですけど、そう捉えてよいか。豊丘村としてはこども計画をどうするのか。計画には子供や保護者の意見が、声が反映されているのかどうか、最初にその点でお伺いします。

担当課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 木村子ども課長。

○子ども課長（木村由紀） それでは、お願い致します。

自治体こども計画は、「こども基本法」に基づき、市町村が子ども子育て支援策をまとめた計画になります。

この計画には、子供の権利を尊重し、全ての子供、若者が健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」を掲げ、子供たちが身体的、精神的、社会的に幸せに過ごすことができるよう、総合的な施策を含むこととされておりますが、計画名に関しては特に決められていないため、これまでの第一期・二期と合わせまして、「第三期 子ども・子育て支援 豊丘村行動計画」としまして、令和6年度末に作成しております。

したがって、この計画を「こども計画」と捉えていただきたいと思います。

又、計画に子供や保護者の声が反映されているかという点についてですが、今回の第三期計画では、就学前児童の保護者、小学1年から3年生の保護者、令和6年度時点で小学5年生の児童、中学2年生の生徒に対してアンケートをとらせていただいております。その中では、村の行う子育て関係施策について、知っていて利用しているか、又、生活の様子や望むこと等をお聞きし、その上で環境の整備を進めていけるところについて担当部署と相談をし、計画をしてきております。

環境の整備や保護者に寄り添った支援をすることによって、保護者や家庭に安心感を持ってもらうことは、子供たちにもよい影響を与えていくと考えます。温かく落ち着いた家庭環境の中で、おうちの方にしっかりと子供を見ていただき、そこに地域も含め、子供に関わる全ての関係者がつながって、子供たちが健やかに成長できるよう見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） こども計画について、説明していただきました。

次の点なんですけど、権利条例、条例のほうなんですけど、条例については4つの柱があ

るとされています。1つとして生命、生存及び発達に関する権利。2番目として、子供の最善の利益。3. 子供の意見表明権尊重。そして4として、差別の禁止が位置づけられておりますが、どこのつくってあるところでは、各地の条例もこれを基本につくられているようですが、豊丘村としての基本的な考えについて、お伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、権利条例の4つの柱についての豊丘村としての考えについて、お答えを致します。

まずは、子供は、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であると、それを基本的な立場に立っているということでございます。

これをさらに具体的に申しますと、子供というのは、周りの人から虐待とか体罰、いじめ等、そういった暴力とか犯罪から守られて、あらゆる差別を受けることなく、周りの大人から大切にされて、愛され、信頼されることによって、子供は自分自身をそこで自信を持って、安心して健やかに成長することができるというように考えておるところでございます。

又、今度、子供同士の触れ合い、それからもっと様々な人との触れ合いとか、自然の触れ合い、そして社会的活動、文化やスポーツがありますけれども、それに参加することを通して、子供は他を思いやる心が育まれていくというように。又、さらには、ルールを守る等、社会性を身につけて、周りの人々と手を携えて一人の人間として自立していくことが必要であるというように思います。

そして、この柱の3番目にありますけれども、それぞれ発達の段階、小・中・高と発達段階で、一人一人の子供が物事を考えて、意見を表明することができる。そして意見が尊重されることが大事であるという点でありますけれども、特に、学校、先生方とお話しまして、大事にしていくようにということで、生徒会の実践等のところで目に見えて現れているところであります。

そういうことで、先ほど子ども課長の答弁にありましたように、第6次豊丘村総合振興計画で、子供の最善の利益の実現を目指して、保護者・家庭の役割、地域や社会の役割、そして保育園、学校、機関、教育委員会や村の機関、各種団体等との役割、その役割を協働する中で推進することで、子供の権利を守る「子ども・子育て支援 豊丘村行動計画」を、令和7年3月に作成したところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 丁寧な説明をありがとうございました。

今、課長や教育長からお話がありましたが、計画についてはあるということですが、子どもの権利条例そのものはないわけなんです、今後について、条例をなぜしてこなかったのか、理由があればお聞きしたいのと、条例については理念を定める大事なものでありますので、今後制定すべきではないかと思いますが、その考えを教育長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、子どもの権利条例の制定についての点にお答えを致します。

条例ですから、日本国憲法や子どもの権利条約が保障される権利をより具体的に分かりやすくするように定める、そしてそれを保障するための大人の役割や村の取組を定めるものであるというように考えているところでありますけれども、しかし、子供の権利保障を図る総合的な条例の制定の状況について、一般財団法人、こども権利保障を図る総合的な条例という、その発表を参考にさせていただきますと、その制定条例は、この一般財団法人地方自治研究機構、これによりますと、令和7年4月、ちょうど1年前ですけれども、全国で81自治体であると。長野県内では長野県と松本市の2つでした。その後、昨年7月に長野市が制定して、現在県内で3自治体が制定している状況であるということでございます。

そういったことで、大事であるという認識でありますので、今後、子ども課をはじめ、関係部署と連携したり、それから近隣の自治体の様子を注視したりしながら、今後研究していくことも必要と考えております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 今後検討していただけるということですので、ぜひともお願いしたいと思います。

4番目、次に、関連する事項として、「子ども・子育て支援金制度」についてお聞きします。

政府は、こども未来戦略に、児童手当の拡充や育児休業給付等を盛り込みましたが、「子ども・子育て支援金制度」については、その財源の一部として、令和8年度から医療保険料に上乗せされて、徴収・納付されることになっています。

国保加入者には国保税に、後期高齢者は保険料に、介護保険も徴収されるようであります。徴収については、初年度は予定額の6割で、令和9年度ですが、これ8割、10

年度からは予定の 10 割とされております。子育て支援関係に関しては、国民負担増がしっかりと予定されているということです。

こども家庭庁の試算では、初年度一人当たり 300 円と試算されています。これはホームページから見たんですけれど。

先日、国保の運営協議会で支援金徴収額について説明されたので、細かい部分は結構ですが、この額でおおむね正しいかどうか、考えをお伺いします。

健康福祉課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、お答え致します。

初めに、国民健康保険税の「子ども・子育て支援金」に係る税額を申し上げます。

令和 8 年度が初年度ということもあり、税率につきましては、長野県が示す豊丘村の標準保険税率、これは県が算定した本来あるべき保険料率の目安になるものでございますが、この数値に基づき、条例改正案及び予算案をただいま提案しているところでございます。所得割が 0.27%、均等割が 1,034 円、平等割が 1,017 円を予定しております。ただし、均等割につきましては、高校生年代までの方は全額免除されるため、その減額分をその世代を超える方が負担することとなり、95 円が上乗せされることとなります。

具体的な 1 年間での増加額ですけれども、モデル世帯で見ますと、7 割軽減がかかる一人暮らし高齢者世帯、年金収入 153 万円以下の場合で年額 600 円、2 割軽減がかかる高齢者夫婦世帯、年金収入 300 万円の場合で年額 4,400 円、軽減のかからない所得 300 万円、収入ではなく所得 300 万円の個人事業者、あるいは専業農家等で、中高生のお子さんが 2 人いる場合で、年額が 1 万 200 円という試算が出ております。

続きまして、後期高齢者医療保険の関係の「子ども・子育て支援金」にかかる増額見込額ですけれども、長野県内の保険料率につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合で決定されますが、均等割額が 1,339 円、所得割率が 0.25%と定められました。その際、長野県全体での賦課必要額は約 11 億円で、それを均等割と所得割の比率 1 対 1、そして県内の被保険者数を 39 万 7,783 人として一人当たりの保険料を算定すると、年額 2,194 円という額が算出されています。

モデル世帯として一例だけ試算してみますと、年金収入のみの単身世帯で年金収入が 180 万円の場合、こちらの世帯の子ども・子育て支援金にかかる年間保険料は均等割額に 5 割軽減がかかりまして、所得割と合計で年間 1,344 円という金額が試算されます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 説明ありがとうございます。

おおむね月額ですから、これ月額一人当たりですから、これが今の説明だと250円から300円の間で間違いがないと思うんですけど、負担増について又続けてお伺いします。

国保関係については、豊丘の場合、現在安定した状況ですが、均等割・平等割部分の一律負担増が予定されている上に、さらに新たな負担増になるということです。子ども・子育て支援金の納付金分に対して、一般会計の繰入れ等で増税を抑える考えはないかについてお伺いしたいと思います。

いろいろ聞く中で、全国の自治体はどれもいろいろ理由ある、なしに関わらず、この負担増は間違いのないようですけど、一般会計等の繰入れ等で増税を抑えられる考えはないか、その点についてお伺いしたいと思います。

健康福祉課長。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、お答え致します。

まず、豊丘村の国保財政の状況につきましてですけれども、現在、基金の積立ては行っておりませんで、繰越金を一定額確保することで、予算不足等の不測の事態に備えることとしております。

繰越金は、令和4年度決算で1億1,260万円余ありましたが、令和6年度決算では9,490万円余となっており、国保税の、とりわけ医療分について、全額の急激な増額を抑えるために、この繰越金を充当している状況が続いているといった状況です。

豊丘村の医療分の税額は、先ほど議員がおっしゃったとおり、均等割と平等割を、令和9年度を目途に2万円に近づけるべく、計画的に引き上げておりますが、所得割につきましては、令和7年度の値が4.29%であり、県下では下から3番目に低い税率となっております。最も高い長野市が所得割8.20%ですので、その差は非常に大きい差があるなというふうに感じているところであります。

このような状況も考慮致しますと、今後につきましては、繰越金の充当により、できるだけ急激な増額にならないよう留意しながら、医療分の所得割につきましても、適切な時期に、適切な税率設定をしていくことが必要となってくるということが見込まれます。

議員御提案いただきました、いわゆる一般会計からの法定外繰入れにつきましては、

次のような観点から、現時点では想定をしていないところであります。

まず1つ目として、特別会計の独立採算の原則の観点から。2つ目としまして、受益者負担の原則の観点から。3つ目が、財政規律の確立や持続可能性の確保の観点から。

これにつきまして少し補足しますと、これは法定外繰入れを行いますと、保険料収入と支出のバランスが見えにくくなってしまうことや、繰入金に依存することで、将来世代へ財政負担を転化することにつながってしまうことへの危惧があるという意味合いでございます。

それから4点目として、国保の財政運営の都道府県単位化の趣旨になじまない点。趣旨になじまないということにつきましては、将来的に保険料水準の統一化へ向けた動きが現在ございます。そういったものとの整合が取れないといったような観点。

以上、4つのような観点等から、法定外の繰入れにつきましては、現在のところ想定をしていないといった状況でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 支援金制度のことについて、もうちょっと触れておきたいんですが。

こども家庭庁が出したチラシ、国保の運営協議会でも示された資料であります、「支援金により負担が増えるの」というQ&AのQに対して、「支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減されるために、支援金による負担は相殺される仕組みになっています」という主張ですが、「このため支援金の導入による実質的な負担もありません」と書いてありますが、これはかなり苦しい、本当に国の機関がつくったのかと思うような説明ですけれど、やはり負担増が増えていくことには間違いないと思うんで、何らかの抑える形が必要だと思って、一般会計からの繰入れも提案したわけです。

このテーマ、1点目の質問については以上で終わって、次に2点目の質問について行います。

太陽熱温水器についてであります。

今回、再生エネルギー問題の質問の調査をする中で、太陽光発電機や蓄電池の購入補助が普及に役立っていることがいろいろと分かりました。これからもこの点については重要であると思います。

しかし、単価が下がったとはいえ、まだまだ発電機や蓄電池は高価なものです。さらに、国内の太陽光パネルは発電過剰が言われており、一部電力会社では電力買取りを抑

制しているとの情報もあります。これはネットからの情報ですが。

従来からある太陽熱温水器にも利点があります。もっと普及すべきと私は思います。

そこで何点か伺いますが、過去には一般的に普及したものの中で、平板式温水器と言われるものですが、風や外気に弱く冷めやすく、冬場に弱い弱点もありました。技術の進歩とともに、現在は真空式集熱機というものがあり、魔法瓶のような管で集熱する構造のものです。

太陽光パネルは平均寿命 10 年とされていますが、高価で廃棄処分の問題も抱えています。太陽熱温水器は、パネルより低価格で購入できます。いろいろと調べてみますと、メーカーにもよりますが、2000タンクで 40 万円前後だそうです。これは各メーカーによって大きく違いますが。

近隣の市町村も調べてみましたが、上伊那のほうでは飯島や中川村をはじめ、飯伊では飯田市をはじめ、松川町、高森町、喬木村、大鹿村には購入補助制度があります。これは県の資料です。補助制度がないのは豊丘村だけとなっています。豊丘村にもこの補助制度ができないか、考えをお伺いしたいと思います。

担当課長、答弁をお願いします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えを致します。

太陽熱温水器の補助制度のある市町村は、令和 7 年度現在、近隣では飯田市、松川町、喬木村、飯島町となっております。

高森町につきましては、温水器パネルと同じように屋根に設置する太陽光発電設備やエコキュートの普及から、令和 6 年度末で補助制度は廃止となっております。中川村につきましては、令和 8 年度からの補助制度を検討しているとのことです。

又、標準的な工事費を含む設置費用は、世帯の人数により異なりますが、タンクの容量で 3000 から 4600 で 88 万円から 120 万円で、これに対する市町村の補助上限額は市町村により 3 万円から 15 万円と差があります。近隣市町村における補助制度の有無、金額につきましても様々な状況となっております。

現在、当村においては、太陽熱温水器への補助制度はありませんが、太陽熱発電と同じく太陽熱を利用したクリーンエネルギーであることから、補助制度につきまして検討を始めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 検討していただけるということですので、前向きに検討をよろしくお願ひします。

2番目の質問についてですが、住宅リフォームとしての助成金の利用は可能でしょうか。いろいろ補助制度がもしできたりして、どっちが有利かという話になるかも知れませんが、この点について担当課長、お願ひします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、よろしくお願ひします。

御質問の豊丘村住宅等リフォーム助成金事業、事業費に対して10分の1補助で、今現在10万円を上限としておる事業でございますが、これにつきましては、平成23年度に村内建設事業者の受注機会の増加を目的として創設した制度であります。

そのため、制度の運用においては、住宅の改修工事を伴うものを対象とし、器具や設備のみの購入や設置にとどまるものは対象外として取り扱っております。

具体的には、洗濯機や冷蔵庫、ガスコンロ等、器具のみの購入は対象外としておるところでございます。

議員御提案の太陽熱温水器につきましても、村内の登録業者による施工を伴わない、又、機器の設置や交換のみの場合には、本事業の目的に照らし、対象とすることは難しいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

一方で、給湯設備や屋根の改修等、住宅リフォーム工事と一体的に施工される場合には、工事内容に応じて対象になり得る場合もございます。そのような場合は、産業振興課の担当まで御相談いただければと思いますので、よろしくお願ひ致します。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 大体分かりましたので、以上で、私の質問は終わります。

○議長（平澤恒雄） 以上で、10番、前沢光昭議員の質問を終結致します。

◇ 唐 澤 健 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号7番、唐澤 健議員の「情報保障について」、「地域活動支援センターについて」の発言を許可致します。

7番、唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） それでは、通告書に従って質問してまいりたいと思います。

まず、情報保障についてであります。

2022年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

総務省のホームページには、「情報アクセシビリティとは、年齢や障害の有無にかかわらず、『誰もが必要な情報に簡単にたどり着き、利用できること』を言う」と示されています。

そこで第1点ですが、手話を第1言語としているろう者は、相談や手続き等で気軽に来庁することができません。窓口対応の改善は喫緊の課題です。現在はどうのような対応をしているのでしょうか。

担当課長のほうからお願いします。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） それでは、お答えをさせていただきます。

耳の聞こえないお客様に対する窓口対応でございますが、ここ3年ほどはこのようなお客様の御来庁はございませんが、突然に来庁された場合は、筆談が可能かどうかをお尋ねし、可能であれば福祉系の窓口にて備えてございます筆談ボードを使用して対応させていただくことになります。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 筆談ということが可能かということで、可能ならば筆談でやるというふうな状況であるわけですが、そこで窓口となる場所にタブレットを導入して、遠隔手話サービスを使って、手話通訳を介して対応できるようにしてはどうでしょうか。

又、外国語通訳や難聴者には、音声の文字化ができる「UDトーク」というアプリが利用できます。そういう点で、タブレットの導入についてはどんなふうにお考えになるのか、お聞きしたいと思います。

担当課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） お答えさせていただきます。

御提案ありがとうございます。

重度の聴覚障がい者に対しては、長野県においても令和3年度にテレビ電話を通じて手話通訳を受けられる遠隔手話通訳システムが導入されていますが、当村においては対面通訳のみを利用し、システムについては導入を見送ってまいりました。

御質問を受け、遠隔手話通訳の必要性について調べたところ、村に居住する聴覚障がい者だけでなく、観光等で訪れる県内外の聴覚障がい者の安全と命を守るためにも必要なツールであると認識を改めましたので、音声の文字化ができるアプリも含めまして、検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） ありがとうございます。

ぜひ、導入して、そういうサービスが利用できるようにしてもらいたいというふうに思います。

2点目についてであります。

地域活動支援センターについてお伺いします。

下諏訪町地域活動支援センターでは、知的障がい者、身体障がい者に対し、生産活動の機会の提供、社会交流の機会の提供、生活支援に関する助言を行っています。又、国では、基礎的事業については地方交付税により措置されます。

そこで、村民から村に障がい者に社会交流の場の要望があります。村に地域活動支援センターをつくる場合、どのくらいの予算が必要なのか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、お答え致します。

初めに、地域活動支援センターの類型や特徴について簡単に申し上げさせていただきます。

3類型ありますけれども、まずⅠ型が専門職を配置して相談支援・医療機関連携等の調整を行う。Ⅱ型については、通所による創作活動・生産活動・生活訓練を提供、利用者がおおむね15名以上。それからⅢ型につきましては、小規模作業所的な通所支援。ここでは創作活動や生産活動が中心と、利用者はおおむね10名以上と。このような分類がされます。

村内には、地域活動支援センターではございませんけれども、現在、障がいをお持ちの方が生産活動や交流活動に取り組むことができる施設として、信濃こぶし会さん等の施設、2つほどそういった施設が村内に存在しております。

御質問へのお答えですけれども、村内に地域活動支援センターを新築するとした場合、豊丘村の規模からしますと、おおむね10名程度が利用できる小規模作業所的な通所支

援施設が現実的な選択肢であるかと思われます。

そして、費用につきましては、建物の規模や仕様によりますので、明確な金額は申し上げられませんけれども、新築の場合では、設置費用としては少なくとも3,000万円以上が見込まれるのではないかと思います。

又、年間の運営費としましては、専任の常勤施設長を配置する等すれば、1,000万円程度が見込まれると試算されるところであります。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 生産活動とかを行う場合は、いくつかの施設があることは承知しております。一つは、社会的な交流の場というか、要するにいろんな話し相手になってもらいたいというような意味で、そういうことの相談のできるような支援センターをぜひつくってほしいなというのが村民の要望であります。

そういう点で、知的障がい者の方なんかがぜひ生活の相談とか、それから友達のことの相談とか、そういうことが気軽にできるようなそういうセンターを考えてほしいと。

先ほど紹介した下諏訪なんかでは、「専門の方が1名と、それを補助する方が2名とか、そういう人数でその任に当たっている」というふうに書かれております。

そういう点で、ぜひその支援センターについても検討してほしいというふうに思うんですが、村長の答弁をお願いできればというふうに思いますが。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） 今、提案をしていただきました地域活動支援センターにつきましては、こぶし園なんかは今、豊丘村にはあるということの中で、今、議員が提唱していただいております支援センターとこぶし園がどういう違いがあるのかということの中で、大体分かるんですけども、わざわざ別のものをつくっていくか、いかんかということだとか、その機能について、まだまだ把握ができていないところがあります。その辺のところもしっかりと研究しながら、どのくらいの規模のものがいいのか、いらないのかというようなこと。これからスタートになると思いますけれども、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 下諏訪だけじゃなくて、ほかにもいくつかの町村、もちろん市の関係と

いうところではいろんなところがあるわけです。そういう点のところもぜひ参考にして
いただいて、研究をしていってまいりたいなというふうに思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で、7番、唐澤 健議員の質問を終結致します。

◇ 壬 生 眞由美 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号4番、壬生眞由美議員の「地産地消の取り組みについて」の発言を許可致します。

4番、壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 議席番号4番、壬生眞由美です。

通告書に従いまして、質問したいと思います。

今回は、地産地消の取り組みについて、いろいろな角度から質問したいと思います。

令和2年より始動した豊丘村観光協会は、令和5年に道の駅レストラン指定管理を株式会社豊かな丘から継承し、「ベジフルキッチン」として再スタートとともに事業展開されてきました。

そのコンセプト「観光地域づくり、地域課題を観光により解決する」の課題には、農業の衰退、担い手不足、遊休農地の増加、人口減少、少子高齢化等が挙げられており、農業振興の一つのアプローチとしての観光のあり方と理解しています。

「ベジフルキッチン」における地産地消についてお聞きします。

村内産の食材を中心に展開する店舗として、リニューアルオープンから3年目の「ベジフルキッチン」ですが、この間、出荷生産者数の推移、又運営上の課題について伺いたいと思います。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、よろしくお願いします。

豊丘村では、地産地消を農業振興と地域活性化を図る重要な取組の一つとして進めており、道の駅南信州とよおかマルシェ内の菜園ビュッフェレストラン「ベジフルキッチン」は、村内農産物を活用した地産地消の拠点として運営されております。

出荷生産者数は、リニューアル後1年目の令和5年9月からの年度で43名、2年目の令和6年9月からは101名、3年目の令和7年9月からは105名となっており、年々増加してきております。

課題としましては、地元農産物の仕入れ調整を行う村の地産地消コーディネーターと言っておりますが、このコーディネーターの後任確保と体制の強化のほか、これは直売所も含めて言えることですが、夏場等生産量が多い時期には、店舗や直売所で、大量な農産物が持ち込まれてさばききれないといったこともあることから、生産者の皆様に対し、作付けの時期や出荷の時期を工夫していただく等、出荷時期を分散する方策についても検討していく必要があると考えております。

又、一步踏み込んで、こうした時期の農産物については、事業間取引、これはB to Bですが、等による販路拡大についても検討していく必要があります。

さらに、「ベジフルキッチン」のメニューの中には、村内産の供給が十分でない農産物もあることから、今後は生産者の皆様と情報共有を図りながら、こうした農産物の栽培を促していく方策についても検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 「ベジフルキッチン」へ出荷されている生産者は、現在105名ということでしたが、2月18日に開催されました生産者試食交流会での詳しい情報によりますと、出荷生産者登録されている104名のうち、実際に出荷されている方は40名ということでした。

これは、マルシェは少量で形がきれいであれば言い値で高く売れます。手間はかかりますけれども、JA出荷等に慣れている方で大量にある方は比較的、そして地の利のいい方はこちらに出されているのかと思います。しかし、売れ残りの回収も必要なので、売り切りで買い取ってもらうことを望む方が「ベジフルキッチン」に出しているのが実情ではないでしょうか。

試食会では、試食を兼ねて、これからの作付けに向け、レストラン側からの推奨品種としてイタリア野菜の紹介や、同じ素材の様々な調理法が紹介され、実際に試食できました。生産者同士でも互いに作付けや土づくり等の意見を交換したり、大変有意義な交流会でした。

安定的に食材が供給できるように、作付け時期を工夫し、出荷時期を分散していただくことが課題ということでしたが、一般的な品目については後でも触れますが、給食会議では、月別の品目別の需要等現在の充足量が示されていました。

例えば、ジャガイモは6月から9月まで、キュウリは7月から9月までは100%村内産ですが、そのほかの時期は県外産でそれぞれ所要量がありました。そのような数字が

見えると、生産者にも分かりやすいのではないかと思います。

基本的には、米と野菜は村内産で調達可能なのでしょうか。又、過剰な夏に対して、秋・冬の状況はいかがでしょうか。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） 冬場の野菜及びお米の充足状況ということでよろしいですか。

農産物の充足状況につきましては、お米については現在のところ安定的に確保できておると聞いております。一方で、冬場の野菜につきましては、品目や時期によっては不足する状況ということも見られます。

議員の御指摘のとおり、今後は作付けの分散や品目の調整等を生産者の皆様と検討しながら、安定供給に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

学校給食で言う生産者会議みたいなものがもし持てれば、そういったところを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 店舗で使いきれない農産物を仕入れ、ほかの事業者への販路拡大は、生産者の意欲を鼓舞することにつながると思います。販路拡大に当たっては、村内の飲食店のほか、福祉作業所も視野に入れていただければと思います。

又、地産地消コーディネーターの後任確保と体制強化については、給食の食材調達にも関連し、そのコミュニケーション能力、土地勘、農産物に対する知識等、コーディネーターに求められる素養と養成について、重要だと思いますが、それについて、今考えられていることがございましたら、お聞かせください。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） 議員おっしゃったとおりの人物像というものを、描いているところでございますが、コーディネーターにつきましては、現在のコーディネーターと同様、村内の農家の状況や特性を的確に把握していることに加え、生産者と事業者をつなぐ調整役として、コミュニケーション、関係づくりが積極的にできる方が望ましいと考えております。

あわせて、一定程度の野菜栽培に関する知識を有し、生産者の立場に立った助言ができる人材を想定しておるといったところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） それでは、コーディネーターの方には、学校給食でもお世話になっていますが、次に、学校給食における地産地消について伺います。

地産地消を学校給食で進めるためには、村教育委員会を含め、食材を提供する生産者と、給食を調理・提供する給食センターの調整が重要です。

県の地産地消コーディネーターや地域おこし協力隊が配置されてからの具体的な取組について伺います。

又、その進捗状況として、現在の学校給食及び保育園給食の地産食材の品目と充足状況、出荷農家数を伺います。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、お答えします。

学校給食における地産地消の推進につきましては、県の地産地消コーディネーター及び地域おこし協力隊の協力を得ながら、本村の実情に合った仕組みづくりを進めてきております。

これまで、学校給食で有機野菜を活用することを目的に、給食連絡会を開催してきておりましたが、県の地産地消コーディネーターの助言を受け、まずは、地元農産物の価値を広げる地産地消の取組から進めることとし、学校給食への地元農産物供給の仕組みについて、具体的な検討を進めてまいりました。

令和7年度では、地産地消推進協議会を兼ねた給食連絡会を3回開催し、給食への出荷方法や野菜の規格、生産者グループの立上げ等について協議を行うとともに、県の地産地消コーディネーターから本村に適した仕組みづくりについて助言をいただいております。

この生産者グループについては、令和7年12月から学校給食への出荷生産者の募集を開始し、現在9名の方に御登録いただいております。今後、生産者と村の地産地消コーディネーター、給食センターの栄養士や調理師による「保育園学校給食生産者会議」を開催しながら、出荷調整や作付け品種等の検討を進めていく予定としております。

地域おこし協力隊には、広報や資料作成等の支援のほか、有機野菜の給食提供を目指して発足した「ベジサポ隊」の運営についても携わっていただいております。

次に、学校給食における主な地元農産物の品目と充足状況について、御説明致します。

令和6年度の数値となりますが、ナガネギ 440 k g、充足率で 47.6%、ジャガイモ 360 k g、充足率で 26.5%、タマネギ 540 k g、充足率で 29.8%、キュウリ 210 k g、充足率で 28.8%となっております。又、数量は多くありませんが、アスパラガスやタケノコについても、旬の時期に生産者の皆様から出荷いただき、学校給食で活用させていただいております。これら農産物の出荷農家数は、その時点で6人となっております。

又、主食である米についても、村内産の活用を進めており、令和7年産米については、令和7年11月からの1年間に、学校給食で約9,300 k g、保育園給食で約3,000 k gを使用する計画としており、その大部分を村内産で賄う予定としております。

以上となります。よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 6年度の給食の地産地消の状況と、お米については、昨年の秋の収穫から去年の11月からの1年間の予定を教えてくださいました。

6年度の学校給食における地元農産物の品目と充足率、取組についていただきましたけど、野菜について、現在、8年度の実産者には、6年度の出荷者6人を上回る9名が登録されているということでした。

次の質問です。国は、公立小学校の給食費保護者負担を無償化する方針としています。村では、米飯給食支援事業として学校給食へ提供する一方で、生産農家の生産コストと販売価格についても課題があると聞いています。

米生産農家を含め、村内産野菜や果物、林産物等を、給食へ少量からでも出荷できる対象を広げ、地産地消を進めていくことが必要です。生産から調理、提供までの流れと課題について伺いたいと思います。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願いします。

学校給食における地元食材の活用は、生産者による農産物の生産、給食センターへの納品、調理を経て、児童生徒へ提供されております。

給食センターでは、「学校給食衛生管理基準」に基づき、食材の検収や野菜の3回洗浄等、衛生管理を徹底した上で調理を行い、食物アレルギーにも配慮して提供をしておると聞いております。

一方で、学校給食は大量調理であるため、今言いましたような給食特有の調理工程へ

の御理解を生産者の皆様に深めていただくことや、規格や品質を満たした食材の安定供給を図ることが課題となっております。

又、学校給食は献立作成から実際の提供まで、一定期間を要しますので、使用できる農産物の時期や数量を事前に把握しながら調整していくことが必要になります。

そのため、先ほど申し上げた「保育園学校給食生産者会議」等の場を活用し、生産者、地産地消コーディネーター、給食センターの栄養士や調理師が情報共有を図りながら、これらの調整を進めていくことが重要であると考えております。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 学校給食法に基づき、時間内に日ごとに異なる献立で、相当量の給食を調理・提供する給食センター並びに保育園の給食室は、いわば戦場と言えるかもしれません。

生産者と地産地消コーディネーター、給食センターの栄養士や調理師を交えた「保育園学校給食生産者会議」では、出荷調整・作付け品種の検討を進めるということでした。

調理現場の事情、畑の気象状況等、それぞれの現場の事情をすり合わせ、子供たちにより新鮮で顔の見える食材による給食を提供されることを期待したいと思います。

又、生産者にとっても、給食の地産地消は、自分が作った農産物の消費者が具体的にイメージできることも意義があると思いますが、規格や品質の面で、「ベジフルキッチン」やマルシェよりもハードルが高いと感じることが多いと思います。

3月4日に、第1回生産者会議では、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン、ナガネギ、大根を推奨品目として、給食食材として受入れ可能な規格や品質、年間需要等が示されました。一方で、果樹生産の傍ら、野菜出荷を目指す方から、栽培指導の要望がありました。今後、生産者への指導の機会を検討される予定はありますでしょうか。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願いします。

議員おっしゃった生産者会議に、私もちょっと出席をしております、そういった栽培指導を求める御意見があったことについて承知をしておるところでございます。

地産地消の取組は、開始して間もない段階であり、現時点では供給体制の構築や調整に注力している状況で、栽培指導体制の整備まで十分に対応できていないのが実情でございます。

一方で、安定的な供給や品質の確保を図る上で、栽培指導体制の充実が重要であることは認識しておりますので、こういった課題を関係者間で共有しながら、将来を見据えて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 松川町の事例では、季節ごとに登録されている生産者の圃場に指導員とともに専門家の方が視察をしながら、今の状況とかこれからはどうしたらいいとか、そういうようなお話をしながら、最後にそれぞれの生産者及びほかの見学者も受け入れているんですけど、そういう方たちに対して、座学で共通事項、土づくりですとか、これからどういうことをしてすればいいかということを、年に何回か集まって研修を実施してきています。

そのような場があれば、実際の生産者以外でも関心のある人がそこで学ぶことによって、次の生産者になっていくというメリットもあるので、ぜひ今はシステムの構築が第一だと思いますけれども、果樹生産と野菜というのは全く違うことですので、それぞれピーマン部会ですとか、キュウリ部会とか、そういう農協出荷の部会はありますが、給食のように多品目、少量ではありませんけれども、多品目で、規格が厳しい特化したものに関しては、又そういう指導もしていただける機会があれば望ましいと考えます。

次の質問に移ります。担い手育成の取組について伺います。

村では、令和6年度から営農支援センター「だいち」の西側圃場にて「野菜作り教室」を開催しています。家庭菜園レベルから1年間、野菜の栽培技術を学ぶ小さな農業の担い手を育成するもので、どなたでも参加できます。

この事業の目的と2年間の取組や参加者の動向、8年度事業での課題や新たな展開等があれば伺います。

又、先ほどの話にも出ましたが、「野菜作り教室」とは別に、圃場栽培期間中、農薬・化学肥料を使用しない野菜作りに特化した「ベジサポ隊」の取組についても伺いたいと思います。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） まず、野菜作り講習会ですが、講習会は農業に関心のある方が野菜栽培の基礎を学び、将来的な小さな担い手づくりにつなげることで、担い手の裾野を広げることを目的として実施してきております。

講習会では、各季節に応じた野菜の栽培方法のほか、土づくりや農薬、農機具の使い方、鳥獣害対策、道の駅や「ベジフルキッチン」への出荷方法等について、毎月第2土曜日を基本に実習を混ぜながら開催してきました。

参加者は、令和6年度、令和7年度ともに17名となっております。

令和8年度につきましては、直売所への出荷や販売につながる内容も重視していきたいといったことで、専門的な栽培技術や販売を意識した農業の知識を身に付けていただくことを目的に、対象者を農業経営に取り組みたい方や、直売所への出荷販売を目指す方を中心とした募集としております。現在、募集しております。

しかしながら、平日開催としたことも影響し、現在のところ応募者数は多くない状況となっております。そのため、これまでの受講者にも声がけを行い、新たな受講者とともに学びながら受講できる仕組みとなるよう、現在、内容のほうを調整しておるところでございます。

休日に受講を希望される方に対しては、農業に関する学習を通じて、親睦や健康増進を図ることを目的に、長野県も参画しております、「いきいき楽農塾」や、有機農業や環境に配慮した野菜づくりを学ぶ「ベジサポ隊」への参加を促してまいりたいと考えております。

この「ベジサポ隊」は、村民を中心に、有機農業や環境に配慮した野菜づくりに関心のある有志によって活動が行われており、ぼかし肥料づくりや緑肥の活用等、環境に配慮した栽培方法を実践しながら、ニンジン等の作付けから収穫までを共同で行っております。

今後もこうした取組を通じて、将来的な小さな担い手づくりを進め、担い手の裾野を広げていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 「ベジサポ隊」に関しては、役場のほうで地域おこし協力隊の方が事務局をしていただき、円滑に回していただいていると思います。

又、3月14日に、農村フォーラムがありました。ライスセンターの統合、基盤整備、乾田直播栽培といった稼ぐ農業のための集積と、スマート農業や輸出用の米の生産、又、田植え組合や一般社団法人による持続可能な農地経営、地域が守る棚田でオーナー制度により、都市住民と交流を展開する本村前田等は産業としての農地のほかに、農村だからこそその環境を育成している取組が紹介されました。豊丘村内各地で、自らの発想で取

組についてのお話は熱いものがありました。

一方で、お話しいただいた「ベジサポ隊」は、自主的な活動ですが、グループ作業により「野菜作り教室」同様に、マルシェや「ベジフルキッチン」への出荷も試みています。

課長の答弁の中で、小さな担い手づくりを進め、担い手の裾野を広げることは、消費者が生産に携わること、イコール食育からのスタートでもあります。やがては販売も伴う生産者に至るか否かは分かりませんが、地元農産物に対する理解が深まることは期待できます。

次に、クライנגアルテンにおける里山小規模菜園での地産地消について伺います。

クライングアルテンの利用者は、まさに地産地消を求めて来られるのではないのでしょうか。利用者へのサポート、農作業を通しての交流等、クライングアルテンアドバイザーを通じて、今後想定されているプログラム等があれば伺いたいと思います。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） クライングアルテンは、都市部等からの利用者が農作業や農村生活を体験しながら、豊丘村の自然や農業の魅力を感じていただく施設であり、地産地消にもつながる取組の一つであると考えております。

農作業に不慣れな利用者の方への支援として、現在、農作業指導や環境整備、交流イベントのスタッフ等を担うサポーターの募集を開始しようとしているところでございます。

又、令和8年10月には、クライングアルテンの管理運営について、実績のある地域おこし協力隊が着任する予定であります。現在も、ほかの市でクライングアルテンの担当をしております。こういった経験を生かして、利用者への支援が期待されるところでございます。

今後につきましては、農作業体験、今想定しておるものについて、例えば柿の収穫だったりとか、稲刈り、田植えといった農作業体験や、収穫祭等の交流機会を設けていきたいというふうに考えているとともに、地域行事への参加等を通じて、地域住民との交流を深め、農業や食の魅力を感じていただける取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 利用開始時期が8月からのクラインガルテンということですが、交流会として農作業体験や収穫祭等も検討中ということでした。

移住定住を視野に、同じ農作業体験を提供するワーキングホリデー事業もありますが、その事業との連携については、現在考えるところがあればお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願いします。

ワーキングホリデーとの連携ということについては、私どもちょっと何も考えておらなかったことでありますので、御提案としてありがとうございます。

クラインガルテン事業につきましては、これから利用者の募集や事業運営が本格化するという段階でありますので、まずは安定した運営体制の構築に注力してまいりたいと考えております。

その上で、今後、利用者のニーズや事業の状況を見ながら、ワーキングホリデーとの連携だったという可能性について、研究・検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） ワーキングホリデーについては、似たようなものですが、別のものとして、今後状況に応じてということでありました。

最後に、食育としての地産地消について伺います。

国の食料安全保障政策は、都市住民向けですが、地方においては地産地消、安心・安全な食品で健康を維持することで、食料主権を含めフードセキュリティが実現できます。それこそが地方が実現できる高付加価値の差別化であり、村の最大の魅力ではないでしょうか。

3月9日の日本農業新聞で、東日本大震災の発生から15年を前に、農家の特報班が日本の食料生産・供給体制をどう評価するか、アンケートをしたところ、「脆弱」との回答が9割に上りました。このアンケートでは、LINEで呼びかけ、2月13日～23日の間、農家や自営業等35都道府県の71人が回答しています。その中で、「有事の際に国民に食料を届けるには何が必要か」複数回答で尋ねると、最多は「食料の供給拠点となる農村の維持」の37人、次に、「農家への所得補償」が29人、新規就農者の育成

が 20 人と続いています。

県・市町村レベルでは、地産地消、すなわち自給率を上げ、平時から安全な食べ物を安定的に供給することを強化している自治体も増えています。

宮崎県有機農業の町、綾町では、1960 年代に林業の衰退で「夜逃げの町」と呼ばれ、人口が流出しました。町民の健康悪化を受け、一坪菜園運動や健康・食・土地・地域循環を一つにまとめた施策を推進し、1988 年には、全国初の「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、夜逃げの町から 60 年余り、今では独自の安全基準で有機農産物の認証を行う、『綾手づくりほんものセンター』に並ぶ野菜がおいしい」というイメージが宮崎県内に浸透しています。

「給食への『地場産農産物の活用』は、『食材調達』ではなく、『子供が地域を知る』、『農業が誇りになる』、『地域が続く循環をつくる』もので、給食は未来への『定期便』。今日の一步が 10 年後の地域をつくる。無理なく続く仕組みをつくる人、支える人、つなぐ人でともに作りましょう」と、これは地産地消コーディネーター育成研修会のメッセージです。

食育の推進において、計画の目標を作成する際には、地場産率等数値目標が掲げられます。しかし、学校給食に限定することなく、食を通じての「つながり」が一番大切ではないでしょうか。

国では、食育の全体像として、食育の輪を大切にすることを提唱しています。「食べるものをつくり、地域の人に食べてもらう喜び」、「どこで、誰が育て、大きくなったか、物語がある食べ物をいただく楽しみ」、「新鮮な食べ物を味わい、体も心も健康になるありがたさ」。自然と人、人と人、地域と地域、つながりが笑顔をつくり、住民の幸福度を上げることにつながります。

数字ではなく、ここに住む人がこの地で生きる、暮らすことの幸せを感じることが大切ではないでしょうか。

長野県では、暮らしの中に「農ある暮らし」を提唱しています。地産地消の推進で

「豊丘村を優しく豊かに」は、いかがでしょうか。村長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えしたいと思います。

壬生議員にあつては、いわゆる有機農業だとか地産地消ということで、その切り口から全ての発想が始まっているということで、決して悪いことではないと思います。

しかしながら、現実問題は常に 2 つの問題があるかと思います。まず、農業につきま

しては、いわゆる農業の大型化ができない限り、いわゆる生産性の高い農業というのはできません。ですから、国とすれば農地を大きくまとめて、で、生産性の高い生産方法をとっていきたい。今できるドローンやスマートでやってできる、それで生産性を上げていこうというその視点、経済効率の視点と、壬生さんたちの考えている有機農業や地産地消を大事にしながら、顔の見える関係を築いて、田舎の文化をしっかりと守っていこうという、その2点だと思います。

これは実はエネルギーにも言えることでありまして、エネルギーの地産地消って聞こえはいいんですけども、実は再生可能エネルギーだけで地産地消ができる場所は田舎だけなんですね。大手の、それから大都会のいわゆるAIのデータセンターから始まりまして、大企業のすごい電気のいるところ、それから半導体、それから人がたくさんいっぱい集まって住んでいるところ、東京なんかそうですよね。いわゆる田舎でつくった生産性の高いものを東京で皆でいただいているということですから、ああいうところには、地産地消なんていうことを言ってもありません。

ですから、この両側が国とすれば多分必要だと思います。私は必要だと思います。それがないと国は滅びます。

ですから、その中で、今、壬生さんの提案の中でとても言われていることはよく分かります。しかしながら、世界全体を見渡せば80億人にも人口がなってしまうして、エネルギーもそうですし、食もそうです。安くて腹の膨れるものがある人たちが山のようになっています。その人たちに地産地消といってもなかなかちょっと難しい話です。有機っていったって難しい話なんですね。

それはそれと置いておいて、この地域ということなんですけれども、豊丘村は道の駅があります。おかげさまで道の駅、皆さんが持ち寄っていただいておりますので、とても今、直売所もうまくいっているんですけれども、地産地消をどこまで地産地消と言うかということで、やはり隣村だとか伊那谷のものは地産地消って捉えてもいいのかなということだと思います。

それと、やはり先ほど課長が申したとおり、給食の中で時間との勝負、その中で価格的な問題もあるし、サイズ的な問題もある、时期的な問題もあって、大手で作った野菜やそういうものを仕入れて使うということ、それもどうしても必要な一場面もあります。

そんなような中で、バランスのいい地産地消を考えながら地域に生かす。さらには全農業として、この地域で本当にこの地域の産物が日本中に打って出られるような、そういう大きな力のある農業も育てていっていきのが行政の役割だと思っております。

その両方をやっていかなくちやいけないという中で、壬生さんの今言われた地産地消について、できる限りやりながら、そういういろいろな角度があるんだよということを思いながら、全ての人が豊丘村としてまとまっていけるような、そういう流れをつくることは、とても大事なことだということは私も分かります。

というような形で頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 村長からは、大規模農業のもうかる農業、そういう国の施策もありますけれども、そういう農業と地産地消と両方があるよというような、その中でそれも大事にしていきたいというお話でした。

実際、総務産建委員会でいろいろ調べてみても、農業支援に関して、農業者というのは小さいながら一つの企業ですけれど、それに対してこれだけ支援のメニューがある、認定農業者から新規就農者から、そんなものがあるのは隣近所の市町村ではないんですよ。だからそれで認定農業者に関しては毎年50万以上でしたっけ。50万までの毎年申請できると補助が、そういう充実したものがあり、一方で、例えばそうやって大規模に田んぼを任せてやってくれる人が、一旦病気になっちゃったらみんなこけちゃうんですよ。

そういう意味で、集積も大事です。集積して能率を上げることも大事ですけど、多くの人が自分で食べるものを取りあえず作り方を知っていると、そういう食育という意味でも、せつかく土がある村なんです。

私が生まれたところは、子供の頃は水溜まりがありましたけど、嫁に来る前は土が全然ありませんでした。おばあちゃんがうちにきてびっくりしました。「土がない」と。そういう都会だと、作りたくても作れないけど、ここはそういう場所があります。中山間地に行けば小さい耕作放棄地もありますけど、そういうところから、先ほど就農者は高齢者が多いということがありますが、定年退職して65を過ぎてもみんな元気な人が多いので、そういう人が今マルシェや「ベジフルキッチン」にも出荷していると思うので、そういう人が一人でも増えて作る喜びと、やはりそういう新鮮なものを食べるっていうことが、当たり前の村であることがとても大事な。そういう裾野を広げることが、少数の大規模農家の支援ももちろん大事ですけども、そういうことが農業を自分の職業としないとしても、そういうことが大事なかなと思って、今日お話をしました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（平澤恒雄） ちょうど時間となりました。ここで昼の休憩とします。

13 時 30 分まで暫時休憩致します。

休 憩 午前 1 1 時 5 8 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（平澤恒雄） 昼の休憩を閉じ、一般質問を続けることと致します。

◇ 堀 本 丈 文 ◇

○議長（平澤恒雄） 議席番号 1 番、堀本丈文議員の「村誌の続編編集について」、「村内に植林された用材林への伐採流通支援について」の発言を許可致します。

1 番、堀本丈文議員。

○1 番（堀本丈文） 議席番号 1 番、堀本丈文です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は 2 つの質問を致します。

まず、村誌の続編編集についてです。

令和 5 年 6 月定例会において、同じような質問を致しました。そのときの村長からの回答は、「50 年に一度は必要と考える」、「今後どのような方法がよいか研究する」と。

「現在の村誌のような形にとらわれなくてもよいと思う」、「アーカイブみたいな見るものでもよいと思う」というような回答であったことと記憶しております。

記録が消えてしまうことがなければ、データベース的なものでもよいと思うのですが、私は、やはり多くの方が手に取って読んだり、コピーして資料にすることができる、現在のような図書タイプの形がよいと考えています。

その質問を村長にした当時、教育委員会の事務局にて、教育長といろんな話をしました。当時の状況を話をしたわけですが、教育長からの回答は、「なかなか労力の必要な作業でありますので、当時のようにやろうと手を挙げる方々を集めることはなかなか難しい」という談話の中で話をされたことも記憶しております。

そこで、一般質問してから 2 年がたちました。50 年たちましたので、再度対応についてお聞きしたいと思い、質問することに致しました。

この質問に当たり、改めて村誌の見直しを致しました。読むという形でなく、どのような構成になっているのであろうかということで、確認するような形でございました。

まず、上巻ですが、太古から当時の村の形成までに当たって、基礎的な歴史を記してありました。続編を編集するということになれば、この上巻の内容については、編集を完了した当時から現在までの間に、新たな発見により訂正をすることや追記をすることがあれば、それを確認して編集する作業が必要になるだろうなと感じたところでございます。

これにつきましては、それぞれ研究した方々の報告書に基づき、必要な記述の訂正、そして追記をすれば済むことなので、正確にチェックをすれば可能と考えられますし、大変な作業ではあるとは思いますが、結果が見込めると素人ながら予想するところでございます。

しかし、問題は下巻の対応をどのようにするかということと考えます。下巻は、産業史、文化史を近代から当時までまとめたものでした。続編となれば、記述された過去の事業等の内容の訂正はないと思いますが、問題は、下巻刊行の当時から現在まで実施されました数多くの事業等を拾い出し、その中のどの事業を、どの範囲まで記述するのか検討し、かつ分かりやすく編集するという作業がとても大変ではないかと想像されます。文章の構成に長けた方は当然必要でしょう。しかし、そのような文書校正部門の方々だけではなく、大切なのは、様々な事業等を地域にてまとめてもらい、推進していただいた方々の記憶だと思います。当然、担当した当時の職員の記憶も大事と思いますが、一番は関わった関係者の証言と考えております。

これは現在、一分一秒の単位で消えていっています。先日も、私が役場に入った当時、最初の上司であった方が亡くなってしまい、非常に残念に思っているわけですが、当時、その方に、いろいろ役場のこと、村のことを教えてもらったことを記憶しております。時間との戦いではないかと考えています。

そのほかにも、下巻にはかなりの記録資料が記されていましたが、当時以降のものが役場自体に残っているかどうか問題になると思います。これは旧庁舎から新庁舎に平成9年度に移ったという事情もございますが、文書管理の規定により順次処分されるものもあり、当時から現在まで全ての事業等の記録が役場の倉庫に残っているわけではございません。何せ50年経過しているのでありますから、いろいろな資料が抜けているのも仕方ないとも思います。

そして、下巻の最後には、当時の村職員の名簿もございました。当然、私はまだ採用されてはいませんので、私が役場職員として仕事をして、この目で見えて感じたことは、当然全てその下巻に載る対象になるのではないかと考えてございます。

加えて、各区のことや各地域の文化面までということまで調べなければならぬと考えますと、想像を絶します。

さらに、編集後記には、「村誌編さんのきっかけは、村制 20 周年に間に合わせるために、村制 20 周年の 5 年前の 3 月に企画し、事業を始めた」とありました。発起人により編集メンバーを結成して担当する係を設け、職員を付けて 5 年間の事業として実施したようです。

今回、村制 70 周年で続編編集をするということではできませんでしたが、そうすると 80 年に完成しようと短絡的に考えますが、そういうことになれば、さらにいろいろ知っていらっしゃる語り部の皆さんが、又多くの資料が、残念ながら消えてしまうのではないかと心配致します。

70 周年経過を機会に、続編作成の準備を開始しませんか、ということでございます。各区の区長経験者、又史学会の皆さん、歴代の正副村長の方々、役場職員のOB等、又村内の識権者等、興味のある方に声をかけ、作業を始めるような機運を高めてはどうでしょうか。

現在、豊丘村はふるさと納税の恩恵にて、予算を確保することができる状況になっているかと思います。ここ数年がチャンスと考えています。多分、当時はほかの自治体の多くが自治体の記録を本に残そうというはやりのようなものがあって、豊丘も乗って作ったのではないかと想像致します。しかし、村誌は、村の記録として大切なもので、将来の子供たちのためにも必要なものではないでしょうか。このままでは、私が土木係で初めて担当した仕事、田村新田横断線の村道改良でございましたが、そこから工事が進み、竜神大橋の完成で完了する竜東一貫道路の工事も、様々なことがあったことを記憶していますし、いろいろな思いの方もあると思います。

残念ながら松川インターまでつなぐ予定だったが、つなぐことができなかった広域農道の件もございます。南北小学校の統合をするかどうかといった経緯、林原運動公園の完成、有線放送の事業がケーブルテレビになったこと、農村総合整備モデル事業を主体とする数多くの整備事業、県内でいち早く取り組んだ下水道整備事業、新庁舎の完成や福祉センターを建替えた「ゆめあるて」の完成、図書館の完成も。福祉面では、「ほほえみ」、「はつらつ」の完成に加え、小規模特別養護老人ホームを含む林の杜の数々の施設。豊丘村の地形にマッチした福祉タクシーの事業の開始もありました。当然、大成功の豊丘マルシェの記録も。ほかにも台風による被災の記録、鬼面山の山火事、雹害。体育関係では、ソウルオリンピックにて村内から初めて出現したオリンピックのことも記

述してみたらどうでしょうか。

それに加え、地域の記録では手前味噌となりますが、堀越の松茸観光もそれに載るべきものではないでしょうか。長沢のりんご団地にしてもそうです。リニア新幹線についてはどうでしょうか。村誌が完成する頃には、もしかしたらリニア新幹線も完成しているかもしれません。それは余興になりますが。

そこで、教育長にお聞きします。続編作成のために体制づくりは難しいでしょうか。教育長の率直なお考えをお聞き致します。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、村誌続編、作成のための体制づくりということについてお答えをしたいと思います。

堀本議員が教育委員会のほうに来られて話したことは、先ほどのお話のとおりであります。1番には、基になる資料があるのか、散逸しているというそういう状況、それから編さんに向けて思いはあり、そして又発刊を期待している声はあります。

その一方で、多くの労力、それから時間を必要とするということ、それから編集委員会の組織を立上げ、膨大な予算を考えるとなかなか、いわば難題であるというようなことで話をしたように思います。

又、その時期でありますけれども、豊丘村史学会が「風土記 平成の歩み特集」というのを刊行中でありまして、出来上がったのは、各年代ごと、年ごと写真と主な出来事を載せてあったものが完成しているわけですが、いわば「風土記」の編集形態で、村誌の現代編をまとめたかどうかとか、あるいは公民館報で毎年投票で選ばれた「村の五大ニュース」、それについてまとめていったらどうかというようなことを、教育委員会の中でとか、あるいは身近なところで私も話題にしてきました。

このような経緯の中で、令和5年6月ですから約2年たった昨年の秋でありますけれども、村の中で編さんを進める部署、役場のどこでやるのかということは検討はなく決まっていなかったけれども、とりあえず村誌の編さんということを検討を始めるというような、そんな趣旨で、令和8年度の予算編成に、村誌の続編の刊行に向けて出版社の業務委託ということで、5年で税込み見積もり2,500万と。全てやってもらうというわけではありませんけれども、包括的にサポートしていただくということで提案しましたけれども、実際には査定において予算計上には至らなかったという、こういう経緯がございます。

先ほどの堀本議員さんの最後の提案の中で、区長さんとか、正副村長経験者とか、役

場OB、それから識見者等への声を聞く、非常に大事なことかと思います。

それでおそらく建設的な御意見やそういったものはたくさんいただけると思うんですけども、そもそも編集・編さんに向けて、現職の役場職員が本務と並行しながら関わらなければいけないというそういう現実もありますので、まずは村の中で編さん体制、それから編さんの基本的な立場というものをある程度明らかにした上で、準備委員会、そして編さん委員会の選任というふうにそういうふうに持っていくのがよいのではないのかなと、私は考えているところであります。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） ありがとうございます。

前向きに動き出しているというような形で、受け止めさせていただきます。

先ほど申したとおり、前回は村制20周年に向けて、大イベントとして事を構えたような形だったような形でありますので、もしやるとなれば、大きな決断をして予算をつけてやってもらって、良いもの、どんなものになるとしてもよい方向になったらいいかんと思っておりますが、村長、現在のお考えをお聞きしたいんですが、私とすると、今がギリギリの段階ではないかと考えております。村長の考えをお聞きします。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

今、教育長が答えたとおりだと思います。全く同感でありまして。

ただ、今年につきましては、ちょっと予算の歳入と歳出のあれが厳しいところもあったので、どういう形でまずは始めようかということの中では、いきなり予算化にもっていくよりも、ちょっとそこを1年温めて、で、この村誌の作成についてという形でやっていったら一番やりやすいのかなということを、先ほどの教育長の提案のような形で、具現化できていったらいいかなということを思っています。

やはり必要なものだと思っておりますし、タイミングというのがあります。特に、この間の史学会の皆さんでつくっていただいた最近の見ましても、なかなか史学会の皆さん非常に積極的にいろいろな形で動いていただいております。ですから、いろいろな役場のOBやそういう詳しい人たち、それから実際にやってきた人たちに、民間の皆さんも加わっていただいて、どういう形で編さんするのが一番いいのかなということを来年考えながら、近いうちに予算化に持っていくことが必要かなと私も思っております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 前向きな考え、ありがとうございました。

私も役には立ちませんが、史学会のメンバーに入っておりまして、史学会のメンバーの皆さんと一緒に話しておりますと、非常に楽しく、前向きにいろんなことを調べてまといたいという意欲にあふれている皆さんが集まっておりますので、ぜひとも、やらされる方ではなくて、やりたい方を集めて、いいものをつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

私も協力できることは、ぜひとも協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

村内に植林された用材林への伐採流通支援についてです。

村内には、以前より用材林とするために、個人や各区において、山林の多くに、又はそれぞれ個人の持ち山に植林がされていきました。現在もされている箇所はあると思いますが。そろそろ年数がたって伐採してよい時期になっている用材林が数多くあると思います。見ても分かる限り、大きな木がいっぱい並んでいる場所が多くあります。ただ、「採算が合わない」、その一言で、その多くの用材林は切り出されずに、木材への流通は止まっている状態であると、よく聞かせていただきます。

そこで、村の林業に対する事業について、現状についてお聞きしたいと思います。毎年、村に交付されています森林譲与税の使用について、どのようなものに使われているのか、産業振興課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、よろしくお願いします。

森林環境譲与税につきましては、森林環境税を財源として、国から市町村へ譲与されるものであり、主に森林の整備、森林の集約化の促進、森林整備を担う人材の育成と確保、木材利用の促進、普及啓発等、森林整備及びその促進に関する取組に活用することとされております。

本村におきましては、主に、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査、それと森林整備事業、これは先ほど唐澤議員の質問にもお答えしましたが、間伐等になります。又、ライフライン沿いの森林整備ということで、道路沿線の森林整備を行っております。又、普及啓発事業といったところにも活用しておるところでございます。

以上となります。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 現状のことは分かりました。

これも予算決算等で実績等を聞かせていただいておりますが、あえてお聞きしたいのですが、その森林税も湯水のごとくくれているわけではないので、いろいろなものに使いたいけど使えないということは承知しておりますが、その分を用材林流通のために使用することはできないでしょうか。伐採する皆さんの費用に少しでも補助するような形に考える分の予算は、現状残っているでしょうか。

産業振興課長にお聞きします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） 議員御提案の森林環境譲与税を用材林の流通のために活用することにつきましては、その制度上、森林整備、これは間伐・植林・路網整備の促進や森林経営管理制度の推進等に資する取組に当てることが基本とされておりますので、木材の流通そのものに対して、直接的に充てることは難しいものと、制度上認識しております。

森林の多くは、戦後の拡大造林期に植林された人工林であるということで、現在、伐採適齢期を迎えつつある森林も多く見られる状況となっております。しかしながら、森林資源の利用が十分でない状況が全国的にも指摘されております。

本村におきましても、同様の課題があることから、森林環境譲与税を活用し、森林の適正管理と森林資源の活用につながる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

関係機関や森林組合等と連携しながら、唐澤議員の御質問にお答えしましたとおり、用材林が流通する、そういった森林の循環利用の実現に向けて、粘り強く取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） ありがとうございました。

実情は分かりました。

これはこれからこの質問についてはお願いモードに入っていくわけなんですけど、実は先日、森林組合の所長と一緒に、この地域の森林の材木の集荷場の場長と話を聞いてきました。

「現在、切り出された材木については、昔は外材を多く使っていたんですが、今、加工材に多く使われるようになりまして、運搬のトラックが寄れる道、入っていける道路

まで切り出してさえあれば、それを集荷場まで運び、全ての木材については販売することができる状況になっている」と。要するに、今はもう、どんな木でも売れるんだよ。スギ、ヒノキだけではなく、雑木についても、「切り出してさえあればすぐ売れるよ」ということを言われました。特に「カラマツは今、値段がいい」と。土木の事業にも多く使われるようになりまして、私は、以前からカラマツは売れないと。県に勧められて多く植えられたカラマツは、今、負の状態になっているというふうに思い込んでおりましたが、そんなことではなく、「カラマツ材は今、一番売れるんだよ」という話も聞いて、びっくりしたところではありますが、要するに、「切り出す手間に何らかのアシストというか援助を考えれば、大体手元に利益が残るような状態ですよ」という話をさせていただきました。

普通考えて、植えた方の子孫が、要するに所有者ですね。所有者が自分で切り出して、道端に置いて積んでおけば、森林組合のような方々がユニック付きのトラックで寄ってきて、それを積み込んで、集荷場に持って行って、集荷場で市をしてさばいて、売れて、その費用を差し引いて手元にお金が残るとというのが、林業での利益のもとだったんですが、それが自分でやることができないので人をお願いするようになって、その切り出し手間が高くて、手元に残るお金がマイナスになってしまうので、おじいちゃんが植えた木がいい木になったんだけど、「切れないな」、「どうしようかな」というような状態になっているということの現状が分かりました。

場長が言うとおりの、「行政のほうで何らかの支援、切り出しに支援していただければ、うまく回るんじゃないかな、そうしてくれば、こちらとしても売ることができるし」というような話があって、そこで、今回の一般質問にお願いしようということを決意したんですが、一般的に考えれば、「個人財産に補助金を出すのか」と言われるもので、とんでもない話だと思います。しかし、見方を変えれば、先代の多くの方々が残した里山の用材林が活用できる時期を迎えても切り出せずに、ただ住宅、農地、道路の日影地にしてしまったり、又獣たちの隠れ場所になったり、獣害に加えて、又ほかの植物が繁茂して非常に景観が悪くしたりして、豊丘村の美しい農山村の里山の形成を邪魔しようとする現状を改善するためには、その里山に植林した用材林や雑木を間伐、又は全伐して順次更新が図られれば、美しい農山村の景観は守られて、かつ獣たちの隠れ場所はなくなり、獣害が減少し、美しい農山村の景観が守られるのではないのでしょうか、というものです。

その里山整備をするために、用材林を切り出すことを誘導するために山主に補助金を

するということは、用材林の切り出しをするために山主に補助金を出して誘導するということはそんなに問題はないのではないかと考えます。

さらに、それが現在、多くの補助金を出して対策している獣害、おりとか罠に出しているところの減少につながるとなれば、ぜひとも実施すべき事業じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

これは私の私案ですが、里山を整備する事業として、永遠に続くというわけではなく、10年ほどの単位で期限を区切って、切り出しに対して、切り出すのは立米当たりで単価が決まるようですが、半分ほどを所有者に補助するから切り出しませんかというような事業を設けて、順次、山主に切り出してもらって、森林組合等に運んでもらってお金にしてもらおう。そうすれば、そういった事業を村が起案すれば、困っている所有者は、これはありがたいということで切るという考えに至るのではないのでしょうか。

実際は、先ほど申したとおり、伐採の時期を迎えている用材林を切り出すことが困難というだけではなく、近所の方に迷惑をかけているということも実際あるのではないかと思います。こういった事業を村がそういった方々に誘導すれば、ぜひこの事業で困った問題も片付けれるんじゃないかというような、一石二鳥の場所もあるのではないかと思います。

各区を含め、個人の方々にも一定のニーズがあると思います。一度、10年かけて成長し、伐採期を迎えた用材林をきれいに整理して、その山肌には新たな植林がなされるという、次世代につなぐ里山事業を考えてみてはどうでしょうか。単純に考えますが、夢のような里山整備の循環ではないかと私は考えます。

しかし、その一方で、その伐採を請け負う人がいるのかという問題も実際ございます。豊丘村でも、「地域おこし協力隊で林業をする人たちはいませんか」と言っても、なかなか募集がないと聞いております。それは、やみくもに募集しているからだろうと私は勝手に推測しておるんですが、その方々に先ほど言った事業を豊丘村が実施して、「年間一人当たり300万円程度の伐採事業があるから、こちらに来て仕事をしませんか」というように、実際仕事があるよというような募集をすれば来るんじゃないかなとも考えますが、いかがでしょうか。

現在、私も議員で北陸のほうに視察に行きました。自伐型林業というような事業がございまして、森林の皆さんのような業者がやるのではなく、個人の皆さんが自営業として、自分の自営の林業として木を切って、それを切り出して、木の販売をして利益を上げるというような形ですが、林業専門ではなく、「半林半X」ということで、林業も

しながら、ほかのこともしながら、というような形で職をしている皆さんだそうです。

実際、そういった方々に、福井県では伐採にも補助し、その伐採に使用する道についても補助をして、そういった皆さんを育てているようです。新しい事業として認めて、多くの方々に里山の整備をお願いしているようです。

実際のところ、福井には自伐型林業大学という大学までできて、研修する施設なんです。そういったところに集まる方も多く、実際、そういった方が仕事をしようとする方々は、実際にいるということを聞いております。そういった方々を豊丘に迎えていくのはどうでしょうか。

実際、現在もやっている、議会だよりで紹介した方々もいますので、現在、林業をやっている皆さんも同じように育て、森林組合の皆さんにも同じように手伝ってもらい、又、新しく移住する方々にも手伝ってもらって、この豊丘村に、河岸段丘に見える範囲でもいっぱい植林をして、もう切り出せばいいところがいっぱいあるのではないのでしょうか。山間地域に行けば、洞ごとにそういったところもいっぱいあります。そういったところが整備されれば、獣たちの隠れ家もなくなり、日影もなくなり、又気持ちよい風も吹いてきて、美しい豊丘村の景観が守れるのではないかと考えます。

そこで、村長にお考えをお聞きしたいんですが、将来、リニア時代に必要なこの地域の絶景なる森林風景を維持し、さらに更新していくために、ふるさと納税の予算を使って、そのような事業を取り組んでみるとか、検討するというお考えがあるかどうか、お聞き致します。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） 今なかなか高説をお伺いしましたけれども、自分の思っているほうの都合のいい流れの中で、全て組み立てられておりまして、私はいろいろ批判してその対案を出さなんのは苦手なんですけれども、実は私は林業のことはとても詳しくなくて、よく分かんないんですけれども、しかしながら、まずふるさと納税というのは、やはりきちっと形をとってこの村に寄附されたものですから、費用対効果というものがはっきりしていないものに対して、それから個人に関わるものに対して、今のような形で出すというのはいかなものかなということを考えています。それを始めると、そこら中でありったけ出てきますのでね。

それと、議員の気持ちは非常によく分かりますし、そのとおりだと思いますけれども、現実問題、ここの森林組合、非常に経営状態は悪くはないんだけど、でも現実問題、なかなか職員がいなくて困っておったりしております。

長野県の中でも、飯田下伊那地域は一番急峻な山が多くて、ちゃんとした道がない、路網がないので、いわゆる木を切り出すことにおいて、非常に問題があるということで、地形的な問題のマイナスというものがあります。それが全て豊丘に当てはまるかどうかということはよく分からないんですけれども、そういうことだと思います。

議員の御指摘のとおり、本村の森林は、景観の形成や水源の涵養等、森林の多面的機能を有する重要な資源であり、その適切な維持・更新は重要な課題であると認識しております。又、伐採期を迎えた用材林が活用されていない現状や、森林資源の循環利用の必要性についても、認識を共有するものであります。

一方で、木材の伐採や流通に対する直接的な公的支援については、個人財産への支援という側面もあることから、慎重な検討が必要であると考えています。そのため、本村と致しましては、森林環境譲与税の活用等による森林整備や集約化の推進といった基盤づくりを進めるとともに、結果として森林資源の循環利用、用材林の流通につながる環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。

ということでありまして、思いは同じなんですけれども、果たしてそれがどこまでできるかということと、いろいろな状況の中で、かなり難しいものがあるよなということを感じています。しかしながら、景観をよくするためというのは非常に大事なことだろうなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1 番（堀本丈文） 又、誠にごもつともなお答え、ありがとうございます。

十分承知はしておるんですが、きれいに管理して大きくなった木が適期を超えて、さらに台風で倒れて2次被害がならないうちに、なんとかならないものかと思うところも多くありまして、個人の財産ではありますが、この風景が豊丘村村民の財産であるということも踏まえて、何らかの方法を又考えていつていただきたいと思ひます。

現状、森林譲与税において、山間地域の幹線は多く整備されています。本当にありがたいことと思ひております。今まで暗かった道が明るくなったことは、非常に感謝しておりますが、各地区山間地域を5年転々と回りますと、元の土手が5年たつと元の木に近く戻ってきってしまうという状況も現状でありますので、もう一步踏み込んだ里山整備も御検討を願ひたいと思ひます。

今後のさらなる検討を期待しまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（平澤恒雄） 以上で1 番、堀本丈文議員の質問を終結致します。

◇ 吉 川 明 博 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号８番、吉川明博議員の「ＪＲ東海によるリニア中央新幹線の開業延期の『第３期総合戦略』の影響は」の発言を許可します。

なお、資料配付についても許可しております。

８番、吉川明博議員。

○８番（吉川明博） それでは通告に従いまして、一般質問させていただきます。

質問事項は、ここに書いてあるとおりでございます。ＪＲ東海によるリニア中央新幹線の開業延期の村の「第３期総合戦略」の影響はいかにという趣旨でございます。

質問の要旨としまして、まず前提ですが、豊丘村の「第３期豊丘村総合戦略」として、「豊丘村デジタル田園都市国家構想総合戦略」を、令和７年度 2025 年から令和 11 年度 2029 年まで計画をしてあります。

そこで質問です。

昨年、ＪＲ東海旅客鉄道は、リニア中央新幹線の開業を工事が遅れるとの理由で 10 年延期しました。これにより、第３期豊丘村総合戦略としての「豊丘村デジタル田園都市国家構想総合戦略」に、どのような影響が出ると予測されますか。想定する好影響と悪影響を教えてください。

副村長、よろしいでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣） それでは、よろしくお願いします。

まず、御質問にお答えする前に、少し御説明をさせていただきます。

ただいまの「第３期豊丘村総合戦略」の第１ページにも記載がございますけれども、国では、日本のかつてない人口減少と東京一極集中、そして地方の衰退の中、人口減少を克服し、活力ある社会を維持するために、平成 26 年に、国は国家的プロジェクトとしまして地方創生を推進します、ひらがな表現でございますけれども、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しましたことを受けまして、当村では、翌年の平成 27 年度から５年間の当村の地方創生の基本的な計画となります、「豊丘村人口ビジョン」並びに総合戦略「未来とよおか創生プラン」というのを策定しました。そして５年たちまして、続いて令和 2 年度から 6 年度までの５年間の第２期の総合戦略を策定してまいりました。

ちょうど第２期のコロナ禍の中で明らかとなりました、日本全国的なデジタル化の遅れ、これによりまして、それをなんとか克服するために、国は名前のほうを「デジタル

田園都市国家構想総合戦略」というふうに、この令和４年度にそういった形での計画を策定しました。

これを受けて策定したものが、第２期までの豊丘村総合戦略をベースとしました、令和７年度からの第３期総合戦略「豊丘村デジタル田園都市国家構想総合戦略」です。

皆さん御存じだと思いますけれども、第２期の、ちょうどコロナ禍の後半からですが、例えば、住民の皆さんが必要とします情報をより容易に取得できますように、行政情報のデジタル化を推進するために必要、そういったことで、豊丘防災行政ナビライフビジョンですとか、又、私も今まで県庁へは毎回会議がある之行っていましたけれども、会議や研修のために遠方へ出張しないで済む、オンライン会議用等のリモートアプリ、又、非対面とか非接触のためのキャッシュレス決済、そういったデジタル化の実装が、この辺りでどんどんと進んできたことは、皆さんも御存じだと思います。

それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

この総合戦略ですが、さっきも申しましたけれども、「まち」と「ひと」と「しごと」に視点を置き、行政をはじめ、村民・地域・企業の皆さんに、豊丘村全体で、いわゆるまちの活性化に取り組んでもらうための戦略でございます。

これらの施策の取組結果が、結果として当村の人口動向に反映されてまいります。おかげさまで当村の人口は、当初の平成２６年に「国立社会保障・人口問題研究所」、いわゆる「社人研」が推計しました、人口が減少する、そういった曲線よりも、おかげさまで豊丘村は、上方であまり減らずに推移しておりますので、これまでの当村の地方創生に関わる取組は、おおむね奏功しているというふうに、私は思っております。

その中で、議員御質問の冒頭のリニア開業時期の大幅延期でございますけれども、私は個人的には、今から１０年後前後には開業のめどが立つのではというふうに考えております。

開業した暁には、品川から約４５分、そして名古屋から約２５分という時間距離を獲得できるわけでございます。そのため、この開業が延期となりますと、国内外の方を呼び込めるというふうに期待の膨らむ観光業ですとか、又観光開発には悪影響だというふうに思います。

ただし、その頃にはＤＸの今まで以上のさらなる発展が多分ありますので、都会との情報格差はほとんどなくなるというふうに思います。そうなれば、豊丘村を含むこの地域ですけれども、この地域は格段に住んで楽しい、そして遊んで楽しい、そういった地域になり、開業後の人口トレンドは、今は減少ですけれども、それがだんだんと横ばい

に転換してきて、あるいは増加も見込める、そんなようなことも私は期待しております。

この人口トレンドにつきまして、一方では、さっき申し上げた時間距離が、現在よりも4分の1とか、5分の1というふうにすごく短縮されますので、都市部により近くなってしまうために、いわゆるストロー現象で人口減少が進むというふうに心配する方々もいらっしゃると思います。

私は、そのどっちになるか、その結果を見ることができないかもしれませんが、開業の延期によりまして、人口動向に大きな好影響、あるいは悪影響が出るタイミングも、結局は延期になるわけでございます。この延期になった時間を有効に使いまして、豊かで持続可能な生活環境をさらに備える村づくり、そして、政府関係機関の例えば地方移転をもっと目いっぱい引っ張ってくるとか、それから企業ですとかや四年制大学の誘致、いろいろあると思いますけれども、「ひと」、「まち」、「しごと」、そういった切り口から、じっくりと戦略を練れる、そんなふうにポジティブに捉えたいというふうはこの期間を思っております。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 吉川明博議員。

○8番（吉川明博） 御答弁ありがとうございました。

おっしゃられますとおり、10年後くらいに、もしかしたらやっと着手、本格的な着手になるかなという予測もあります。

トンネルの穴は貫通して出来上がるでしょうけども、そこから、きちっとリニアが走れるような設備をすること。それから、そこに対する基地みたいなもの、救援基地とか、そういうところを整備する。そして、一説によりますと、リニアの全線の試乗は、どうも2年ぐらい繰り返さないと安定したものにならないんじゃないかという予測もあるように聞いております。

そうしますと、まさに、副村長おっしゃられますとおり、やっと10年後に、形が整いつつある中で、試験走行が2年やって、じゃあ試験走行で順調にいけばいいんですけど、うまくいけないところの手直しなんかをやっていると、もしかしてもう4～5年先になるんじゃないかというような気もしてきます。

最短でこのくらいのことを、今、公式的には「10年延期」ということを言っておりますが、まだまだ、もしかすると15年、20年先になるんじゃないかという予測も聞いております。

そこで、2つ目として、リニア開業が10年延びたことで、当初の人口ビジョンには

ズレが生じるはずですが。しかし、この10年を、ただ待つ10年にするのか、リニアなしでも自立できるデジタル村を完成させる準備の10年にするかで、村の将来は大きく変わります。村長は、この延期期間をどのように戦略的に捉え直しますでしょうか。お答えをお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

少しでも早く開いてほしいものです。

リニア中央新幹線におきましては、御存じのとおり、整備新幹線とは違いまして、整備新幹線は国がやる、それから地方が誘致する。それでJRがやるということで、予算も3分の1ずつ持って動き出します。それに対して、JR東海は、それをやっていると何十年もすごい時間がかかるんですね。だからもうこの際、JRのお金でやってしまおうということで、JR東海の自分のお金で全部充てるということを始めたわけです。しかしながら、それが逆に、地元の理解を得ていないところもあって、激しい反対運動なんかもあるということでございまして、どっちにしても、地元とすれば、早く工事が終わることが一番ですし、それから、先ほど副村長も言いましたけども、名古屋から20何分、東京から45分というのは、そんなところはリニア中央新幹線の沿線上の駅にしかそんな状況は生まれません。ですから、よく言うんですけれども、電車、新幹線の使い勝手を持った空港ができるみたいなものだ、私は思っています。だから、ある意味、人口のことについては、私はそんなに心配していません。

今日の朝、ニュースでやっていたんですけども、東京の新築のマンションの平均が、1億4,000万円くらいでした。それから、千葉がついに1億を超えたということで、平均ですよ、マンションがね。だから関東のあの辺は、もう全部1億を超えていると、新築のマンション。で、御存じのとおり、新幹線の佐久の駅前の最近ちょっとテレビで出ていますよね。新築のマンションが建つからといって募集している。前に建ったときも、もう一遍でいっぱいになりました。売り切れました。やっぱり、あそこの人たちも、そこで住みやすいし、東京とも行きやすい、仕事もしやすいという流れの中で、自然に住むわけですね。

だから、落ち着いて考えてみれば、飯田でそのマンションを造ったら、いくらで売り出せるかということです。これね、飯田だったら、多分5,000万円もあれば、すごいマンション造れると思いますよ。

東京のほうに行くといっぱいにかいマンションありますよね、タワマンありますよね。

タワマンに何人住んでいるかっていうと、1,000人とか2,000人とか、平気で大きいところは住んでいます。

本当、ある意味、大手の企業が、この飯田下伊那で、そのタワマンを造ったら売れるって踏んだら、本当に造る可能性があります。造れば、その分、若い人たちが増えるし、人口も増える、税収も上がりますから、住みやすいところになる。若い人が増えたりとか人が増えれば、当然、買い物に行く店も増えるし、病院も増える、学校も来る。そのどっちが先かって話はいろいろなんですけども、でも、そういう可能性に向けて、本当にしっかりと、今から前向きなスタンスでやっていく必要があるんだろうなということを、私は思っています。

ですから、昨日でしたかね。南信州にちょっと載りましたけれども、町村会としては、ぜひとも、リニア中央新幹線の長野県駅につきましては、一番先に考えるのは、そのリニアを使う人たちの使い勝手のよさが一番大事です。二次交通への乗り換えの、と私たちは思っているんで、そんな意見も発表させてもらいました。

そんなような中で、先ほど、議員からいただいたロードマップも、前向きな気持ちがいっぱい散りばめられていて、いいなと思いました。そこへ至る過程というのは、それぞれのやり方があるもので、その時その時で随分違うんでしょうけども、どっちにしても、本当、世界に打って出るような地域になりますので、それに恥じないような、デジタルは当然のことですけども、全てのことで頑張っていく必要があるんじゃないかなということを思っています。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 吉川明博議員。

○8番（吉川明博） ありがとうございました。

村長の広い見識が、これからこういう形で機能していくんじゃないかなという期待を持つ御答弁をいただきました。

そこで、今もちょっと触れていただきましたが、資料として配らせていただきました、このA4の1枚の資料を御覧いただきたいと思います。

題名は、「リニア延期を逆手にするロードマップ提案」。ロードマップという言い方はどうなんだろう、日本語で言うと、この先の計画、思いとかいう内容かと思いますが、これは、リニア中央新幹線の開業が2034年以降にずれ込むことを前提に、豊丘村の第3期総合戦略から、その先を見据えたリニア延期を逆手にするロードマップの提案という形にさせていただきました。

これは、この一般質問の通告書をつくっている過程で、ムラムラといろいろ妄想を始めました。それをまとめてみたのが、このロードマップなんですね。

どんなふうに進めていったらいいのだろうか。これは私の稚拙な考えですので、聞き流していただいても結構なんですけども。この空白の10年を、単なる停滞期間にせず、物理的な移動、リニアに頼らないデジタルによる自立をどう進めるかが焦点となります。

リニア延期対応、豊丘村・戦略実行ロードマップ。

1として、まず短期的に考えます。今から3年後、2028年度までには、デジタルの実装と生活防衛期という期間に考えました。目標は、リニアがなくても「選ばれる村」としての基礎固め。

(1)として、転職なき移住の先行モデルの確立です。

リニア開業を待たず、光ネットワーク等のインフラを活用した、生活基盤を活用したリモートワーカー。今でも副村長も言われましたように、会議場まで行かなくても会議ができたり、それから仕事の打合せ、仕事そのものもコンピューターでやってしまうというような仕事がもうできています。現実にあります。この誘致を加速させることだと思います。よそでやっていることを、はっきり言って真似して持ってくると。企業誘致するということだというふうに考えます。第3期戦略の人口目標を、デジタル移住で補填します。

(2)として、スマート農業の標準化、農業の担い手不足に対し、自動かん水やドローンを活用しますと。

2として、中期計画、5年後2030年度までに、工事完了後の「新・村内インフラ」の活用期に入ります。整備したものを使う時期に入ります。

目標としては、村内工区が完了。簡単に言うとトンネル工事やら高架橋、壬生沢の辺りの高架橋も完了したということを想定しまして、目に見える成果の提示をしていこうということです。

(1)として、工事跡地の利活用を開始すると。

工事が終わりますので、いろんな工事をしていた場所が空いてきます。トンネル工区やヤードの役割が終わる段階で、これらをデジタル田園都市の象徴となる公園、スポーツ施設、又は産業拠点へ迅速に転換します。

(2)として、二次交通の自動化・最適化。

リニア長野県駅、飯田市へのアクセスを見据え、村内デマンドバスのAI運行や、高

高齢者の移動支援をデジタルで完結させる仕組みを完成させます。最近ですと、長谷のほうでやっております、自動運転みたいなこともやっておりますし、そういうものが各地域で既にもう動き出していて、最終的には、全く運転手のいない、もっと先を見ると運転席がないというバスが走り始めるようです。大手企業では、この辺の提案がもう始まっているようです。

(3) 番目として、企業誘致の再定義として、リニアが通る場所でなく、リニア開業前に最もデジタル化が進んだ「BCP」、日本語で言うと「事業継続計画」に強い拠点ということをアピールしていきます。

第3として、長期的に7年後を見据えて、リニア開業直前の広域連携の完成期。

(1) として、高付加価値観光のブランド化。

首都圏・中京圏から1時間になることを想定し、飛騨市や山ノ内町のような関係人口をターゲットにした体験型観光、豊丘村でももう既にやっておりますが、果樹オーナー制等を拡大整備するということです。これもデジタル化によって、手順よく、手配よくできるような形になっていくはずです。

(2) として、2070年、これは約34年後くらいを想定しておりますが、人口が6,000人、今は5,600人ほどですので、このてこ入れによって人口が増えるという予測を私はしたいと思っております。

その方策については、今日ここでは申し上げませんが、ある人に話したら、「それはお前、大風呂敷だよ」と。「そんなことができるわけじゃないか」と言われている案がありますが、これは簡単に言いますと、新しい学校を造ったらどうかと。信大の新学部が誘致できませんでしたが、信大に相談しないで、豊丘村とこの地域とで、一緒に知恵と力を出し合って、地域で学校を造るという構想を私は具体的に持ちました。それは、このロードマップをつくった後、ムクムクと湧いてきた、雲のような空想ですけども、このような形でシミュレーションをした上で、第4期以降の戦略へ、シームレスに、縫い目なく、滞りなく、進んでいくという想定を、このロードマップで、これを又もっと滑らかに、現実味を帯びたものにして、計画を各期ごとにつくっていくことで、実現できるんじゃないかというふうに考えております。

又、学校設立の構想につきましては、別の機会に、皆さんにも御提案をしたいと思っておりますけれども。

いずれに致しましても、遅れることはいいじゃないかと。どんどん遅れてくれとは言いません。私もそろそろ30年後には、3桁になってしまいますので、20年後くらいに

は、リニアに乗ってみたいなと思いますし、その頃には、新しい学校を造って、豊丘村の子供さんたちが、豊丘村の新しい学校に進学したいと。極端な言い方をしますと、ある一定の学力をお持ちの中学生でしたら、これも極論ですけど、企業からいただいた寄附で、無償で進学していただくというような妄想も抱いております。

現実には、これをやったところが徳島県にあります。これは多分 10 年ほど前だったと思いますけど、視察に行ってきたんですけれども、又そこが爆発しまして大変なことになっております。

そんなところも目標・指標にして進んでいければなと思い、このような提案をさせていただきました。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で、8 番、吉川明博議員の質問を終結致します。

◇ 武 田 徹 ◇

○議長（平澤恒雄） 議席番号 2 番、武田 徹議員の「令和 8 年度からの消防体制について」の発言を許可致します。

2 番、武田 徹議員。

○2 番（武田 徹） 議席番号 2 番、武田 徹です。

通告により、一般質問を行いたいと思います。

最後でありますけれども、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

今回につきましては、新年度から大きく変わる消防団の体制について、何点かお聞きをしていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

まず、団員の減少傾向に歯止めがかからず厳しい状況にあり、現在の体制を維持することが困難な中、新たな体制でのスタートを準備をしているところであると聞いておりますが、そんな中でまず、現役の団員、この体制が、令和 8 年度からどうなるのか。又、団員数の見込みですとか、機関班の体制について、総務課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、お答え致します。

令和 7 年度ですが、現在の消防団員数は 76 人です。それで、最初に新年度の予定団員数を申し上げます。1 分団が 8 人、2 分団が 19 人、3 分団が 14 人、あと女性班が 9

人、役場消防班が 10 人、団本部の 4 人も合わせて総員が 64 人と、今のところそんな予定となっております。前年、令和 7 年度と比べて、12 人の減少が、さらに見込まれる状況にあります。

現状においても、分団ごと、自動車を含めて 3 つの機関班を機能させることは困難な状況にありますので、令和 8 年度新年度については、各分団自動車班のみの体制に縮小を予定し、庶務班長のポストは又廃止します。庶務班長については、自動車班長が兼務するような形とするように、団本部としては決定しているというところでございます。

機関班の縮小に伴いまして、使用しなくなる車両ですとか、小型ポンプ、又詰所につきましては、新たに組織化を検討しております消防団の O B 班、又あと地区に組織されております自主消防での使用を現在調整しているところと、現状、そんな状態でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2 番（武田 徹） ありがとうございました。

12 人の減少で 64 人ということで、ますます厳しくなっていくのかなと。それから、やはり機関班の体制についても、各分団、自動車班のみということで、新たな組織として O B 班等をつくっていくということについては、やむを得ないし、そのような形を取っていくしかないのかなというところであるのかなと思っております。

答弁の中にもありました、新年度、組織化を行う機能別団員の O B 班についてお聞きをしたいと思っておりますけれども、O B 班の話というのは、前もしたこともあったかとは思いますが、実際、喬木ですとか、松川ですとか、そのような形で、機能別班というような形はやっておりますけれども、それらを踏まえて、いろいろと御検討をされたこととは思いますが、その体制ですとか処遇等について、どのようになるのかお聞きしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、お答え致します。

新年度に向けて、組織化を調整しております、機能別団員の O B 班の概要について、最初に申し上げます。

消防団を 33 歳で退団して間もない O B の皆さんを中心に、機関班を 1 班編成するように予定しております。あわせて、O B のラップ班についても、機能別班として編成したいと。それで上限の年齢は設けずに、退団後 5 年から 10 年程度を目安に活動してい

ただくことを、団本部としては想定しております。

OBの皆さんの機関班の出動範囲ですけれども、村内全域の火災等の有事に出動することを基本としております。又、人手が必要な予防査察についても、御協力いただける方については参加していただく方向で考えております。

訓練の関係につきましては、必要な場合に団長が要請することとして、小型ポンプ操法大会についても、OB班の皆さん、出場希望があれば出場を可能にしたいというのが、団本部の現在の意向です。

処遇の関係ですけれども、年額2万5,000円の班手当と、お一人1万5,000円の団員報酬、あと、火災や訓練の出動に対する出動手当も支給を予定します。

又、現役団員と同様の「だんQくんの商品券」の支給も、団員と同額を予定したいということで、その分も計上させていただいております。

辞令につきましても、自主消防の班員の皆様へは必要としておりませんが、OB班の隊員については辞令を作成して、該当者にお渡ししたいということで、団本部では準備をしておりますが、任命式への出席までは求めておりませんので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございます。

消防団を退団してから、間もない皆さんに声をかけて、機関班を1班編成をすると。それから、ラッパ班も再度編成してみたいというようなことでありますので、ラッパ班辺りは、式典やなんかのときの無音というのは、なかなか我々現役を知っている者にとっては、何か少し寂しいなあという感覚もありましたので、いいことなのかなと思っておるところでございますが。

現役を退団してから、すぐということになると、それで先ほど予防査察ですとか、できれば操法にも、というような話もありましたけれども、なんとなく定年延長なのかなというような気もしますので、そんな中で、やっぱりこれからのOB班の維持をどのように考えていくかという中で、やっぱりもう少し年齢の上限を設けて、入ってきて、1年ごとに上の方から抜けていく。今の消防団のような、そんなような組織というものは、ある程度、人数は先ほど「20名」というような話もありましたけれども、そのような人数を確保しながら、現在の消防団を辞めてから、少したって同じような形での組織というようなもののほうが、継続もされるし、いいんじゃないかなというようなことが思

ったわけですが、そのような組織にする検討というようなものは、されたのでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、お答え致します。

現在のOB班の準備の状況について、最初に申し上げますけれども、今年の年明けから、33歳で退団して間もないOBの皆さんですとか、今年度末で退団する団員に、OB班での活動を団本部として依頼してきております。

そんな状況の下で、現時点で機関班に10人、ラッパ班に4人。機関班の10人のうち2名については、ラッパ班の活動も掛け持ちでやっていただける意向があるということで、現在14人の班員での編成スタートを予定しております。

もう少し年齢を広げて、20人ということも想定したんですけれど、あまり33歳で辞めた、ちょっと離れた方が団活動をする、若い現役の団員が少し嫌がる隊員もおるということを団本部で聞いておりますので、現状、お声掛けしているのは、そんな状況です。

20名についても、あくまでも目安でありますので、今後の班員数の状況に応じて、20名を上回ってくることは、多分ないのかなと思っているんですが、上回ることがあれば、年齢が上のOBの皆さんについては、OB班については卒業していただいて、卒業後は地区の自主消防班での活動を促していくのがよいのかなと、団本部としても考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございます。

現在の状況14人の方が手を挙げていただいたということで、理解でよろしいかなとは思いますが、

1つの機関班ということでもありますので、20人いると、その居場所というものも大変なことにもなろうかと思ったり、詰所の問題ですとか、いろいろあるし、ラッパ班もできるということになると、拠点はどうしていくのかというようなものもあるかと思ったり。

そんな中で、卒業をしたら地域の自主消防への活動を促したいということについては、私も、そのような形の流れができれば、非常にいいのかな。現役の消防団、それからOB班を卒業し、地域の自主消防に関わっていただくということで、そのような流れができれば、本当いい形でこの地域を守っていただけるのかなというような形で期待をした

いと思っておりますし、そのような流れがいいかと思えますけれども、ただ、そうなる
と、入団からずっと自主消防までという、何十年というような形の継続のものになる
んで、少しずつ休む期間、例えば5年だとかというものを考慮してやってもいいのかな。
現在、33で現役の消防団は退団します。それからOB班というもののの中で、引き続き
ということでもいいかと思えますけれども、5年くらいはゆっくり家庭のこと、自分
のこと等をやる期間があつて、それから10年くらいOB班というものがある。その後、
又少し休んでいただいて、地域のものやっていくというような流れもあつてもよかつ
たのではないかなというようなこともありますし、これについては、これから始まるこ
とでありますので、いろいろ検討を又加えていただければいいのかなということを感じ
ておるところでございます。

それから、今回組織するOB班、現在の1－1軽便を利用していくというようなこと
をお聞きしておりますけれども、例えば各分団で、このOB班というものを組織しよう
というような、そんなことは考えなかったんでしょうかね。

当然、分団のOBということになれば、人数にも当然差が出てくるかと思えますけれ
ども、最初OB班ができると聞いたときに、「ああ、いいことだな」と思って、「各分団
にできるんだよな」と思ったら、そうじゃなくて全体が今の市の沢の詰所を拠点とした
1班だけだということで、何かちょっと違うんじゃないのというような思いもあつたと
ころがあるんですけれども、そこら辺の検討というようなものは、団等についてはなか
ったでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） お答え致します。

「1回、33歳で退団して、ちょっと休みを挟んで」という御発言もいただきました
けれども、団本部としては、ちょっとOB班には、現役団員より負担をできるだけ少な
い形で協力いただける方は、引き続き協力いただきたいという思いで、お声掛けをして
おります。

一部の方は、OB班じゃなくても、定年延長的に、役職は班長にもなっていない、班
員ですけど、引き続き残って活動されている方もいらっしゃいます。ちょっと団員が少
ない状況もあつて、そんな活動をされている団員の方もいらっしゃいます。前団長の菅
沼団長も、2分団の自動車班の団員として御協力いただいていたりと、そんな状況もござ
います。

機関のOB班を分団ごとに配置することは、よりよいことというところで、検討も団

本部でしようとは思ったようですが、やはり3つのOB班を編成するには、ある程度の人数も必要ということで、先ほどのOB班の考え方からいくと、ちょっと団本部としては大変かなと。年齢を広げてお声がけすれば、ある程度の方は集まったかもしれませんが、それもちょっと大変かなと。「あまり広げすぎると、地区によっては自主消防、割と早い年齢で入っていただいて活動している地区もありますので、その辺の兼ね合いもあった」と、団本部のほうからもお聞きしております。

とりあえず、1つの班でスタートさせて、又様子を見ながら、増設も状況によっては検討させていただきます。

詰所についても、地区の自主消防の皆さんに、縮小して空いてきたところは、地区ごとにうまく調整しながら、自主消防に使っていただく詰所もあったり、村内調整する中で、市の沢については、ちょうど河野区の自主消防で、詰所を使わなくても、区民会館周りでいいのかなというところもあって、市の沢にさせていただいたという、そんな状況ですので、よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） 1-1の詰所、あそこは寄り付きもいいし、ある程度の駐車場も確保できるので、OB班の場所としては、適当な場所ではないかなとは思いますが。

ただ、村内に何か有事があったときに、神稲の皆さん、田村の皆さんが、1回、河野へ行って現場へ行くというようなことを考えると、中心に何かそのような施設があれば、余計よかったのかなというようなことも思ったわけですが、それは現在ある施設の中での対応ということでもありますので、いいのかなと思います。うまく運んでくれることを願っておるところでございます。

続きまして、新しくできますOB班、それと現在各区で組織されております自主消防との関係もありますけれども、自主消防の皆さんも、機能別班として組み込んでいくというようなことを聞いております。今の自主消防の皆さんというのは、区長の命令の下に活動をしていくという形であろうかと思いますが、今後、機能別班として自主消防の皆さんが入ることになると、団長の命令下に入ると。OB班も当然そうだろうと思いますが、そんなことで組織をされていくということでございます。

現役の消防団、それから新たにつくられるOB班、それから、今まで地域で活動されました自主消防班という3つの団体が、団長の下に結集をして、有事の際に備えるというようなことが行われるようなんですけれども、これらの連携等はどのようになっているのかというようなことで、何かお考えがあればお聞きしたいなと思っております。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、お答えします。

地区の自主消防の皆さんについても、新年度から、例えば河野でしたら、「河野自主消防班」というような、最初に地区名付けて自主消防班という班名に揃えるように、区長会でも確認しております。

基本的には、これまでの自主消防の皆さんの活動を、機能別消防団員化することによって、特別な活動をしていただくということは、区長会の中でもお願いせずに、これまでの活動を基本的には継続していただく。ただ、消防団長とのやり取りを少し、それだけはきちんとできるようにしたほうがいいのかなどということで、区長、又は自主消防班の班長にＩＰ無線をお配りして、消防団長と連絡がスムーズに取り合える形は確保します。

新年度、自主消防の皆さんはそんな形というところですが、基幹のＯＢ班については、村内全域の火災や、場合によっては予防査察ということに対して、地区の自主消防班は、地区内の発災に限定した出動というところが基本ということで、線引きが少しされます。

そんな状況で、ＯＢ班の班員の皆さんには、負担が大きい部分がありまして、そこは自主消防の皆さんとはちょっと違ってくる部分かなと思います。

そんな状況ですので、先ほどの答弁のとおりですが、団本部としては、ＯＢ班の班員の人数にもよりますが、40歳くらいをめぐってＯＢ班は卒業していただくことを想定しておりまして、卒業後は又少しお休みいただくなり、そのままの方もいらっしゃるかもしれませんが、居住地区の自主消防で、又可能であれば活動していただきたいなど、そんなことを考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございました。

ちょっと確認なんですけれども、当然、団それからＯＢ班については、昼間の火災、夜の火災について出動する。で、自主消防の皆さんは、地区の火災のみということで、それは当然、夜間もそういうことで確認はできているのかなということ。

それとあと、役場の消防班というのは、やはり平日の勤務の時間のみ。例えば、土日だとか夜間というようなものについては、出動の要請はしていないということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） 地区の自主消防班の皆さんは、地区内の有事、火災が発生した場合は、昼間でも夜間でもということをお願いしております。

役場消防班につきましては、33歳を過ぎた役場職員が中心とはいえ、今、村内に居住しない職員も多いので、豊丘に住所のない職員をもって10人で組織しております。

スタートから方針は変えておりません。基本的に、勤務時間内に発災した場合に対応。仮に夕方に発災であれば、一応出動してもらって、夜までかかれば、別の手当てでちょっと対応するとか、そんな状況でありますのでよろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） 何も、夜も土日も出てこいということを要望しているわけではございませんので、それは仕方ないことなのかなとは思っております。

ただ、例えば昼間に出た場合、やっぱり役場の消防班が場所によっては一番早く現地に着くってというようなこともあろうかと思えます。そんな中で、消火も当然大切だと思いますけれども、車の誘導というようなものにしっかり地域の交通事情だとか水路の関係だとかというようなものをよく理解をしていただいて、そのようなもので、地域の自主消防の皆さんが到着したときにすぐ誘導できる。OB班が来たときにすぐ誘導できるような体制が、役場消防班の皆さんが担っていただければありがたいのかなと思っております。又、それらについては、御検討をいただければいいのかなと思っております。

最後になりますけれども、有事の際に頼りになるのが、この消防団であり、今後組織化されるOB班になろうかと思えます。

村としても、今までいろいろなこの現状になる中で、消防団に対しては支援をいただいております。7年度、分団詰所の改修につきましても、政策提言をさせていただいて、7年度で実施をしていただいたということで、改善に努められていることに対しまして、お礼と敬意を表したいと思っております。

当然、新しくできる組織でありますので、出発前から心配をしても仕方ないと思っておりますので、進行しながら、いろいろ改善点については改善を柔軟に対応していただければありがたいのかなと思えます。

又、村民の安心安全を守る組織をバックアップできる、さらなる支援というようなものをお願いをしたいと思っております。

この点で村長さんについても理解がかなり深いかと思っておりますけれども、それらに対する思いについて何かありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

それこそ、おかげさまに、本当に、消防団、日赤なんかもそうなんですけれども、人が集まらなくなりました。そういう時代でございます。

こういう消防団活動に参画をしていただいた皆さん、いわゆる災害だけでなく、そのことによって地域との結びつきも深まりますし、仲間も醸成されます。長くやっていただいておりますと、だんだんに又歳をとってきて落ち着いてくれば、村会議員に出るぞとか、村長選に出るぞとか、それから地元の区の役員、自治会の役員とか、いろいろな形で、多分間違いなくこの地域に関わってくれる人が増えてくると思います。

これからの流れを見れば、当然自治会に入らない人は、どんどん増えてくると思います。

そういう流れの中で、地域にとって役立てる、役に立っていただける人間の数を増やしていける、そういうことも非常にあるんじゃないかなということを思っておりますので、全力で応援させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございました。

確かに、このようなものに関わることによって、地域の戦力として地域をまとめる皆さん、それから運営していく皆さんのほうへと発展していただければ、本当にありがたいことだなと思っておりますし、現役の団員についても、少ない人数の中で目いっぱい活動をしていると思いますので、さらなる支援、組織化というようなものの御支援をぜひお願いをしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で、2番、武田 徹議員の質問を終結致します。

これで、通告のございました一般質問の全てが終了致しました。

=== 日程第2 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 続いて日程2、諸報告ですが、特にございませぬ。

3. 散 会

○議長（平澤恒雄） それでは、本日の会議はこれまでとし、これにて本日の会議を閉じ、散会することと致します。

大変、お疲れ様でした。

なお、15 分後の 15 時 20 分より、全員協議会、執行部も含めての会議を開催致しますので、全員協議会室にお集まり願います。

15 時 20 分であります。お願い致します。

午後 3 時 0 4 分 散 会

令和 8 年 豊丘村議会第 1 回定例会
(第 3 号)

令和 8 年 第 1 回豊丘村議会定例会会議録 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 2 6 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分開議

日 程
開 会
日 程

- 第 1 議案第 3 号 豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について (社会文教委員会報告)
- 第 2 議案第 4 号 豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について (総務産建委員会
報告)
- 第 3 議案第 5 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (総務
産建委員会報告)
- 第 4 議案第 8 号 豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について (総務産建委員会報告)
- 第 5 議案第 1 0 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号 (予算決算委員会報
告)
- 第 6 議案第 1 1 号 令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号 (予算決
算委員会報告)
- 第 7 議案第 1 2 号 令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号 (予算
決算委員会報告)
- 第 8 議案第 1 3 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号 (予算決算委
員会報告)
- 第 9 議案第 1 4 号 令和 8 年度豊丘村一般会計予算 (予算決算委員会報告)
- 第 1 0 議案第 1 5 号 令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算 (予算決算委員会報
告)

- 第 1 1 議案第 1 6 号 令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算（予算決算委員会報告）
- 第 1 2 議案第 1 7 号 令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算（予算決算委員会報告）
- 第 1 3 議案第 1 8 号 令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算（予算決算委員会報告）
- 第 1 4 議案第 1 9 号 令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算（予算決算委員会報告）
- 第 1 5 議案第 2 1 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 1 0 号
- 第 1 6 議案第 2 2 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第 1 7 議案第 2 3 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 1 8 報告第 1 号 監査結果の報告について
- 第 1 9 閉会中継続審査及び調査申出書について
- 第 2 0 諸報告

村長あいさつ

閉 会

出席議員 12 名
(別表のとおり)

欠席議員 0 名

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

傍聴者 0 名

開 会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから令和8年豊丘村議会第1回定例会を再開致します。

本日の出席議員は、12名全員で、会議は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、説明者並びに答弁者として、下平村長はじめ、関係各位の出席を要請しております。

それでは、お手元の日程に基づき、本日の会議を進めることと致します。

ここで、本第1回定例会再開日に追加議案が提出されています。その取扱いについて、議会運営委員会を開催し、審査いただいておりますので、議会運営委員長より報告を願うことと致します。

武田 徹議会運営委員長。

○議会運営委員長（武田 徹） おはようございます。

それでは、議会運営委員会から報告をさせていただきます。

去る3月19日に議会運営委員会を開催し、本日追加議案として提出をされております議案の取扱い等につきまして、審議を致しましたので御報告を致します。

まず、議事日程を御覧ください。

まず、日程1から日程4の条例改正、又制定についてでございますけれども、開会日に各委員会のほうに付託してございますので、委員長より報告を受け、審議、御決定をいただきたいと思いますと思っております。

続いて、日程5から日程8までの補正予算案4件でございます。これにつきましても、開会日に予算決算委員会のほうに付託をしてございますので、委員長より報告を受け、決定をいただきたいと思います。

続いて、日程9から日程14、令和8年度の各会計の予算案でございます。これにつきましても、開会日に予算決算委員会に付託してございますので、委員長より報告を受け、御決定をいただきたいと思います。

続いて、追加案件でございます。

今回の追加、補正予算案1件、一般案件2件、報告案件1件でございます。

まず、日程15、議案第21号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第10号、本日即決でお願い致します。

日程 16、議案第 22 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、本日即決でお願い致します。

続いて、日程 17、議案第 23 号、辺地に係る総合整備計画の変更について、本日即決でお願い致します。

裏面へ行っていただきまして、日程 18、報告第 1 号、監査結果の報告について、監査委員さんより報告を受けることと致します。

日程 19、閉会中継続審査及び調査申出について、各委員会より申し出について報告を受け、決定いただきたいと思います。

日程 20、諸報告となります。

以上、議会運営委員会での決定事項でございます。よろしく御決定いただきますようお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 追加議案等の取扱いにつきましては、ただいま議会運営委員長報告のとおり取扱うことと致します。

それでは、お手元の議事日程に基づき、本日の会議を進めることと致します。

これより、議事に入ります。

=== 日程 1 議案審議 ===

◇ 議案第 3 号 豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（社会文教委員会報告）

○議長（平澤恒雄） 日程 1、議案第 3 号、豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題と致します。

議案第 3 号については、開会日に社会文教委員会に付託し、審査していただいておりますので、その結果について報告願うことと致します。

武田篤子社会文教委員長。

○社会文教委員長（武田篤子） おはようございます。

それでは、社会文教委員会の審査報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

令和 8 年第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、豊丘村議会会議規則第 72 条の規定により報告します。

議案第 3 号、豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。審査の結果、可決です。採決の日は 3 月 5 日であります。

それでは、詳細について説明致します。

審査日程です。

付託年月日、令和8年3月3日。

審査年月日、令和8年3月5日。

出席者です。委員6名、執行部より菅沼副村長、木村子ども課長、事務局より佐藤書記の出席をいただいております。

事件の概要、審査の結果です。

まず、議案の概要について説明致します。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法の規定により、条例を整備するもの。

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は、保育所その他内閣政令で定める施設において、3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

豊丘村においては、一時預かりの定員の中で、一般型として中央保育園で事業を実施する。長時間保育を行っている場所で、一時預かり担当職員が担当し行う。対象の子供さんは、生後6か月から満3歳未満、定員は3名、利用可能時間は月10時間まで、利用料金は一時間300円。これは国の基準によるものであります。事業を行う日、料金、定員等については、要綱で示されます。

条例の施行日は、令和8年4月1日です。

質疑の中には以下のようなものがありました。

「条例の定める基準の状況について伺う。3条『明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員』、9条、『児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない』とあるが、その訓練を受けているのか。5条『乳幼児の保健衛生、危害防止』、6条『非常災害に対する具体的計画』、7条、『安全計画』、15条、『感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施』、17条、『乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない』についての現状は。8条『乳幼児の所在を確実に把握することができる方法』については。22条ほふく室、乳児室の面積の確保はできているのか。又、施行日が4月1日とあるが間に合う設備体制になっているのか。不足なところは今回の当初予算に反映されているのか。」

回答と致しまして、「設備面については、保育園であるので全て揃っている。計画等については、防災計画・安全計画もある。感染症予防、まん延防止訓練等職員全員で研修を行っている。17条に『重要事項に関する規定を定めておかなければならない』とあるが、事業を行う日、料金、定員等については要綱のほうで示していきたい。訓練を受けた職員ということについては、保育士の免許を持ち、研修も年2回以上受けている。8条については、車の移動をしての保育は考えていない。所在の把握については、現在チェックシートではなく人数確認の方法で行っている。乳児室は0歳児のねんねの時期の子供の使う部屋、ほふく室はハイハイ、歩行を始めた子供の使う部屋、それ以上の子供が使う部屋は保育室という。この事業を使う部屋はかなり広い部屋、36.75 m²ある。ゆったりと遊んでもらえる。でも、保育園であるので、この部屋だけでなく、保育園の子供とも関わりながら保育をしていきたい。4月1日からの受入れは、まだ担当者も決まっていない状況であり、無理。できるだけ早い時期から事業ができるようにしていきたい。当初予算への反映は収入の補助金のみ。」。

「転落防止についての対策は。授乳の必要な子はどうなるのか。」。

回答と致しまして、「転落防止に関しては柵がある。授乳については、家庭との連絡の中でどのようにするのかの検討になる。」。

「対象者は村内にどのくらいいるのか。希望が多い場合にはどのようにするのか。」。

回答と致しまして、「2歳児については8割強、1歳児は6～7割弱、0歳児は3割くらい保育園に入所しているので、対象者はそれ以外の方となる。保育園に子供さんを出されない方は、自分で見たいという思いで見ているので、希望されたときにはなるべく受けていきたい。今の一時預かりも定員以上になることがある。関係者と話し合う中で、別の日で可能なら変更してもらおう等対応しているが、どうしてもという場合には定員以上であっても園長、自分、又ほかの職員等に関わってもらい対応している。この事業もそのようにしていきたい。」。

「食事についてはどのように考えているのか。」。

回答と致しまして、「給食でも弁当でもよい。面接のとき、家庭の方との話合いの中で決める。給食だと有料になるが、アレルギーのあるお子さんについては対応できない。」。

「今までの券を配る事業については継続して行うのか。何時間までとかあるのか。」。

回答と致しまして、「一時預かりで年間3時間券を2枚配っている。」。

「登録制を取るのか。」。

回答と致しましては、「登録してもらって行う。」。

「規約についての書面を交付するのか。」。

回答としましては、「預かりであるのでそういったことは行わないが、子供の育ちに何が大事かということをおうちの方と一緒に話ししながら考え、子供さんを一緒に育てていきたい。」。

又、「万が一、何かあったときのためにできないことについて明確にしていくことが必要であると思う。書面があったほうがよいと思うので検討してみてほしい。」との要望がありました。

「事業の告知はどのように行うのか。」。

回答と致しまして、「ホームページで行う。」。

又、「対象年齢者がいるような方に通知するとか、保育園等で積極的な通知をしてほしい。」との要望がありました。

「預かりについては屋内で行うのか。」。

回答と致しまして、「赤ちゃんは屋内が主になる。子供さんの様子、お天気等を見ながら、屋外での保育も行う。」。

『「乳児室にはベビーベッドを備え』とあるが、その点はどうか。」。

回答と致しまして、「保育に必要な用具を用意するようになっている。生後6か月から3歳未満の3人の子供の預かりの中では、必ずしも必要ではないので、今後必要ということになれば設置を考えていく。」。

討論はありませんでした。

採決の結果。賛成5、反対0。委員会としては可決となりました。

以上、社会文教委員会の審査報告です。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいまの議案第3号、豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する、社会文教委員長の報告は可決の報告でございました。

ここで、議案第3号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第3号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第3号、豊丘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第4号 豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について(総務産建委員会報告)

○議長(平澤恒雄) 続いて、日程2、議案第4号、豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定についてを議題と致します。

議案第4号については、開会日に総務産建委員会に付託し、審査いただいていますので、その結果について報告を願うことと致します。

壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長(壬生眞由美) おはようございます。

総務産建委員会より、審査の報告をしていきたいと思います。

お手元の資料を御覧ください。

令和8年第1回定例会において、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、豊丘村議会会議規則第72条の規定により報告致します。

議案第4号、豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について、審査の結果は、可決でございます。

審査日程は、付託年月日、令和8年3月3日。

審査の年月日、令和8年3月5日でございます。

出席者は記載のとおり委員全員と執行部から下平喜隆村長、福澤総務課長、岡田産業振興課長、大原真一農政係長、貝原 亨移住定住係長、事務局より、元島明彦議会事務局長が出席されました。

次に、事件の概要、審査の経過及び主な質疑、討論でございます。

議案の概要ですが、令和8年8月から使用開始予定である豊丘村滞在型農園施設、以下クラインガルテンの設置及び管理について定めるもの。この条例では、簡易宿泊型施設(以下「ラウベ」付き)農園は、南エリア4区画、北エリア6区画及び交流棟等構成施設と、その使用料、その他使用に関する事項、指定管理者が行う業務等を定める。当施設の使用期間は、4月1日から翌年3月31日までを原則とし、4回まで更新できる。

これは、特定農地貸付法の貸付期間5年間を根拠とするものです。又、農地及び地域資源の利活用により、交流の場、地域活性化を図る場として機能するよう、使用を中止される場合は、90日前までに届け出る事等、現在想定される具体的な手続き等を定めた規則、ペット同伴規約等も併せて提案されました。

次に、主な質疑でございます。

「クラインガルテンの利用者は個人に限られるのか。ワーケーション利用として法人が使用すること」について、「法人の使用は想定していなかった。特定農地貸付法と照合して判断する。」という回答でした。

利用者の選考方法については、「4月に募集要項を公表し、5月から募集受付を開始する。募集要項では現地を一度見ていただくことを条件とし、職員が案内する。その後、書類審査の上、応募多数の場合は抽選とする。」という回答でした。

「敷地内に植栽する計画はあるか。又、有害鳥獣対策」については、「植栽する計画はない。ラウベ付き農園には周囲に柵の設置を検討している。」という回答でした。

「施行規則にある『交流施設の休館日』」については、「交流棟には貸出用の農機具を設置し、10月から地域おこし協力隊が着任する。利用者が少ないと思われる水曜日を隊員の休日とする。」。又、「貸出規定は別途。」という回答でした。

『ペット同伴規約』について、中型の犬に限るとしているが、猫やヤギ等様々なケースが考えられる。又、飼育の詳細な規定については、村内のペット飼育の規定に準じるとしてはどうか。」ということについては、『ペット同伴規約』検討小委員会で検討していく。」という回答でした。

討論はございませんでした。

採決の結果、賛成5、反対0、全員一致で可決でございました。

以上、総務産建委員会の報告です。審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄）　ただいま議案第4号、豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について、総務産建委員長長の報告は可決の報告でございました。

ここで議案第4号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　特にないようです。

討論を終結し、議案第４号の採決を行います。

お諮りします。

議案第４号、豊丘村滞在型農園施設設置条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第５号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（総務産建委員会報告）

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程３、議案第５号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案第５号については、開会日に総務産建委員会に付託し審査いただいておりますので、その結果について報告を願うことと致します。

壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） それでは、議案第５号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員会の審査の報告を致します。

出席者は、総務産建委員全員と連合審査の参加委員として、社会文教委員会より武田篤子委員長、吉川明博副委員長、武田 徹委員、唐澤 健委員、井原康明委員、唐澤克己委員が参加されました。

執行部からは下平喜隆村長、菅沼康臣副村長、宮島しずか税務会計課長、牧野内良幸税務係長、松村幸紀健康福祉課長、多田宏美保健衛生係長、林 奈都美国保担当職員、事務局より、元島明彦議会事務局長、佐藤真理子書記が出席されました。

次に、審査の経過及び主な質疑、討論でございます。

議案の概要は、令和８年度の国民健康保険税の賦課徴収の改正点は以下のとおりでございます。

①こども・子育て支援の拡充のため、新たに「こども・子育て支援納付金」を賦課徴収する。

②医療保険分の課税限度額を１万円引上げ、６７万円とし、後期高齢者支援分、介護保険分と合わせて課税限度額を１１０万円に引き上げる。

③軽減世帯の一人当たりの軽減判定所得の基準額を５割軽減世帯で５,０００円、２割軽

減世帯で1万円引上げる。

④2次医療圏内の医療分と負担統一に向け、均等割額及び平等割額を1万8,500円及び1万8,000円に引上げる。

次に、主な質疑です。

「国保税の改正議案は、6月定例会で提案されていました。7年度の所得が確定前だが、税率等算定はどのようにされたのか。」について、「システム上の問題で、令和7年度は5月の国保運営協議会に前年度所得が確定しない状況であり、5年度の所得で税率を算定した。今年は2月に6年度の所得で算定し、運営協議会に諮問し、答申いただいている。又、実際の賦課徴収には確定した7年度所得を根拠とする。」という回答でした。

「支出に対する保険料不足額を予備費や繰越金で賄っている。令和9年度までに、医療分の均等割と平等割を2万円に統一するという県の方針に向け、他町村より低い所得割4.92%を引上げる時期かと思うこと」については、村長より、「繰越金にはまだ余裕があり、担当の提案を尊重し、無理な引上げはしない。」という回答でした。

又、担当職員からは、「子ども・子育て支援金」の負担が新たに加わるため、今回は予定していた引上げ額を1,000円から500円に抑えた。このため、『9年度統一』が1年遅れるかもしれない。診療報酬の改定で医療費の上昇も考えられ、今後、所得割の税率改定も必要になる。」という回答でした。

又、「子ども・子育て支援金について、『実質的な負担はない』としているが。」という質問については、「協会けんぽや共済けんぽに比べて、国保における子育て支援金の負担は低く抑えられている。国は、給与所得控除額の増額や基礎控除等、子育て世帯の税の軽減も含めて全体の負担はない、としている。」という回答でした。

討論はございませんでした。

採決の結果、賛成5、反対0。全会一致で可決でございます。

審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） ただいまの議案第5号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに対する総務産建委員長の報告は、可決の報告でございました。

ここで、議案第5号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第５号の採決を行います。

お諮りします。

議案第５号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第８号 豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程４、議案第８号、豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案第８号については、開会日に総務産建委員会に付託し審査いただいておりますので、その結果について報告を願うことと致します。

壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） それでは、総務産建委員会の審査報告で、議案第８号、豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部改正の条例の制定について、審査の報告をしてまいります。

審査の結果は可決でございます。

採決の日は３月５日。付託年月日及び審査年月日については、先ほどの議案と同じように３月３日に付託。審査は３月５日でございます。

出席者は委員全員で、執行部からは下平村長、福澤総務課長、事務局より元島議会事務局長が出席されました。

次に、事件の概要、審査の経過及び主な質疑、討論でございます。

議案の概要でございますが、令和８年４月から地区自主消防の隊員や消防団ＯＢを機能別消防団員として処遇し、活動していただくことを予定し、規則に機能別消防団員を明記するとともに、新たに定める機能別消防団員規程に基づき、活動交付金等を規則に明示する。あわせて、任用、欠格条項、服務規律の規定において、現状に合わせて必要な改正を行うものです。

次に、主な質疑です。

「消防団OBの人数と活動内容」について、「消防団自体が団員数は約70人で、女性班、役場消防班も含まれる。令和8年度から各分団、自動車班1班の機関を基本とする。3つの機関だけでは、火災の際に対応が手薄になる不安がある。役場消防班は勤務中の火災に対応する。又、OB班は33歳で退団された皆さん、15～20人くらいで機関班を組織していただいてはどうか。退団後も消防団として自動車班の活動に残りたい方は、機能別ではない基本団員として残れるケースもある。OB班が増える傾向になった場合は、自主消防へ移行してもらうことを団本部では検討している。」という回答でした。

「自主消防団員を機能別消防団員に任用する際に、どのように決めるか」について。

「地区の消防団員は今までの活動をベースにしている。地区名をつけ、『河野区自主消防班』等の班編成をとり、機能別消防団員へ移行することを確認している。現在、全地区で自主消防が組織される方向にある。機能別消防団の活動拠点として、消防団で使用予定がない詰所の利用を調整中。車両や機関についても自主消防班で活用を調整していく。箱バンタイプの軽便車両2台はOB班と役場消防で活用する。」という回答でした。

「OB班の団員が基本団員の活動に参加する規定」については、「団本部としてOB班としての活動は規定はしていないが、操法大会に参加を希望する場合は認めていく。OB班は機能別消防団員ではあるが、火災の際には全村で対応していただくことを想定している。上限年齢は設けず、退団を10年程度とし、地区の自主消防班との兼ね合いもある。OBのラッパ班も5名ほど対応できる見込み。」という回答でした。

「機能別消防団員の入団と退団について」は、「団本部では正規の団員に辞令を交付する。機能別団員のうち、OB班については検討中だが、地区の自主消防班については想定していない。退団のタイミングはそれぞれの班に任せる形になると考えている。」という回答でした。

討論はございませんでした。

採決の結果。賛成5、反対0。全会一致で可決でございました。

以上です。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） ただいまの議案第8号、豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する総務産建委員長の報告は、可決の報告でございました。

ここで、議案第8号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 特にないようです。

討論を終結し、議案第8号の採決を行います。

お諮りします。

議案第8号、豊丘村消防団の定員、任免等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第10号 令和7年度豊丘村一般会計補正予算第9号(予算決算委員会報告)

◇ 議案第11号 令和7年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第2号(予算決算委員会報告)

◇ 議案第12号 令和7年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号(予算決算委員会報告)

◇ 議案第13号 令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号(予算決算委員会報告)

○議長(平澤恒雄) 続いて、日程5、議案第10号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第9号、日程6、議案第11号、令和7年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程7、議案第12号、令和7年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程8、議案第13号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号、以上4件を一括議題と致します。

議案第10号から13号までの4件は、開会日に予算決算委員会に付託し、審査いただいておりますので、その結果について一括報告をお願い致します。

酒井浩文予算決算委員長。

○予算決算委員長(酒井浩文) おはようございます。

それでは、令和8年第1回定例会開会日において、予算決算委員会に付託された4件の補正予算について、報告を致します。

まず、初めに審査の結果ですが、議案第10号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第9号、審査の結果は可決です。

続いて、議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号、審査の結果は可決。

議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号、審査の結果は可決です。

議案第 13 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号、審査の結果は可決となっております。

審査の日程ですが、付託が令和 8 年 3 月 3 日、議会開会日となります。

審査年月日ですが、令和 8 年 3 月 12 日、1 日のみとなっております。

審査への出席者ですが、委員につきましては、唐澤克己委員を除く全委員となっております。平澤議長は非委員となっております。

執行部からは、下平村長、菅沼副村長、壬生教育長、以下各課長、各課担当者、原 国人代表監査委員、元島事務局長となっております。

続いて、議案と主な質疑、討論、審査の結果について報告致します。

まず、初めに、議案第 10 号、令和 7 年度一般会計補正予算第 9 号についての報告を致します。

議案の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 5,389 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 68 億 378 万 1 千円とするというものです。

質疑です。

有害鳥獣対策や施設整備、それから物価高騰への対応等が主な審査対象となりました。

まず、初めに、有害鳥獣対策についてですが、「鹿・猪の捕獲単価引上げと予算増額の要因は何か。」という質問に対しまして、「1 月末時点で鹿、約 150 頭、猪、約 75 頭と、昨年並みの捕獲数だが、捕獲単価を 2 万 3,000 円に引き上げたことと、年度末までの不足分を見込んで増額補正した。」という回答。

防護柵設置補助金についての質問ですが、「200 万円増額の申請状況は。」という質問に対しまして、「設置希望者が増えており、昨年同時期の 21 件に対し、1 月末時点で既に 27 件の申請があるため。」。

次に、自治会集会施設改修補助に関する質問ですが、「100 万円増額の主な改修内容は。」という質問に対しまして、「自治会からの申請が多く、主に LED 化や細かな施設改修に対応するための増額である。」という回答でした。

学校給食費に対する質問ですが、「80 万円増額の理由は。」という質問に対しまして、「米の価格が高騰しているため、村独自の負担により給食の提供を維持するために補正

した。」という回答です。

クラインガルテン事業に関する質問ですが、「地盤改良工事（杭打ち）が必要になった経緯は。」という質問に対しまして、「ボーリング調査の結果、地下 7.5m まで軟弱地盤であることが判明したため、建物部分の補強を行う。」という回答でした。

「埋め戻しに使用する土の内容は。」という質問に対しまして、「深い部分にはダムの廃砂、非常に安定する素材ということですが、これを使用し、表面には敷地内の表土を利用して復旧する。」という回答でした。

生活保護世帯への支援についての質問ですが、「エアコン設置費用の財源は。」という質問に対しまして、「国の交付金を活用しており、生活保護世帯については全額公費で賄われる仕組みである。」という回答でした。

討論はありませんでした。

採決ですが、可決。賛成 9、反対 0 となっております。

続いて、議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についての報告を致します。

議案の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 619 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6 億 6,620 万 7 千円とするというものです。

質疑、討論ともにありませんでした。

採決の結果、可決。賛成 9、反対 0 となっております。

次に、議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についての報告を致します。

議案の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 990 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 840 万 6 千円とするというものです。

質疑、討論ともにありませんでした。

採決の結果ですが、可決。賛成 9、反対 0 となっております。

おしまいに、議案第 13 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 5 号についての報告です。

議案の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 330 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 億 7,098 万 4 千円とするというものです。

質疑、討論ともにありませんでした。

採決の結果、可決となっております。賛成 9、反対 0 ということです。

以上、4 件の補正予算の報告となります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） ただいま、議案第 10 号から議案第 13 号までの 4 件の令和 7 年度補正予算に対する予算決算委員会での審査結果の報告でございました。

これより案件ごとに審議を願うことと致します。

まず最初に、議案第 10 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号について、委員長報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 10 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 10 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 9 号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、委員長報告は可決の報告であります。

質疑を省略し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 11 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 11 号、令和 7 年度豊丘村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 12 号、令和 7 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号につ

いて、委員長の報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います、討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 特にないようです。

討論を終結し、議案第12号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第12号、令和7年度豊丘村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号について、委員長の報告は可決の報告であります。

質疑を省略し、討論を行います、討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 特にないようです。

討論を終結し、議案第13号の採決を行います。

お諮りします。

議案第13号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第5号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第14号 令和8年度豊丘村一般会計予算

◇ 議案第15号 令和8年度豊丘村国民健康保険特別会計予算

◇ 議案第16号 令和8年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算

◇ 議案第17号 令和8年度豊丘村介護保険特別会計予算

◇ 議案第18号 令和8年度豊丘村水道事業会計予算

◇ 議案第19号 令和8年度豊丘村下水道事業会計予算

○議長(平澤恒雄) 続いて、日程9、議案第14号、令和8年度豊丘村一般会計予算、日程10、

議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算、日程 11、議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算、日程 12、議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算、日程 13、議案第 18 号、令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算、日程 14、議案第 19 号、令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算、以上 6 件を一括議題と致します。

議案第 14 号から 19 号については、開会日に予算決算委員会に付託し、審査していただいておりますので、その結果について一括報告願うことと致します。

酒井浩文予算決算委員長。

○予算決算委員長（酒井浩文） それでは、令和 8 年第 1 回定例会開会日に予算決算委員会に付託されました令和 8 年度の当初予算 6 件の審査について報告を致します。

まず初めに、審査の結果から報告致します。

議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算、審査の結果ですが、可決となっております。

続いて、議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算、審査の結果は可決。

議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算、審査の結果は可決となっております。

議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算、審査の結果は可決となっております。

議案第 18 号、令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算、審査の結果は可決となっております。

議案第 19 号、令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算、審査の結果は可決となっております。

審査の日程ですが、付託は令和 8 年 3 月 3 日、審査の日程ですが、令和 8 年の 3 月 11 日、そして 12 日、2 日間にわたり行いました。

出席者ですが、当日は唐澤克己委員、そして井原康明委員が 11 日初日の午後のみ欠席で、ほか全議員の出席となっております。平澤議長は非委員となっております。

執行部からは、下平村長、菅沼副村長、壬生教育長、ほか各課長、各担当者、原 国人代表監査委員、元島議会事務局長となっております。

議案と主な質疑、討論、審査の結果について報告致します。

報告書の 4 ページからになります。

まず初めに、議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算について、報告致します。
議案の概要ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55 億 8,000 万円と定め
るというものです。

主な質疑について報告致します。

デジタル化における住民サービスの向上、物価高騰への対応、子育て環境の整備等、
多岐にわたる質問が行われましたので、この中から主なもののみ報告を致します。

まず初めに、総務・防災インフラに関する質問です。

「南信州広域連合の事務センター整備で、村が交付税を代表受領する理由は何か。」と
いう質問に対しまして、「豊丘村のような規模の小さい自治体が申請したほうが国から
の交付税措置率が高くなるためである。」という回答です。

「役場駐車場の白線が薄れているが改修予定はないか。」という質問に対しまして、
「8 年度予算にはないが、将来的に一斉にきれいにしたいと考えており、緊急時は維持
管理費で対応する。」という回答です。

「マイクロバス更新時、座席幅の広い車両にできないか。」という質問に対しまして、
「検討したが、座席幅を広げると児童の送迎に必要な 29 人の定員を確保できないため、
従来規格での更新となる。」という回答です。

「生活環境整備、これ地区要望に関するものですが、補助上限引上げ 40 万円から 60
万円の理由は何か。」という質問に対しまして、「物価高騰への対応と住民による直営施
工が困難な箇所での業者委託を誘引するため。」という回答です。

「ふるさと納税の郵送量が大幅に増えている理由は何か。」という質問に対しまして、
「年間 10 万件の発送を見込んでおり、事務の効率化のため外部委託費を含めて計上し
ている。」という回答です。

「災害時協力井戸の登録制度の目的は」という質問に対しまして、「断水時に備え、飲
用可能な井戸を把握・登録し、2 年に 1 回の水質検査費用を村が負担し、安全性を確認
する。」という回答です。

税務窓口関係に関する質問ですが、『e L T A X』、これは地方税電子申告の拡大によ
る住民への利便性はどうか。」という質問に対しまして、「24 時間 365 日オンラインでの
申告・納税が可能となり、国税と地方税の連携強化により事務効率も向上する。」という
回答をいただいております。

『e L T A X』と『e - T a x』の違いは何か。」という質問に対しまして、『e -
T a x』は国税用（所得税等）、『e L T A X』は地方税用のシステムである。」という回

答をいただいております。

「『Web口座振替受付サービス』の利用見込みは。」という質問に対しまして、「月に100件程度の利用を想定しており、平日に金融機関へ行けない現役世代への利便性が高まる。」という回答です。

「納税通知書の電子化による影響は。」という質問に対しまして、「希望者には紙の通知書の代わりに電子納付書が届くようになり、スマホ決済等で納税が促進される。」という回答です。

「窓口でのキャッシュレス決済導入の検討状況は。」という質問に対しまして、「戸籍謄本や住民票の発行手数料について、オンライン決済や現金以外の支払いができるよう検討を進めている。」という回答です。

健康福祉・子育て支援に関する質問ですが、「高齢者補聴器購入費助成、これは新規の事業ですが、この要件は何か。」という質問に対しまして、「認知症予防の観点からの実施で、医師の診断に基づき認定店で購入する管理医療機器として、補聴器、これは2分の1補助、上限3万円を対象とし、簡易な集音器は除外する。」という回答です。

「福祉タクシーの予算が減っているが大丈夫か。」という質問に対しまして、「免許を保持し続ける高齢者が増えており、近年の実績に基づいて算定している。」という回答です。

「3歳児への『子供用非常持ち出し袋』の配布の目的は。」という質問に対しまして、「おむつや食料等をセットにして配布することで、家庭での防災意識向上のきっかけとする。」という回答です。

「保育園プールの『日除け対策工事』の範囲は。」という質問に対しまして、「プールの半分程度が日除けになるようカーポートタイプの屋根等を設置し、園児の発達を促す水遊びを安全に行えるようにする。」という回答です。

産業・観光・移住定住関係についての質問になりますが、「新設された『家屋解体助成金』と従来の空き家助成金の違いは何か。」という質問に対しまして、「親族間、一例ですが、孫が祖父母の家を壊して建てる等の建替えでも利用できる。」という回答です。

「地域おこし協力隊への『日々のサポート業務』の内容は何か」という質問に対しまして、「隊員が増えたため第三者の専門家が面談等を行い、悩みや活動状況を吸い上げて村に報告する体制を整える。」という回答です。

「道の駅『豊かな丘』正面の緑地改修に500万円追加された理由は何か。」という質問に対しまして、「当初の900万円では植栽や土の入替え、パラソル設置等に不足するため

利便性と賑わい向上のため増額した。」という回答です。

「鹿・猪の捕獲報酬を引上げる理由は何か。」という質問に対しまして、「捕獲意欲を高めるため鹿1頭につき3万円、従来2万3千円のを増額する。」という回答です。

最後に、教育・学校運営についての質問ですが、「学校体育館へのエアコン設置計画は。」という質問に対しまして、「8年度は実施せず、電気・ガス・冷風扇等の方法や、避難所としての非常用電源を含め、最適な方法を調査検討する。」という回答です。

「中学校プール授業を外部委託する継続性はどうか。」という質問に対しまして、「8年度も継続する。既存の学校プールは防火水槽としての機能を残しつつ、将来的な解体時期を検討する。」という回答。

「給食費の完全無償化に伴う財源と単価は。」という質問に対しまして、「全額公費約3,950万円で負担する。物価高騰により一食当たりの単価は小学校295円、中学校350円程度を見込む。」という回答です。

「南北小学校の『校旗』を新調するスケジュールはいつか。」ということですが、回答は「8年度に作成し、9年度の入学式、又は150周年記念事業でのお披露目を予定している。」という回答です。

討論はありませんでした。

採決は可決、賛成9、反対0となっております。

続いて、議案第15号、令和8年度豊丘村国民健康保険特別会計予算についての報告を致します。

議案の概要ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ5億9,900万円と定めるというものです。

主な質疑の内容ですが、「高額医療費が前年度より600万円増額となっているが、具体的にどのような事例が多いか。」という質問に対しまして、「脳血管疾患、これは1件で約2,300万円の事例や、心疾患の入院、又は人工透析、一人当たり年間400～500万円の利用者が増えている。又、がん治療等の新薬の薬価が高額、年間で約300万円～700万円でもあることが要因になっている。」という回答です。

「人間ドック補助と個别人間ドック補助の違いは何か。」と、「脳ドックの扱いはどうか。」という質問に対しまして、「人間ドック補助は節目の年齢を対象としているもの。個别人間ドック補助は、それ以外の年齢層が任意で受診した際の補助である。人間ドックには脳ドックの項目も含まれており、特定健診の血液検査項目を含むものも対象としている。」という回答です。

「健診会場が保健センターから厚生連病院に変更されますが、出張費等の経費は削減されるのか。」という質問に対しまして、「以前から出張費は発生しておらず、健診項目や料金も同額であるため、単価に変更はない。」という回答です。

討論はありませんでした。

採決ですが、可決。賛成 9、反対 0 となっております。

次に、議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算の報告です。

議案の概要ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ 1 億 1,420 万 4 千円と定めるというものです。

質疑、討論はありませんでした。

採決ですが、可決。賛成 9、反対 0 となっております。

次に、議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算について、報告致します。

議案の概要ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ 8 億 4,000 万円と定めるというものです。

主な質疑の内容ですが、『受領委任払い』を住宅改修に導入する理由は何か。」という質問に対しまして、「一件当たりの費用が約 10 万円と大きく、利用者の一時的な金額負担を軽減するため。」という回答です。

「住宅改修に『受領委任払い』を導入するが、福祉用具の購入にも適用できないか。」という質問に対しまして、「住宅改修は一件当たり約 10 万円と高額で利用者の負担が大きいため、まずこちらから導入する。福祉用具、平均約 3 万円については今後の様子を見て検討したい。」という回答。

「認知症カフェ委託料に差がある理由は何か。」という質問に対しまして、「開催場所、村内 3 か所で行っておりますが、各それぞれの参加人数や実情に応じたもので、人数が多い箇所については希望により増額している。」という回答です。

討論はありません。

採決ですが、可決。賛成 9、反対 0 となっております。

次に、議案第 18 号、令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算について、報告致します。

議案の概要ですが、収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益 2 億 397 万 8 千円、水道事業費用 2 億 1,465 万 5 千円と定める。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入 9,831 万円、資本的支出 8,590 万 3 千円と定めるというものです。

主な質疑の内容になります。

「一般会計からの繰入比率を 50%から 80%に引上げる理由は何か。」という質問に対しまして、「資材費・人件費の高騰（約 3 割増し）や国の補助率低下（3 分の 1 から 4 分の 1 へ）、さらに金利上昇（0.7%から 2.2%）により、現行の料金水準では借入金の返済が困難になるため、不足分を一般会計で支援するものである。」という回答です。

『新伴野配水池』の設置により、既存の『北入配水池』を廃止するのか。」という質問に対しまして、『新伴野配水池』を高台に設置することで、北入地区への直接自然流下で配水可能となる。これにより、北入のポンプ施設や配水池が不要となり、維持管理費を削減できる設計としている。」という回答でした。

「スマートメーターの試験導入の状況はどうか。」という質問に対しまして、「現在、公共施設や一般家庭、山間地等様々な条件下で電波の届き具合を確認している。中部電力の検針ネットワークを活用し、精度を確認した上で将来的な本格導入を検討する。」という回答でした。

討論はありませんでした。

採決ですが、可決。賛成 9、反対 0 となっております。

それでは最後に、議案第 19 号、令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算について、報告致します。

議案の概要ですが、収益的収入及び支出の予定額は、下水道事業収益 2 億 6,567 万円、下水道事業費用 2 億 9,762 万 8 千円と定める。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入 7,494 万円、資本的支出 7,428 万 5 千円と定めるというものです。

主な質疑の内容ですが、「環境調査や機器整備の予算が『一式』となっているが、この根拠は何か。」という質問に対しまして、「10 年に一度の計画的な調査や、脱臭設備の炭の入替え等、過去の実績や業者見積もりに基づき積算している。」という回答です。

「自家発電装置の売却に伴う『雑支出』の内容は何か。」という質問に対しまして、「老朽化した自家発電装置を更新する際、旧機器を売却した。この機器は当初、国の補助金を受けて設置したものであるため、売却益のうち補助金相当分を国へ返却するものである。」という回答です。

「下水道台帳のデジタル化に関する補助金の支出先は。」という質問に対しまして、「維持管理費の中でデータ整備業務委託料として計上されている。」という回答です。

討論はありませんでした。

採決ですが、可決。賛成 9、反対 0 となっております。

以上、予算決算委員会に付託されました、令和 8 年度の当初予算 6 件の審査の結果について、報告を致しました。

御審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいま議案第 14 号から 19 号まで、6 件の令和 8 年度予算に対する予算決算委員会での審査結果の報告でございました。

これより、議案ごとに審議を願うことと致しますが、ここで休憩と致します。

10 時 25 分まで 15 分間、暫時休憩と致します。

休 憩 午前 10 時 10 分

再 開 午前 10 時 25 分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き会議を続けることと致します。

最初に、議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算について、委員長報告は可決の報告であります。

質疑は省略し討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 14 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 14 号、令和 8 年度豊丘村一般会計予算について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程 10、議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計について、委員長報告は可決の報告であります。

質疑は省略し討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 15 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 15 号、令和 8 年度豊丘村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 16 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 16 号、令和 8 年度豊丘村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 17 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 17 号、令和 8 年度豊丘村介護保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

井原議員。

○ 9 番（井原康明） 次の議案 18 号に入る前に、ちょっと数字の確認をしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（平澤恒雄） はい、どうぞ。

○ 9 番（井原康明） 報告書のページ 8 ページ、（ 9 ）の令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算の概要説明の報告の中で 3 行目に当たります、「資本的収入 9,831 万円」という報告がありましたが、実際には「6,831 万円」ではないかと思いますが、委員長のほうで確認を願いたいと思います。

○議長（平澤恒雄） ただいまは予算決算委員会報告書の数字についての訂正の動議かと思いますが、ページ確認します。

○ 9 番（井原康明） ページ 8 ページ。

○議長（平澤恒雄） 8 ページ。

行数は。

井原議員。

○ 9 番（井原康明） 一番下の（ 9 ）のところ、「令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算」というところですが、①の議案の概要の説明の中の 3 行目、「資本的収入及び支出の予定額は資本的収入」、ここは数字的に「6,831 万」と記載されているんですが、委員長報告では「9,831 万」の報告がありましたので、この数字の確認です。

○議長（平澤恒雄） 動議でございます。

議題とは離れておりますが、動議ということでお聞きしたいと思います。

確認致します。

予算決算委員長。

○予算決算委員長（酒井浩文） 先ほど井原議員が御指摘のとおり、資本的収入につきまして「9,831 万円」と申し上げましたが、8 ページの報告書のとおり、資本的収入は「6,831 万円」が正しいので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 井原議員。

○ 9 番（井原康明） 結構です。

○議長（平澤恒雄） それでは、委員長報告の発言の訂正、記載の訂正はございません。

以上のとおりです。

続いて、議案第 18 号、令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算について、委員長の報告は可決の報告であります。

質疑を省略し討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 18 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 18 号、令和 8 年度豊丘村水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 19 号、令和 8 年度豊丘村下水道事業会計について、委員長の報告は可決の報告であります。

質疑は省略し討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 19 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 19 号、令和 8 年度豊丘村下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 21 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 10 号

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 15、議案第 21 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 10 号を議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 21 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 10 号について、御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ 1 億 5,771 万 2 千円を追加して、総額をそれぞれ 69 億 6,149 万 3 千円とするものとなります。

先ほど御決定いただきました、一般会計第9号補正編成後に計上が必要となった歳入歳出関係を、一緒に取りまとめて上程させていただいております。あわせて、例年3月議会の最終日にやはり提案しております、繰越明許費の関係についても提案致しますので、御確認、御決定をお願い致します。

それでは最初に歳入歳出予算の補正の関係からお願いします。

最終ページの11ページを御覧いただきます。

歳入歳出とも、主立ったところのみ、説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

最初に上段の歳入から説明していきます。

ナンバー1の特別交付税3月分の見込み額1億円の計上をさせていただいておりますけれども、10号補正編成後に県のほうから確定額の通知がまいりまして、3月の交付額が1億5,963万円ということで確定してまいりました。1億円との差額については、3月31日付の専決補正で対応させていただきます。

ナンバー2の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらは4万円の所得税定額減税に係る補足給付の関係で、不足額が生じた部分が追加交付されるものとなります。

ナンバー9、一番最後の行は、ふるさと納税5,000万円を追加して、追加後の現在の予算額は14億5,000万円になります。先日の全員協議会の説明では、「補正後は15億円」と申し上げましたが、誤りでした。最終的な今年度のふるさと納税の収入見込額については、全員協議会で説明したとおり、15億5,000万円を見込みますので、よろしくお願い致します。誠に申し訳ありませんでした。

続いて、歳出をお願いします。

行ナンバーで、ナンバーの4と5については、ふるさと納税の返礼品とサイト決済手数料の不足額を追加します。

ナンバーの6については、「はつらつ」地下ピットの給水・給湯配管の緊急修繕の関係。

ナンバーの8は、壬生沢線の道路改良工事に伴う土地購入費。3月中の契約の必要が生じた関係で、令和8年度に予定したものを一部前倒しして計上しております。

ナンバーの9は、天竜川におけます、竜東井取水口の河床の整備費用の追加分。

ナンバーの10については、八王子の宅地造成事業に係る、地盤の軟弱な箇所が確認されたということで、ボーリング調査を実施したいということで、委託料を追加致します。

ナンバーの14については、村民体育館の照明のLED化工事の不足額。9号補正の締め切りまでに変更協議が間に合いませんでしたので、今回追加させていただきます。

最終行の予備費については、歳入歳出額の調整をとって増額を計上させていただきます。

歳入歳出補正の関係は以上となりまして、ページに戻っていただきます。

3ページと4ページ、繰越明許費の補正の関係について御説明を致します。

12月議会の一般会計第6号補正で、既に4件計上しておるところであります。様々な事情があつて年度内の竣工が見込めない事業について、現時点における繰越明許費として追加・変更を計上させていただいております。

全体御覧いただきましたとおり、施設照明のLED化工事の関係が数多く計上されているところですが、照明器具の不足傾向というものがあつて、工事の期間を延長しなければならない状況にあるようですので、その点よろしくお願い致します。

LED化工事以外について、若干触れさせていただきます。

2款総務費、戸籍住民登録費の関係については、こちらは全額国庫補助対象事業の戸籍、戸籍附票、住民基本台帳システムの改修の関係。

3款民生費の関係については、低所得世帯へのエアコン設置促進事業の補助金。こちらは県の物価高騰対応の地方創生交付金を活用して、県の実施する制度に対して、村として負担する部分となつてまいります。こちら村の交付金のほうで対応してまいります。

4款の衛生費につきましては、太陽光発電蓄電システムの住宅設置補助の関係ですが、年度末までに実績報告書の提出が見込めない4件分を繰り越します。

6款の農林水産業費に移りまして、農業費、最初の竜東井の区分地上権の設定事業の関係ですけれども、9件設定を予定していたうちの1件分の補償金について、諸事情があつて繰り越します。

次の緊急自然災害防止対策事業の農業水利防災の関係については、木門井の工事の関係です。2項の林業費の補助林道整備事業については、間沢川線の蟹澤橋と本谷線の工事と管理委託料の関係を繰り越します。

7款の商工費につきましては、重点支援交付金事業として、物価高騰対応の地方創生交付金を活用した商品券の配布と地域通貨導入の関係の経費を繰り越します。

8款の土木費にまいりまして、竜神大橋の建設工事関連負担金ということで計上しておりますが、こちらが国道153号線の交差点の信号機を工事に伴って移設する関係があ

りまして、高森町と豊丘村で建設事務所へ負担金を支払う関係の豊丘村分というものです。

次の道路橋梁費の緊急自然災害防止対策事業の道路防災の関係については、中芝のどんど下線ほか7件分の工事と委託料を繰り越すと。

4ページに移りまして、道路橋梁費の道の駅正面広場改修工事、こちらは令和8年度の当初予算に計上した500万円と合わせて工事を実施する関係で繰り越します。

次の村単道路改良舗装事業については、工事完成後の確定用地測量の委託料を繰り越すものとなります。

土木費最後の4項住宅費については、八王子の宅地造成事業の関係となりまして、今回の10号補正で計上した地盤ボーリング調査の委託料も合わせて繰り越すものとなります。

9款の消防費ですけれども、地域防災計画・国土強靱化地域計画改定業務、こちらについては、気象に関する警報の見直しが来年度上半期に予定されておりますので、業務期間を延長して対応させていただきます。

10款の教育費にまいります。小学校費と中学校費、太陽光発電のパワーコンディショナーの交換の関係ですけれども、こちら両校の施設ともやはり機器の調達に期間を要したために繰り越すこととなりました。

一番最後の行の災害復旧費については、農地債の関係、堀越の切山沢の工事の関係となります。

4ページの下の部分、2番の変更の関係については、壬生沢線の南地籍の道路改良工事に関係して、今回の補正での増額の一部を加えて、繰越額の変更を計上させていただいたということでございます。

今回の追加分については、件数で22件、額では3億3,000万円弱となっております。12月議会の一般会計第6号補正での計上分を合わせますと、全体で26件、金額では8億5,000万円余ということで、勝負平のクラインガルテンと河野のりんごっ子公園の工事を繰り越す関係がありまして、例年と比べて大きな額の計上となっているところでございます。

説明は以上となります。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第21号に対する提案の説明が終わりました。

議案第21号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 21 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 21 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 10 号を原案のとおり可決すること
に御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 22 号 辺地に係る総合整備計画の策定について

◇ 議案第 23 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 16、議案第 22 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、日程 17、議案第 23 号、辺地に係る総合整備計画の変更について、以上の 2 件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略し、2 件に対する提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 22 号と議案第 23 号、辺地に係る総合整備計画の策定と変更の関係につきまして、一括して説明をさせていただきます。

最初に、議案第 22 号の整備計画の策定について、お願い致します。

令和 7 年度から令和 9 年度の 3 か年において、佐原、福島、壬生沢辺地に関する総合整備計画を策定しているところではありますが、新たに、長沢辺地においても計画の策定の必要が生じたので、関係法の規定に基づき、議会の議決をお願い致します。

豊丘村においては、壬生沢、福島、佐原、長沢の 4 つの辺地がございます。これまでも整備計画に基づいて、補助債の辺地対策事業債を活用しながら、道路改良工事ですとか、地区集会施設の増改築、あと路線バスの購入等を行ってまいりました。

昨年の計画策定時点では、長沢辺地に整備事業の予定がありませんでした。しかし、その後に水道施設計装機器の更新が計画されまして、辺地対策事業債を活用して対応す

る必要が生じたので、計画の新規策定の形をとることとなりました。

議案をめぐっていただいた 1 ページの部分には、長沢辺地の概況や施設の整備を必要とする事情、あと整備計画等がまとめられております。

2 ページについては、辺地対策事業の村全体の実施内容や実施箇所を村図のほうに落としてありますので、御確認をお願いします。

続きまして、議案第 23 号、今度は整備計画の変更について、お願い致します。

こちらについては、壬生沢辺地と佐原辺地の整備計画を変更することについて、こちらでも関係法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書をめぐっていただいた 2 ページから 3 ページ、赤文字の表示箇所が今回変更をお願いする箇所となります。

壬生沢辺地については、村道壬生沢線改良工事の対象事業費の増額、佐原辺地については、マイクロバスの更新事業に辺地対策事業債を充当するため、整備計画に追加をさせていただきます。

議案第 22 号・23 号で説明した関係につきましては、県との事前協議が現在終了しておる状況です。本日、御決定いただければ、総務大臣に申請書を提出して、認可を得た後、新年度予算に計上した事業のほうに着手してまいりますので、よろしく申し上げます。

2 件の説明は、以上となります。御審議、御決定についてよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 22 号及び 23 号に対する提案の説明が終わりました。

これより、議案ごとに審議を願うことと致します。

初めに、議案第 22 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 22 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 22 号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 23 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 23 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 23 号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを原案のとおり可決すること
に御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

=== 日程 18 報 告 ===

◇ 報告第 1 号 監査結果の報告について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 18、報告第 1 号、監査結果の報告についてを議題と致します。

監査委員より、令和 7 年度監査結果の報告が提出されておりますので、原代表監査委員より報告を受けることと致します。

原 国人代表監査委員。

○代表監査委員（原 国人） 令和 7 年度における年間の監査の概要につきまして、報告を申し上げます。

毎月の例月出納検査をはじめと致しまして、決算監査、あるいは工事の現場監査等、様々な監査にこの 1 年間取り組んでまいりましたけれども、本日は 10 月以降に取り組んでまいりました、定期監査と商工会を対象とした随時監査の結果につきまして、そのあらましを報告させていただきます。

お手元の資料の 4 ページの別紙を御覧をいただければと思います。

まず、定期監査であります。当方から監査の着眼点を各課にお示しをし、それに基

づいて説明を受けました。

これを受けまして、監査結果に対する当方の意見を 12 月に村長と教育委員会に提出を致しましたところ、2 月において、改善事項等に関する通知がございましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により公表致すことに致します。

5 ページを御覧ください。その主なものについて、申し上げたいと思います。

共通事項としまして、例月出納検査において、支払遅延の恐れがあるものが見受けられましたので、村の会計伝票作成の手引きに示されている起票日、あるいは検査日について改めて検討いただきたい旨を要望しております。

なお、資料を御覧のとおり、監査委員の要望に対する村長の回答通知は、四角く囲ったゴシックの文章でありますので、以下同様、御参考にいただければと思います。

(2) の産業振興課について申し上げます。

①の地域おこし協力隊の活動実績と地域への波及効果についてであります。

本村では平成 23 年から導入を致しまして、これまで 46 人を採用してきております。うち 16 人が村内に就業されております。今後の採用に当たりましては、本人の目的意識と村の政策の方向性とのマッチング、住民とのよい関係づくりや技術の波及が大切であるとの意見を申し上げておきます。

同じ産業振興課の②であります。農業経営基盤強化促進法に基づいて、2 年前に行われました地域計画の策定事業では、高齢化の進行と後継者の不在による遊休農地の拡大等、課題が見えてきているわけですが、この課題解決には農家自らが腰を上げることがとても大切であるということとあわせまして、村の支援策を持って地域ごとの農業振興の処方箋を練り上げていくことを要望しております。

6 ページの最下段の(4)の教育委員会であります。

今年度は小中学校に直接出向きまして「支払遅延防止法」に抵触することのないよう、伝票処理の迅速な対応を特にお願いするとともに、物品管理の状況、学校施設の課題、村費教職員の処遇等について聞き取りを行い、必要な改善策について要望しておきます。

8 ページ最下段の総務課でございます。

①の職員数と業務の見直しについてであります。9 ページの年齢別職員数の表を御覧いただくように、10 歳刻みの職員年齢構成はほぼ平準化しているという様子がうかがえます。一方、10 年間の村の人口推移では、平成 26 年当時 6,900 人であったものが令和 6 年には 6,500 人を切っておるといふ人口減少が進んでおります。役場の業務は、住民意識の変化や国・県の政策動向もあって年々多様化し複雑化しておりますが、一方で、

リニア新幹線開業を見据えた次に来る新しい時代の地域振興策等、重要なテーマが待っておりますことから、DXの推進等と並行して業務全体のスリム化、あるいは系の統合、それから若手職員の発想を期待をしたいと思います。

定期監査に関しましては、理事者側から今後の改善策について、るる回答をいただきましたけれども、その取組が具体的にどうなっていくかについては、今後とも注目してまいりたいというふうに思っております。

最後に、商工会を対象に致しました、随時監査の結果について申し上げます。

11 ページでございます。

商工会は法人としての独立性を持っておりますので、私ども監査委員の監査できる範囲は自ずと限られております。その意味で監査の着眼点は、自治法の第199条第7項の規定により、村からの財政的援助に係るものについて適切な執行が行われているか監査を致したものでございます。

その結果、補助金の事務手続きについて、若干の認識の異なる部分がありましたので、担当課において、事務的な錯誤の解消を図っていただくよう要請を致しております。

又、商品券発行事業は、未交換等の課題があるというふうに思われますので、村も関わって改善策を検討されるようお願いしておきたいと思っております。

以上、申し上げます、監査の報告とさせていただきます。

○議長（平澤恒雄） 監査委員であります、片桐忠彦監査委員、何か御発言ございますか。

片桐忠彦監査委員。

○監査委員（片桐忠彦） 特段はございません。

○議長（平澤恒雄） ただいまは、監査結果の報告でございました。

ここで何か御意見等ございますか。

井原議員。

○9番（井原康明） ちょっと確認ですが、先ほど監査委員の報告では、「監査結果を行政サイドに報告」というところから始まっておるわけですが、この報告の話題については、是正勧告として捉えていいのかどうか、その点だけお聞きしたい。

○議長（平澤恒雄） 原代表監査委員。

○代表監査委員（原 国人） 今の御質問、ありがとうございます。

様々なニュアンスがありますが、期待感もあったり、あるいは意見として申し上げたりということがあります。

共通事項の一番最初に申し上げました、支払遅延のことについては、これは課題とし

て大事に受け止めてほしいという願いを込めてございます。

それぞれのニュアンスがありますので、大きな勧告という、今、議員さん言われたようなことではないというふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） ほかにございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ほかに、特にはないようです。

監査結果の報告については、以上と致します。

◇ 日程 19 閉会中継続審査及び調査申出書について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 19、閉会中継続審査及び調査申出書についてを議題と致します。

各委員長より、閉会中継続審査及び調査について、申し出いただくことと致します。

初めに、壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） 総務産建委員会としましても、なお継続して審査及び調査をする必要がありますので、申し出ます。お願いします。

○議長（平澤恒雄） 続いて、武田篤子社会文教委員長

○社会文教委員長（武田篤子） 社会文教委員会でも、閉会中もなお継続して審査及び調査する必要がありますので、申し出をお願いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 続いて、酒井浩文予算決算委員長。

○予算決算委員長（酒井浩文） 予算決算委員会におきましても、閉会中になお継続して審査及び調査する必要がありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 続いて、武田 徹議会運営委員長。

○議会運営委員長（武田 徹） 議会運営委員会としましても、閉会中なお慎重に審査及び調査が必要があると思いますので、申し出をお願いします。

○議長（平澤恒雄） それぞれの委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査及び調査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中継続審査及び調査することに決定致しました。

=== 日程 20 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 次に、日程 20、諸報告であります。

お手元に配付したとおりであります。御確認をお願いを致します。

◇ 村長あいさつ

○議長（平澤恒雄） ここで、下平村長から発言の申し出がございますので、これを許可致します。

下平村長。

○村長（下平喜隆） 第 1 回定例会におきまして、村側から提案させていただきました、令和 8 年度当初予算並びに補正予算につきまして、全ての案件につきまして、慎重審議の中で御可決をいただきまして、大変にありがとうございました。

御存知のとおり、今、世界は大変なことになっておるわけでございます。それこそホルムズ海峡の閉鎖に伴う原油の輸入ができていないということで、ニュースでも 40 数隻のタンカーがペルシャ湾にとどまっておるという状況だそうでございます。

その中で、私ども知らなかったんですけれども、200 日以上 の 備 蓄 が あ る だ と か、それから原油から段々ナフサになって、だんだんに動いているという。ナフサの工事は止めると 1 年くらい動かないと、そんなような話もあつて、いろんなことが影響してくるんだなということを、非常に今、懸念しておるわけでございます。

一日も早いホルムズ海峡の通過ができるようになること、それから世界が本当に戦争をちょっとやめていただきたいなということ、本当それを祈るばかりでございます。

それにつきましても、豊丘村はおかげさまに、色々順調に進んでおりまして、開会日にも申し上げましたけれども、来年の今頃には、ちょうど竜神大橋のいわゆる渡り初めもできるというようなことで、その準備も粛々と始まっております。

又、色々 と 議 会 の 皆 さ ん に は 応 援 を し て い た だ か な く て は い け な い と こ ろ が た く さ んあると思いますので、よろしくお願ひしたいということと、お礼を申し上げまして、3 月議会の終わりの挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。

閉 会

○議長（平澤恒雄） ここでお諮りを致します。

本定例会につきましては、開会日に、明日 27 日までの会期を決定致しましたが、予定

しました全ての議案を議了致しましたので、明日の予備日を使わずに、本日をもって、令和8年豊丘村議会第1回定例会を閉会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、令和8年豊丘村議会第1回定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これにて、本日の会議を閉じます。大変お疲れ様でした。

午前11時06分 閉 会

議員・説明員・事務局出席表

I、議 員 出 席 表

議席番号	氏 名	第 1 日	第 2 日	第 3 日
		3月3日	3月19日	3月26日
1	堀本 丈文	○	○	○
2	武田 徹	○	○	○
3	武田 篤子	○	○	○
4	壬生 眞由美	○	○	○
5	酒井 浩文	○	○	○
6	片桐 忠彦	○	○	○
7	唐澤 健	○	○	○
8	吉川 明博	○	○	○
9	井原 康明	○	○	○
10	前沢 光昭	○	○	○
11	唐澤 克己	○	○	○
12	平澤 恒雄	○	○	○

Ⅱ、地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 2 日	第 3 日
		3 月 3 日	3 月 19 日	3 月 26 日
村 長	下 平 喜 隆	○	○	○
副 村 長	菅 沼 康 臣	○	○	○
教 育 長	壬 生 英 文	○	○	○
総 務 課 長	福 澤 信 広	○	○	○
健 康 福 祉 課 長	松 村 幸 紀	○	○	○
建 設 環 境 課 長	唐 澤 晃	○	○	○
産 業 振 興 課 長	岡 田 敬	○	○	○
税 務 会 計 課 長	宮 島 しずか	○	○	○
教育委員会事務局長	松 村 良 直	○	○	○
子 ど も 課 長	木 村 由 紀	○	○	○
監 査 委 員	原 国 人	○	—	○

Ⅲ、本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 2 日	第 3 日
		3 月 3 日	3 月 19 日	3 月 26 日
議 会 事 務 局 長	元 島 明 彦	○	○	○
書 記	佐 藤 真理子	○	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

豊丘村議会議長

署名議員

署名議員
